

平成 2 3 年舟形町議会
第 4 回定例会々議録

舟形町議会

平成23年舟形町議会第4回定例会々議録

招集年月日 平成23年12月6日
招集の場所 舟形町議会議場
開 会 12月6日 午前10時 議長宣言
応招議員

1番	佐藤 勇	6番	大場 清之
2番	奥山 謙三	7番	野尻 益夫
3番	斎藤 好彦	8番	叶内 富夫
4番	佐藤 広幸	9番	八 歙 太
5番	加藤 憲彦	10番	信夫 正雄

不応招議員 ナシ
出席議員 応招議員と同じ
欠席議員 ナシ

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長	奥山 知雄	まちづくり課長	中山 進
副 町 長	豊岡 信尋	地域整備課長	矢野 正
会計管理者	高橋 明彦	総務課財政管財班長	叶内 範夫
総務課長	高橋 剛	教 育 長	伊藤 孟
健康福祉課長	伊藤 廣好	教育委員会次長	伊藤 幸一
産業振興課長兼農 業委員会事務局長	渡辺 晴美		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 松田 清司 主 任 大場 由美子

町長提出の議案の題目

No.	件 名
1	議案第50号 平成23年度舟形町一般会計補正予算（第5号）について
2	議案第51号 平成23年度介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）について
3	議案第52号 平成23年度舟形町年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
4	議案第53号 平成23年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
5	議案第54号 平成23年度公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
6	議案第55号 舟形町暴力団排除条例の設定について
7	議案第56号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定について
8	議案第57号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議員提出の議案の題目

No.	件 名
-----	-----

1 発議第12号 哀悼決議について

議 事 日 程 別紙配布のとおり

会議録署名議員の氏名 議長は会議録署名議員に次の者を指名した。

1 番 佐 藤 勇 6 番 大 場 清 之

平成23年12月6日（火）
平成23年第4回定例会第1日目
午前10時00分開議 欠席無し

議長： おはようございます。只今の出席議員数10名です。定足数に達しております。只今から平成23年第4回定例会を開会致します。

直ちに会議を開きます。

日程第1

議長： 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第118条の規定により、議長が指名します。1番佐藤勇君、6番大場清之君の両名を指名します。

日程第2

議長： 日程第2 会期の決定についてお諮りします。8番叶内富夫議員。

6番： 会議の日程は本日6日から8日までの3日間でお願いしたいと思います。

議長： 只今8番議員より、本日6日から8日までの3日間との発言がございました。ご異議ありませんか。

（異議無しの声）

ご異議無しと認めます。よって会期は3日間とする事に決定しました。

日程第3

議長： 日程第3 諸般の報告については議案書掲載の通りです。朗読は省略致します。

日程第4

議長： 日程第4 議員派遣の報告についても議案書掲載の通りです。朗読は省略致します。

日程第5

議長： 日程第5 町長挨拶並びに行政報告を受けます。

町長： お早うございます。はじめに12月1日にご逝去されました、元議長であります故加藤俊正様に町民の皆様と共に、慎んで哀悼の意を表したいと存じます。

本日は、平成23年第4回12月定例町議会を召集しましたところ、何かと公私共にご多忙の折、全議員のご出席を賜り誠にありがとうございます。

今年の稲作の生育状況につきましては、春作業の多少の遅れはあったものの、7月から8月に掛けて数日間の豪雨の日を除けば比較的高温の日が続き、作柄も安定的に推移し、昨年のような高温障害やカメムシの大量発生には至りませんでした。最上地域の作況指数を「101」と東北農政局が公表していますように、平年並みの収穫量となりました。

J A全農山形では、平成23年度米の1俵（60kg）当たりの買い取り価格を昨年から本格的に販売を開始した「つや姫」の1等米を14,000円に設定し、県の主力米であります「はえぬき」については、昨年より3,500円高い、12,500円に設定しています。昨年は、戸別所得補償制度の実施初年度との事もあり、所得補償制度の運用を先取りしたかのような米価の下落傾向が生じ、大きな打撃を受けましたが、今年は安定した価格で推移していくことを期待し、念願しているところであります。

町の特産品でありますニラ栽培につきましては、融雪時期が遅れるなどの影響から収穫回数が減少し、収穫量が昨年より下回り、販売額においても1億円を下回る結果となりました。

昨年から本格的なネギ栽培が始まり、9月16日には生産者の念願でありましたネギ選果施設が沖の原地内に完成し、町内において出荷体制を整えることが可能となり、併せて、32名の雇用創出を図ることが出来ました。昨年は価格も高値で推移し、今年も昨年並みの価格を期待しておりましたが、高品質の舟形ネギにも関わらず、出荷当初に高値の取引はあったものの、その後、11月に入っても関東地方は温暖の日が続き、鍋物の野菜の消費量がのびないなどの要因により、価格が低迷し、販売額は3,300万円に留まる結果となりました。

3月11日の東日本大震災発生から、間もなく9ヶ月が経過しようとしています。津波被害が広範囲に及んだことや、福島第一原発発電所の前代未聞の事故が併発したり、市町村の行政施設が喪失するなど、地方自治体の機能そのものが著しく低下し、復旧作業や復興計画が思うように進展していない状況にあるのではないかと思います。

10月20日に臨時国会が収集され、本格的な災害復興に向けた審議が行われ、11月21日に震災復興対策費を含む第3次補正予算12兆1,025億円が可決、成立しております。1日も早い予算の執行により、被災地において力強い復興の建設の槌音が響き渡ることを心から願っております。

町の対応として、町民の皆様の協力を得て、被災地でのガレキ処理作業などのボランティア活動の実施をしております。これからも被災地での復旧活動の支援を続けて参りたいと考えております。被災者の受け入れにつきましては、一番多い時には60人の方が舟形町で生活を送っていましたが、仮設住宅の整備が整ったことなどから、国の方針を受け避難所（舟形若あゆ温泉コテージ棟）は、10月31日をもって閉鎖しました。町民の皆様からの物資等の支援や食事作りのボランティア活動など、物心両面に亘り、支援を頂きましたことに、心から感謝を申し上げたいと思います。

野田内閣が発足して早くも3ヶ月が経過しました。東日本大震災の復旧・復興対策や原発事故の収束、欧州の金融安定化に向けた対策、長引く円高対策、社会保障と税の一体改革に伴う消費税の引き上げ時期など、政治課題が山積みしています。

ここにきてTPP問題が急浮上し、国論を二分する情勢となっています。野田首相がAPEC（アジア太平洋経済協力会議）の首脳会議でTTIP（環太平洋経済連携協定）への交渉参加方針を表明したことにより、政府や与野党間を問わず、関連する業界を巻き込んだ大論争に発展しています。日本がTPP交渉参加を表明したことにより、カナダ、メキシコが参加表明するなど、既に相乗効果の影響が現れています。TTIPに日本を含めて12ヶ国が参加すると、国内総生産額が2,000兆円規模となり、世界経済の4割を占め、全EU諸国の国内総生産額の1.5倍という、巨大な経済市場が誕生することになります。TPPの基本原則は、関税率の撤廃にあります。お互いに市場を開放していく必要があります。日本にとっては農業分野が大きな打撃を被ることが予想されています。「農業のせいで国益が失われる」との、経済界からの意見も出されていますが、「農業保護と国益」との対立関係で、TPP問題を解決しようとしていることは大きな誤りであります。

また、農業が障害となってFTA（自由貿易協定）が進展しなかった過去の経緯から、一気にTPP参加へ向けて突き進むべきだ、とする考え方にも賛同することは出来ません。一部の輸出産業と一部の消費者利益のために、他の分野においてどれくらいの国益の損失を被るかなど、総合的に判断しなければならないと思います。何の準備もしないで、例外を認めないとされるTPPに参加することは、大変危険な行為であると思います。長期的な国家戦略に基づいて、国家全体としての損益を総合的に評価し、十分な時間を掛け、冷静に国民的な議論を展開していくことが必要ではないかと考えてします。11月30日に開催された全国町村長大会におきましても、地域経済・社会を崩壊させるTPPへは参加しないことを決議しています。

この度の秋の褒章におきまして、長年、舟形町消防団長として活躍されております加藤憲彦氏と、元統計調査員の伊藤光雄氏に藍綬褒章が授与されました。加藤団長におかれましては、消防庁伝達式において、全国の褒章者を代表し、謝辞を述べたと伺っております。大変名誉なことであり、これまでのご功績に心から感謝を申し上げ、町民の皆様と共に、喜びを分かち合いたいと思います。お二人の今後、益々のご活躍を心からご祈念申し上げたいと存じます。

6月から11月まで、各町内において、町づくり意見交換会を行って参りました。22の会場に、35町内会から350名の皆様に参加頂きました。たくさんの意見や要望、提言を頂いておりますので、よく検討し実現に向けて取り組んで参りたいと思います。

意見交換会の開催にあたりまして、議員の皆様方より、ご理解とご協力を頂きまして、大変に有難うございました。無事に終了することができましたことを心から感謝申し上げます。

ここで、定例会に提案しています案件に先立ちまして、9月定例町議会以降の主な行事等について、行政報告を申し上げます。

1. 被災地でのボランティア活動について。町では、8月19日から石巻市で日帰りの被災地支援ボランティア活動を実施しております。12月2日の活動まで、月平均2回を目途に9回実施し、町職員25名を含み、延べ75名の方々から参加を頂きました。一番多く参加された方で、5回も現地でのボランティア活動を行って頂いております。3月11日の大震災から間もなく9ヶ月になります。被災地でのガレキ処理などの復旧作業は、少しずつ進んでいると思います。全国からのボランティアが果たしている役割は大変大きいものがあります。今後とも町民の皆様のご協力を得ながら現地でのボランティア活動を続けて参りたいと

考えています。

2. 第31回ふながた若鮎まつりの開催について。9月10日(土)、11日(日)の両日、第31回ふながた若鮎まつりが開催されました。両日とも天候に恵まれ、24,000人を超える大勢の観客で賑わいました。財団法人日本消防協会の支援を受け、がんばれ消防団応援団員でもあります、水前寺清子歌謡ショーが催され、被災地から招待しました100名の皆様方も、鮎を食べながら手拍子を送るなど、楽しい秋の一時を過ごして頂きました。開催期間中に、来場者の皆様からの被災地への義援金として、47,898円を頂きました。心から感謝と御礼を申し上げます。

3. JA新庄もがみ「ネギ選果施設」竣工式について。9月16日(金)、JA新庄もがみ「ネギ選果施設」の竣工式が行われました。ネギは昨年から本格的に栽培され、ニラに続く作物として期待されています。選果施設は竣工当日から稼動し、1日当たり700箱の出荷を目標に作業が行われ、11月15日をもって終了しました。本年度は、生産者25名、作付け面積6.8haとなっており、生産量は121tで、販売額は3,300万円となっているようです。今年平均単価は昨年より下回ったと聞いておりますが、選果施設の整備により、出荷量の増加や、作業の効率化が図られたことは勿論ですが、短期間の雇用が生まれたことは、喜ばしい事と考えています。

4. 第22回舟形町東京友の会総会の開催について。10月15日(土)、第22回舟形町東京友の会総会が東京都内で開催されました。舟形町出身者で構成されている、東京友の会の総会は、2年に1回開催されております。100名近く集まった会員を前にして、黒川信也会長から「2年に1度元気に集い会えることが何よりも嬉しい。ふるさと舟形町を懐かしみ、大いに語り合いましょう」との挨拶がありました。町からは信夫議員を始め商工会、農協の代表者の参加と、東京在住のふるさとサポーターの方々も駆けつけて頂き、和やかな交流の場となりました。

5. 木友町内会避難訓練の実施について。10月30日(日)、木友町内会において、災害発生を想定した避難訓練が行われました。この訓練は地域の課題について話し合いを進めてきた結果、実現したものです。高齢者の見守りと被災時の安否確認が、地域での最優先課題として取り上げられることによるものです。町の地域づくり支援事業を活用し、講演会や視察研修を重ね、この度の実施に至ったものです。自主防災組織「さくら会」の活動を通して、地域の絆と安心安全の更なる地域づくりに努めて欲しいと思います。

6. 「里地里山の再生」講座の開催について。11月6日(日)、堀内環境改善センターを会場にして「里地里山の再生」講座を開催しました。当日は山形大学の学生の聴講も含め、58名が参加しました。8月の第1回目の開催に次ぐ講座で、民族研究家の結城登美雄氏からは販路拡大や雇用創出に繋がる「地域が支える食農ビジネス」をテーマとする講話がありました。また、奥の細道研究会座長の梅津保一氏からは、「食の旅」とも言われている「奥の細道と食」をテーマとした話があり、歴史・食・農を結びつけた、新しい事業の展開についての講話がありました。参加された方は、改めて農業の魅力を再認識する機会となったようです。

7. 舟形町長寿褒賞授与について。12月1日(木)、数えて100歳を迎えられた松橋の斎藤マチノさんに、第21号舟形町長寿褒賞の授与を行いました。斎藤さんは大正元年12月1日生まれで、現在「ほなみ」に入所して元気に生活しております。当日は、私と信夫議長さんが公務出張のため、副町長と副議長が施設を訪問し、お祝金30万円と賀詞、花束を贈り、家族と入所者の皆さんからお祝いして頂きました。なお、町の長寿は数え102歳の長沢1の石川ツ子さんを筆頭に、100歳以上の方が4名おります。ますますのご長寿を心からご祈念致します。以上、7件についてご報告申し上げます。

さて、本日、本会議にご提案申し上げます案件は、平成23年度一般会計・特別会計補正予算5件、条例の設定1件、条例の改正2件。以上、8件をご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちまして、ご決議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

尚、9月定例町議会以降の主要行事につきましては、次頁に記載の通りですので、説明は省略させて頂き、挨拶並びに行政報告とさせて頂きます。

日程第6

議長： 日程第6 発議第12号 哀悼決議について議題と致します。

議会事務局： 議案提出書。平成23年12月6日 舟形町議会議長 信夫正雄殿。提出者 舟形町議会議員 叶内富夫。賛成者 舟形町議会議員 加藤憲彦。賛成者 同上 野尻益夫。賛成者 同上 大場清之。発議第12号の提出について。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により、提出します。

議長： 提案者、朗読説明願います。

8番： 発議第12号 哀悼決議について。上記に関し、別紙決議案により、議決されたく、会議規則第13条の規定により、提出致します。平成23年12月6日。提案者 舟形町議会議員 叶内富夫。賛成者 舟形町議会議員 加藤憲彦。賛成者 同上 野尻益夫。賛成者 同上 大場清之。

趣旨説明。去る12月1日に元舟形町議会議員加藤俊正氏がご逝去されました。本日ここに平成23年第4回定例会を開催するにあたり、謹んで哀悼の意を表します。顧みるに加藤元議長は昭和46年舟形町議会議員に初当選されて以来、9回の当選を果たされ、平成19年に退任されるまで、長きに亘り町政の発展にご貢献をされました。その間、数々の役職を歴任し、昭和58年5月7日から平成15年4月30日までの20年間に亘り議長の重責を担い、優れた見識と熱意を持って議会運営にご尽力されました。ここに生前のご功績を讃え、ご遺族並びに舟形町の前途に限りないご加護を賜りますことをお願いし、一言蕪辞を連ね、もって哀悼の言葉と致します。

哀悼決議（案）。加藤俊正元議長のご逝去を悼み、謹んでご冥福を祈る。以上決議する。平成23年12月6日 舟形町議会。

議長： これより質疑に入ります。

（なしの声）

無しの声がございます。質疑を終結致します。討論を省略し、これから発議第12号 哀悼決議について採決します。原案の通り決することに賛成の方は挙手お願いします。

挙手多数です。よって発議第12号は原案のとおり、決議することに決定しました。

日程第7

議長： 日程第7 一般質問をお受けします。順次発言を許します。2番奥山謙三議員。

2番： それでは私の方から一般質問をさせて頂きたいと思っております。今回の資料につきましては、一般質問の内容と合わせまして、参考資料ということで配布になっているかと思っておりますので、両方を睨みながら一般質問をさせて頂きたいと思っております。まず最初に、舟形町総生産額の目標設定について。県で出している資料によりますと、色んな項目がある訳ですが、その中で当舟形町の総生産額ということで、まず最初に農林水産業総生産額、平成8年度と平成20年度の数字がございます。平成8年度が17億2,800万円、これが平成20年度においては10億1,000万円。また、製造業生産額につきましては、平成8年度が5億4,500万円、それが20年度においては3億7,500万円ということでありまして、項目としましては、建設業、金融業と沢山ある訳でありますけれども、町民の皆さんの方々に提示する中では、この3項目を出していった方が良いのではないかということで、平成8年度における3つの項目の合計が53億6,900万円、これが平成20年年度においては、35億3,600万円という数字になっている訳であります。平成20年度ということで直近の数字ではありませんけれども、推測するに現在においては、横ばいか、若干減少に転じているということが予想される訳であります。町長は農家所得500万円の目標設定でありますけれども、農林水産・製造業・小売業の個々の目標設定と併せましてこの3つの町全体の総生産額の目標を提示し一例としましては、この3つの5年後の生産額を平成20年度が35億程度だったものを45億円にしようと言った内容にして、町民に町の思いをアピールし、士気を高めるべきでないかと考える訳です。この件について町の考えはどうかということが第1点の質問とさせて頂きます。

その次がねぎ価格下落への支援についてであります。これも最初に別紙資料をご覧になって頂きたいと思っております。平均単価につきましては、昨年がkg当たり350円、本年が213円。平年指標ではkg当たり250円というふうな単価設定でありました。これを1ケースに換算しますと、1ケース当たりが5kgでありますので、平成22年度が1,750円、今年度におきましては1,065円。平年が1,250円という1ケースの単価であります。これを1反部当たり10a当たりに換算しますと、1反部当たり平均で、650ケースの販売があるというようなことがありますので、1反部当たりの販売金額と致しましては、昨年在113万7,500円、平成23年度においては69万2,250円、平年が81万2,500円であります。今年の出荷実績でありますけれども、昨年在15,000ケース程、平成23年度においては40,000ケース程出荷になっております。ここから選果なり、出荷経費がkg当たり昨年在138.65円、今年度については125.48円。平年ですと126.55円ということでありまして、尚、2L、Lサイズの選果場につきましては、kg当たり60円あります。ところがMSサイズになりますとkg当たり100円という選果場費となる訳であります。2L、Lの出荷パーセントでありますけれども、9割が2L、Lの出荷であります。後の1割がMSの出荷という内容であります。これに10a当

りの出荷経費、昨年が45万円、今年が40万7,000円、平年が41万1,000円ということで、これから経費等を引きますと控除後の金額が68万6,880円、これが今年であります。昨年度が28万4,000円、平年ですと40万円程度というようなことであります。この金額から肥料や農薬等の経営費を引きますと、最終的な所得ということでもあります。この数字が、昨年は48万5,000円程度ありました。今年につきましては8万2,000円ということでもあります。前年と比べますと40万円程度1反部当たり減収になったということでもあります。平年と比べましても、平年が19万9,380円でありますので、平年と比べましても10a当たり10万円以上減ったということでもあります。その下に、所得率ということで書いてありますけれども、昨年は42%程度あったと、今年は11.9%、平年ですと24.5%ということになります。尚、この最終的な所得の中には労働費が入っておりません。労働費につきましては、10a当たり220時間程度係るということでもありますので、1日8時間労働で計算をしますと、昨年は1日当たり17,632円程度の収入が1日あったと。今年平成23年度については、8時間労働で3,000円というようなことであります。平年につきましては、7,200円程度の1日当たりの労働への収入があったということです。今年が如何に低かったのかということがこの数字を見れば一目瞭然だと思えます。当然この出荷物については、需要と供給で決まるということは十分わかってはいることではありますけれども、やはり今後、今年あの選果施設の建設を行い、それから稼働したということで、最上地方のネギのブランドだということで、普及を進めているということでもあります。そういったことを考えていきますと、今後の普及拡大を図るためにも、次年度以降継続して作付けを行うことを約束される生産者について、今年度の実績に応じた支援措置というものを検討して頂きたいということでもあります。まだまだ、このネギの産地、育成ということではまだ初期段階ということでもあります。是非とも、お隣の最上町のアスパラのような品目に、この舟形町のネギを育成して頂きたいというふうな気持ちで、今回質問を支援というような形で質問をさせて頂きました。

次に、3つ目の職場内環境づくりについてということにつきましても、最初に別紙の方をご覧になって頂きたいと思えます。最上地方の職員の雇用調査ということで、人口、正職員数、臨時職員数、病院がある所については、病院の方にも正職員がいるということで、病院関係の正職員は別に工夫しております。そして、総計と平均年齢、後、人口に対しての正職員の数という形で表を作ってみました。舟形町については、正職員数については82名でございます。ということは人口が6,320名でありますので、正職員1名当たり77名ということでございます。金山町は82名、そして、最上町が77名であります。そして、真室川町が78名ということで、町関係はだいたい合っていると思えます。村関係については、大蔵村が正職員1名に対して51名、そして鮭川村が66名、そして戸沢村が60名ということであります。後、ちょっとこの資料にはなかったのですが、当舟形町の職員の平均年齢であります。課、町長につきましては、42から43歳、ところが舟形町については47歳ということで、非常に職員の平均年齢が高いということです。取りも直さず、平均年齢が高いということは、これからますます人件費が上がっていくと。そして、又これからの雇用の年齢構成にも大きな歪が出て来るという懸念がされます。そういった中で、今年2月に、行財政改革建議書の2. 職員数の適正化及び資質向上についてということが建議書の中にあります。その一つに、「人件費の抑制と併せて職員年齢構成のバランスを図ることが必要である。」そして、また「信頼される職員となるべく、職員の意識改革や資質の向上が必要である。」というようなことで、建議書の中にあります。そういったことを踏まえますと、職場内の活性化を図るには、協調と競争の環境づくりと併せまして、職員自ら自己啓発が必要であるが、その誘導策はどうしているのか。今後の正職員の採用については、やはり職員の平均年齢が高いということについては、やはり新規採用が見送られてきた事が窺われますけれども、やはり、この緩やかな減少を睨みながら一例として退職者2名に対して新規採用1名とするというような形で、緩やかな減少をするという形でしたらどうかと考えますので、町長の考えを伺いたいと思えます。よろしくお願ひします。

町長： 2番奥山謙三議員のご質問にお答えします。

まず最初の1番目の舟形町総生産額の目標設定についてお答えします。平成20年度山形県の市町村民経済計算推計結果、平成22年12月24日現在ですが、によりますと、第一次産業、製造業、建設業など12の業種を合わせて舟形町の総生産額は、平成8年度が168億5,500万円、平成15年度が134億5,100万円、平成20年度が125億5,100万円となっています。その中でも、農林水産業と製造業と卸売・小売業の3部門を見た場合、平成8年度が53億6,900万円、同様に、平成15年度が36億3,500万円、平成20年度が合計35億3,600万円となっております。こうした数値を見ますと、平成8年度から平成20年度までの12年間では、43億

4,400万円の減少となっています。その中でも、農業分野、建設業分野、製造業分野、卸売・小売業分野が著しく減少しているようです。

また、この資料を見ますと一人当たりの所得額（市町村所得を10月1日現在の総人口で除した金額）では、平成8年度は年192万円、平成15年度が年165万円、平成20年度が160万円となっております。この数字からもこの12年間で一人当たり32万円の減となっています。この背景には、平成11年から翌12年までのIT景気とその後のIT不況、平成14年から平成19年までのいざなみ景気と、19年9月のアメリカの住宅政策の崩壊を端に発したリーマンショックが直接的、間接的に景気動向に大きく影響していると考えられます。リーマンショックの翌年にあたる平成20年度の最上地区有効求人倍率をみますと、平成18年度に0.82倍であったものが0.4倍を割り込み、0.3倍台となっております。

また、もう一つの要因として米の値段が大幅に下がったことだろうと思います。平成8年は20,566円、平成20年度は15,068円と1俵当たりの金額が大幅に下落したということも農家所得に影響し、平均所得を下げる要因になったとも思われます。

ご質問の農林水産業・製造業・小売業での目標設定について具体的な生産額を設定することは、正直、目標設定の根拠や達成までのプロセスなどを考慮した場合、極めて難しい面があります。目標設定は、それぞれ事業主や企業の生産目標や生産額の集計によってなされるものであり、その目標の把握が十分なされていないのが実情であり、難しい面はそこにあります。

従いまして、山形県の経済動向についても「集計推移」として生産額を把握しているところですが、次年度以降、最上総合支庁と舟形町による企業訪問活動や、商工会との意見交換会、自営業者との話し合いを行う計画をしておりますので、ご質問の「生産目標の設定」について具体的に設定できるかどうかも含め検討させて頂きたいと存じます。

また、総生産額は人口動態とも大きく関係し、人口が多いほど、また、企業数が多いほど高くなります。むしろ、一人当たりの平均所得額の向上に視点を置いた目標設定がより現実的にあると思われます。具体的には、最上8市町村の平均所得額を目標として設定すべきか、或いは最上地区で一番高い新庄市の一人当たりの所得額を参考とすべきかも含めて今後の検討課題とさせて頂きます。尚、農業分野はJAや関連団体もあり主要作物の生産額について目標を設定しています。舟形町では平成21年度の実績15億8,000万円から、10年度の平成31年まで18億6,000万円まで拡大する計画を立てており、JA新庄もがみでもチャレンジ70、山形県でも農業関連生産額3,000億円の取り組みを設定しておりますが、農林業の振興につきましては、こうした目標達成にむけて更に力強く振興策を進めているところです。

2つ目のねぎの価格下落に伴う支援についてお答えします。ねぎの生産につきましては、9月のねぎ選果場の竣工もあり、本格的な産地品目としてスタート致しました。今年の実績は10月末現在の数値であります。生産量121t、販売額3,300万円となっております。栽培面積は約7.9haで25名の生産者でありましたが、農協の系統出荷が6.8haとなっているようであります。今年のコロあたるの単価は9月中旬がキロ300円、下旬が363円、10月上旬が246円、中旬が188円、下旬が158円、また11月上旬が149円となっております。指標とする価格、キロ当たり250円との比較では10月から11月にかけて議員指摘の通りの価格が下落しております。舟形町では、ニラに次ぐ産地品目としてねぎの支援を行ってきたところではありますが、ねぎの選果場（補助額5,967万円）を除き、緊急雇用に伴う種子購入として125万円を助成し、転作の助成として約200万円の種子助成、その他に10a当たり3万円の産地資金交付の交付を行っていく予定です。また機械整備については、管理機械や掘り取り機、ハウスの助成として1,091万円の助成を行ってきたところであり、営農指導員の設置も含め、ねぎについては最重点事業として取り組んできたところでもありますので現行の助成制度を堅持して、さらに支援を図って参りたいと思います。

しかし、野菜等の価格が下落した場合のセーフティーネットとして「価格安定制度」がありますので、この制度の活用を考えております。正式には「野菜等銘柄産地育成価格安定対策事業」という事業ですが、山形県が50%、市町村が10%、生産者が35%、全農・農協がそれぞれ2.5%の割合で基金を造成し、価格が下落した場合、計算式がありますが下落分の7割が補填されるものであります。いずれの制度も出荷期間が7月から12月までの出荷期間となっておりますので、具体的な補填額や事務の進め方になるのはこれからとなりますが、生産者並びにJAと共にスムーズな手続きを行って参りたいと考えております。

次に、3番目の「職場内環境づくりについて」のご質問にお答えします。

限られた財源で、より効率的で安定した行政運営を執行するため、行財政改革の継続的な推進は必要不

可欠な課題であり、今後も優先的に真剣に取り組んで参りたいと思います。今年の1月26日、2年間の審議経過を踏まえて、舟形町心の世紀行財政改革推進委員会大場和夫委員長さんから、「人件費の抑制」や「職員数の適正化及び職員の資質向上」、「組織機構」、「財政の健全化」、「学校統合の跡地利用」など8項目からなる「舟形町行財政改革建義書」が提出されております。

奥山議員が質問されました「職員数の適正化及び職員の資質向上」につきましては、人件費の抑制・職員年齢構成のバランス化・職員の意識改革や資質の向上等についての建義が出されております。これまでも何回となく、議会答弁で述べて参りましたが、厳しい財政事情を考慮しながら、総人件費の抑制に向けて取り組んで参りました。また、平成19年3月15日に議会議長からの「舟形町議会地域活性化調査特別委員会議決書」を頂き、その要請実現に向け、今日まで行政努力を積み上げて参りました。特に、3項目の内、職員定数管理適正化計画について、人口1,000人当たり、職員数10人以下を最終目標とし、当面平成23年度までは、職員の採用は見合わせるようにという決議書であります。

退職者の不補充を長年続けてきた結果、職員数の減少と相まって若年層職員が極端に不足するという、職員年齢構成のバランスが大きく崩れる傾向が生じております。職員の平均年齢も47歳を超えており、県内35市町村の中で、第2番目の高さになっております。平成24年度からは退職者数や業務内容・業務量を精査し、計画的に職員採用試験を実施し、新規職員の採用を行い、職員の年齢構成のバランス化を図ると共に、健全な行政の継続性に努め、活気ある職場環境づくりを目指して参りたいと思います。職員に課せられる課題と責任は年々重くのしかかって来ますが、日々の自己研鑽は無論のこと、職務や業務内容に見合った研修についても、より良い効果が図られるように研修内容の充実に努めて参ります。

また、職場内の協調性や、業務をより高めていくため、良い意味での競争の環境を作り出すためにも、適材適所を基本にしなが、経験年数を考慮し、定期的な職員の異動を行うことにより、新たな職場での意欲を醸し出し、併せて業務量の適正化と平準化により、現職員体制で厳しい職場環境を乗り越え、役場の活性化を目指して参りたいと考えております。以上であります。

議長： 時間が短くなっておりますので、お互い簡潔にお願いします。

2番： 再質問をさせて頂きたいと思います。最初に、総生産額の目標設定でありますけれども、この町民への志気を高めるといふか、農業を始めとする製造業なり、小売業を含めた全体を高めるための方法として、平均所得の向上が良いということでもありますけれども、簡単にもっと具体的な方法で進めるのだというようにところを話して頂けると有難いと思います。

町長： 今、数字で色々ご質問をされまして、大変良い資料だと思います。有難うございました。この中で、何と言っても農林水産業、製造業、卸売・小売りと3つに分かれておりますけれども、農林水産業関係については、目に見える形で出来るだろうと思っておりますけれども、問題は、この製造業と卸売・小売業の把握です。これは若干、昨年10月から今年3月まで、実は舟形町の176社に訪問活動したデータがあるんです。これを若干申し上げますと、長沢地区、舟形地区それから富長、堀内と地区毎に分かれますけれども、今、この製造、建設、小売、飲食業、自動車整備業、理美容業、或いはその他の業種176社でありますけれども、まず、後継者がこれからもいなくなるという事業というものが133社あるようであります。176社の内。それから、今後10年以内に事業継続が不可能、或いは不可能と思われる事業所は79社あります。この辺を見ますと、やはり後継者の問題も農業のみならず商工業、建設業、小売業にもあるのだなというふうなことが言えるだろうと思っております。その辺を精査しながら政策も実現するように持って行かないとこの生産額というふうなものは出来ないだろうと思っておりますので、その辺も、全体的なことも大切であろうと思っておりますけれども、一人当たりの所得というふうなことも鑑みるということは大事であろうと思っておりますので、問題は、この建設業、卸売・小売業の範疇の把握だろうと思っております。

2番： 今回は3項目という形で出しましたけれども、出来るところから目標設定をして頂いて進めて頂きたいと。特に農業関係で設定が出来るというふうなことであれば、県の3千億円、そして農協のチャレンジ70という、各行政なり民間での目標がある訳ですので、この辺を参考にしながら町としても、定住しながら町民への働きかけを進めて頂きたいと思っております。

その次のネギについては、是非理解して頂きたいのが、今年の現状ということが異常なのだということです。私が心配なのは、やはり昔の話になりますけれども、第二のキュウリ選果場のような宝の持ち腐れの施設にはしたくないと。もっともっと有効活用を進めて行きたいという考えでございます。そのような思いを達成するためにも、民間なり行政がタイアップをして進めて頂きたいということをお願いしたい

と思います。

時間もありませんので、3つ目の職場内環境づくりに移らせて頂きます。まず、一つは、コンプライアンス研修と法令を遵守した業務のあり方ということについて、今最も重視されていることでありますけれども、このコンプライアンスの研修について、町では全職員に行っているのかどうか、まず聞きたいと思います。

町長： コンプライアンスのことは総務課長の方から。

2番目のネギについては、平成21年度から研究開発をした経緯がありますから、私もこの竣工式、或いは起工式の時にご挨拶に申し上げたことは、ネギといえば舟形のネギと言われるくらい品質を良くして下さいと申し上げております。これからもニラに続くネギというものは、特産品として私も支援して参りたいと、同時に農業委員会の会長さんは今日はお見えになっておりませんが、ネギ部会の会長さんともお話しをしておりますし、或いは農協さんとも、このネギについては、まず二人三脚で、支援をしていきたいと思いますという考えでありますので、今年度は天気に左右されるというのが園芸でありますので、その辺も念頭に置きながらこれから取り組んで行きたいと思っております。

総務課長： それでは職員の研修でありますけれども、町の職員については年間の計画に基づきまして、それぞれの経験年数とか業種に応じまして、県の救助センター、山形にございますが、そこで研修を積んでおります。それから今議員からの指摘がありましたコンプライアンスにつきましても、項目がありますので、全員とは行きませんが、その該当する職員につきましても、当然法令遵守を含めて研修をさせております。又、職員全体を対象にした研修でありますけれども、コンプライアンスについては、まだ実施していませんけれども、また規定に応じまして職員を対象にしたそういった機会を是非持って行くように検討して参りたいと思っております。

2番： はい。分かりました。

次に、事務分担の中に政策推進室というような、業務の中に町民及び町職員より政策提案に関するということとありますが、これまでに、どのような政策提言が町民なり町職員からあったのか、これについて聞きたいと思っております。

町長： この政策推進室は、町民からの要望があった件、或いは議会からの意見、或いは私からの意見、これらを政策推進室で、今の現状というものを分析しながら、将来どうすれば良いかということ協議する機関、それをなす機関ということで設定しました。その取り組みは、推進室長は副町長がやっておりますので、副町長、或いは総務課長の方から答弁させます。

副町長： 今、町長の方から答弁があった、その通りでありますけれども、この度も、先程の行政報告にもありましたように、町民を対象にした意見交換会、その中での政策提言もありますし、又、議員の皆さんからも一般質問なり、予算審議なり、決算審議なりでのご提言もありましたし、こういう提言に基づいて、政策推進会議で可能であるかどうか、可能であればどういう手続きや実施なり、そういうこれからの予算をどうするべきかどうかを審議しております。それから年度の当初に関係課の今年の課題というものを整理して掲示しております。例えば、総務課であれば、今年度はこういう課題がありますよ。そして、その課題に向けてどのように取り組むか、進捗状況も掲げて精査しておりますし、そうした意味でも政策推進室の中で色々検討しております。今年も、この予算の中でも、後ほど12月の予算に出てきますけれども、老人世帯での除雪サービスの充実という点でも、政策推進室で検討して、2月の予算にも反映しておりますので、色々協議しているということでもあります。

2番： 時間がないので最後になろうかと思っておりますけれども、この業務分担の中を見ますと、課長職は課内の統括指揮、監督、班長職は班の統括、指導監督という内容でありますけれども、この課長の統括指揮、班長の統括指導、もう少し具体的にどういったことなのか説明をお願いしたいと思います。

町長： 時間もありませんので、後ほど総務課長の方から説明させます。

2番： 最後に、要望という形で、是非ノー残業ディを設定して頂きたいということをお願いしたいと思います。

議長： 以上を以って、2番奥山謙三君の一般質問を終結致します。続きまして、3番斎藤好彦君。

3番： 私の方からは「観光資源の整備による町活性化を」と題しまして、ご質問をさせて頂きたいと思っております。

先日、国勢調査による県内人口と世帯数が公表されました。舟形町の人口は前回調査と比較致しまして

7.6%の減少であり、この数値は最上郡内では新庄市に次いで2番目に近い減少率でした。2番目とは言え5年間で500名の減少であり、舟形町総合発展計画で謳っている人口6,000人の維持は非常に厳しい現実にあると思われます。

しかし、町としても手をこまねているわけにはいかず、定住促進に向けた基本方針として「定住しなくなる施策の展開と、町に定住するための住宅整備、そして雇用の場の確保」をかかげ様々な取り組みをいたしており、徐々にその効果は現れてきていると感じますが、人口減少を食い止めるのは至難の業であると思われます。

については、観光産業振興による観光客の誘致、そして人口交流の増加を目指し、活気ある町づくりをして行く必要があると考えます。町長が常々「舟形町には2つの日本一がある」とおっしゃっておりますが、その日本一をもっと活用した観光産業の振興に積極的に取り組むべきであると考えます。あゆっこ村には、コテージのほか各種の施設がありますが、温泉を除いての利用者数は年々減少傾向にあるのが実態です。舟形町と言えば「鮎」です。若あゆ温泉を核とした観光施設の整備が必要であります。温泉を利用するだけに留まらず、日本一の鮎を楽しんで頂き、国の重要文化財に指定されている八頭身美人土偶「縄文のヴィーナス」にかかわる遺跡の探索、そして、日本三大地蔵尊が安置された猿羽根山公園を散策して下さるようなお客様を誘致できる観光施設の整備が必要であると考えます。また、コテージとキャンプ場の利用者数は横バイ状態のようですが、キャンプ場に駐車場が隣接していないなど、利用者からの意見要望も聞かれます。利用者を対象にしたアンケート調査を実施するなど、利便性について検討し、整備する必要があると思います。

先の中学生議会でも提案がありましたが、日本一の鮎を楽しむ施設として、観光築場を設置することが観光客の誘致に繋がるものと考えます。中学生の提案に、町長も検討してみたいとのご答弁でしたが、小国川漁業組合と連携した、町の施設としての観光築場を設置してはどうでしょうか。漁業組合での制約や経営面での課題は様々あるかと思われますが、鮎を前面に打ち出す観光事業には、必要不可欠な施設であると考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

次に、鮎を楽しんで頂いたお客様が猿羽根山公園に足を伸ばして下さるためには、猿羽根山地蔵尊周辺の整備も必要であると考えます。地蔵尊までの階段や駐車場そして松尾芭蕉にかかわる史跡等の整備をすることにより、観光地としてもっとPRできるのではないかと思います。地蔵尊を管理している方々と話し合いを行い、町の観光産業振興のために、お互いに協力し連携する必要があると考えます。

また、歴史と伝統のある猿羽根山相撲場を会場に毎年数多くの大会も開催されておりますが、観覧席や会場周辺を整備することにより、東北大会規模の開催も可能であり、県内外からの選手や応援の方々舟形町を訪れ、温泉やその他の施設の利用者も増加するものと思われます。既存の各施設の整備と観光築場の設置により、若あゆ温泉を核とした各施設との連携による総合的な観光産業の振興、ひいては交流人口に繋がるような施策を講ずることが必要であると考えます。「日本一の鮎」を釣りを楽しむ人や、若あゆまつりで楽しむためだけに留まらず、町民はもとより県内外のお客様に年間を通じて楽しんで頂けるような観光産業にする必要があると考えます。町長のお考えをお伺い致します。

二 イベント開催で交流人口の増加を。先に、観光産業の振興による交流人口の増加と町活性化をご提案致しましたが、次に、町民が気軽にスポーツに親しみながら健康づくりに努め、スポーツを通して交流人口の増加を目指してはどうでしょうか。町ではスポーツフェスティバルをはじめとして、様々な事業を展開しておりますが、各年齢層が一同に会するイベントとして、「舟形町若あゆマラソン大会」の開催を提案致します。

マラソンは、道具もなしで気軽に楽しめるスポーツであり、走るだけでなく、歩くコースなど様々な種目を設定することで、より多くの参加者が楽しめるスポーツであると思います。また、県内外の各市町村でも、様々な名称をつけたマラソン大会を実施し、県内外から数多くの参加者を得ており、町のPRそして、町の活性化に多いに貢献しているのは、ご案内の通りです。

舟形町では以前に、町内対抗による町内訪問駅伝大会が開催され大いに賑わった時代もあり、子供からお年寄りの方々まで皆さんが参加でき、健康増進にも繋がるものと思います。近年、舟形町では少子化や成年層のスポーツ離れにより運動をする人が減少しておりますが、この大会を通じてスポーツの楽しさや完走した達成感を感じとって欲しいと思います。また、舟形町は女子マラソンでご活躍されました「伊藤真貴子」さんの出身地でもあります。全日本で活躍されました伊藤さんにもご協力を頂いて、是非

「若あゆマラソン大会」を開催して、交流人口の増加により町の活性化を図ってはどうでしょうか。様々なマスメディアを利用し、全国に向け参加者を募集して、他の市町村の大会とちょっと違った、他にはないような企画により、町の一大イベントにしてみてもどうでしょうか。このような提案について、町長のお考えをお伺い致します。

町長： 3番斎藤好彦議員のご質問にお答えします。

舟形町への観光客数と致しましては、平成21年度の数値ではありますが、年間35万人程度となっております。残念ながら、今年度は東日本大震災の影響もあり、東麻布サマースクールや、千葉県富里市の体験学習がキャンセルになったことや、地震による若あゆ温泉の短期休業もありましたが、ここ2～3年は増加傾向となっております。

昨今の観光動向を見ますと、歴史や文化、食やもてなしの心、或いは日本人の心に通じる田園風景など、地域の魅力を実感できる観光が求められております。また、観光や交流を提供する側としては、農業や商業、サービス業、更に地域住民が連携しながら交流を展開する新たな観光が脚光を浴びております。

舟形町でも、先程申し上げました五橋中学校や港区、千葉県富里市からの教育旅行の受け入れに見られますように、住民参加型と体験型観光、またJRとタイアップした駅長小さなたびなど新しい観光が生まれております。その背景には、ブナの実21や若あゆ交流塾、観光ボランティアのこぶしの里案内人の先進的な取り組みなど、多くの方々の支えがあると思っております。観光には「イベント開催型観光」、所謂、若鮎祭りや鮎釣り大会、芭蕉大学の開催などのイベントを開催しながら誘客する観光と農業体験や自然散策、わらび取り体験、そば打ち体験、木工クラフトなどの体験を主とする「体験型観光」、そして、若あゆ温泉や西ノ前遺跡、羽州街道、猿羽根山地蔵尊など名所・旧跡を巡る「資源活用型観光」に区分されますが、舟形町にあってはこの3つを組み合わせた観光の展開が必要であると思っております。

第6次基本計画にも観光を総合産業として位置づけ、人材育成も含めて町民（地域）の提案型観光を明記し、更に、縄文のヴィーナスの活用や、歴史探訪ルートの確立、観光築場の活用などを重点項目として観光開発を盛り込んでいるところです。

まず猿羽根山エリアの活用ですが、現在、東北芸工大の石の彫刻や芭蕉の俳句、そして芭蕉大学の開催、体験メニューとしては歴史散策、森林トレッキング、森林体験教室、記念植樹なども体験メニューとして取りまとめております。これからも羽州街道、猿羽根峠、芭蕉と斎藤茂吉翁ゆかりの地として、歴史的・文化的エリアとして観光PRしていきたいと考えております。また、活用にあたってはNPO法人東北リサイクルネットワーク研究会の民間のノウハウを活用しながら誘客に努めて参りたいと考えております。

ご質問の猿羽根山相撲場を会場とした東北大会の誘致ですが、誘致にあたって解決しなければならない課題が多くあると思われまます。本来、地区大会や県レベルの大会もそうですが、学校や地域内での相撲の盛り上がりは勿論ですが、選手・役員宿泊施設の問題、審判団も含めた運営委員の確保、また、猿羽根山相撲場の改修も必要になると思われまます。その他、東北大会は東北6県の持ち回り開催であるため6年に1回の開催となり、総じて年間の相撲大会の数が決まっている中で、他市町村と比べ猿羽根山相撲場や舟形町が他にぬきんでて優位性があることをアピールしなければなりません。行政として以上の視点と、更に相撲場に係る施設整備経費と利用度の問題、所謂投資的効果も判断の基準になろうかと思われまます。町や地域の相撲に対する思いや誘致の意気込みという点では、舟形町は相撲の歴史もあり、十分であると思われまます。直面する課題として、奉納猿羽根山相撲大会の在り方も併せて検討する時期にきていると思われまます。

平成25年度に小学校が統合する訳ですが、校内相撲大会は継続されるとして、猿羽根山相撲大会の花形である小学校対抗の団体戦や抜き相撲、また、中学校にあっては少子高齢化に伴い相撲部の存続や相撲活動の継続という点が懸念されます。管内の中学校や高校からの選手の出場の問題、審判団の確保などの問題も懸念される所ではありますが、議員提案の東北大会の誘致や相撲場の整備につきましては、駐車場や地蔵尊の階段整備、或いは売店や無料休憩所の存続も含め、町観光審議会をはじめ関係団体で検討頂きながら対応して参りたいと考えております。

次に小国川や鮎を資源とする観光開発ですが、現在は釣具メーカー主催の鮎釣り大会や小国川漁協の鮎釣り、若鮎祭りがありますが、とりわけ、若鮎祭りは東日本大震災復興として位置づけ、提供する鮎は全て舟形町産の鮎という事で開催致しました。今年は延べ24,000人の来場者、14,000尾の鮎が提供できましたが、養魚池の整備が結果に結びついたらと理解して参ります。

議員提案の観光築場の整備ですが、舟形町の財政はやはり「鮎」であり、そして「小国川」であります。以前から「舟形町は小国川があり鮎釣りが有名だが、鮎を食べられる場所がよく分からない」という声がありました。こうしたニーズに対応するためにも既存の7つのヤナ場の活用について、築会の方々や小国川漁協と協議を行いながら「天然鮎を食べる事ができ、釣り情報の提供、鮎の特産品を買う事が出来る様な施設」について考えて参りたいと思います。

次に舟形若あゆ温泉についてですが、今年は大震災の影響や道路整備工事などもあり、来客数は減少傾向にありますが、他市町村や近隣の温泉施設が厳しい経営状況の中、一定の入浴者数を確保していると思われまます。今後ともイベント開催やPR活動により利用向上を図るよう振興公社にお願いしたいと思っておりますが、コテージ・キャンプ場に関するアンケートにつきましては、利用者の要望の声の把握は、貴重な財産ですので振興公社へ申し伝えたいと考えております。

いうまでもなく、交流事業は、交流人口の拡大や誘客数だけでなく、住民が参加することによって地域づくりの意識の向上、また、直接的に収益と結び付くものであり、新たな産業づくりとなるものです。今後とも特産品の開発はもとより、販売する場所の整備も必要と考えております。加えて、今や全ての観光施策にインターネットを活用したPRは欠かせない時代となっておりますが、新鮮な情報を迅速に伝え、舟形の魅力を120%PRする為、アウトソーシングも活用しながら推進して参りたいと考えております。

次に、「イベント開催で交流人口の増加を」の質問にお答えします。

マラソンを媒体に交流人口の増加を図るということですが、現在、県内で交流人口の要素をもって開催しているマラソン大会は数多くあります。県内では、東根市の「果樹王国ひがしねさくらんぼマラソン」が有名で、県内外から1万人以上の参加者で実施されています。その他にも、高島町、天童市、白鷹町、大江町の大会も有名です。また、最上管内8市町村では、新庄市のロードレース大会を始め、金山町、真室川町、鮭川村の4市町村でも開催しています。この他にも福田山工業団地内にコースを取り、最上地区中体連での駅伝大会などもあります。最上地区の中体連は別にしても、著名な大会の交流人口は開催市町村の住民参加をはるかに超える人数のようです。

議員がおっしゃるように、かつて町で町民訪問駅伝大会を30年以上前まで実施してきました。しかし、各町内からの参加者が募れず中止になり、その後、昭和60年の町制施行30周年記念大会での町内訪問駅伝大会が最後となりました。こうした町での大会は今はなく、類似するものとして、社会体育事業、または、町民の健康増進事業として、現在、健康ウォーキング教室があります。また、町社会体育では、児童の走力向上のため、各学校での取り組みの他、平成15年から町内小学校3年生以上でランニングクラブを結成しています。現在25名加入しており、新庄ロードレース、蔵王クロスカントリー、金山町のとこみどりマラソン、酒田砂丘マラソン、天童ロードレース、鮭川トトロマラソン等の大会に日程を調整しながら参加して力を試しています。

しかしながら、スポーツ少年団活動が活発化している今日、児童数の減少で町内のスポ少は、競技によっては加入地区を広げて児童数を確保しないと団体競技等が成り立たない傾向になりつつあります。さらに、新規事業を立ち上げる際、スポ少や学校の行事、更には地区の行事など、社会教育事業で児童生徒を参加させるための日程調整は大変困難な状況にあります。

こうしたことは、社会教育面での大きな課題ですが、舟形町が交流人口を図るために同等の大会を制限するためには多くの課題があります。数年前に、新庄市が現在のロードレース大会をシティーマラソン大会にまで拡大すべく、新庄地区陸上協会に打診し検討した経緯があり、その結果、市町村対抗駅伝競走大会の道路許可が下りず、福田山工業団地内で開催し、その後、選手確保が困難となり中止となったこと。他大会との日程調整、更には、メインの受け入れ場所となる同市の陸上競技場の環境等に鑑み困難な状況であると聞いています。それなりの大会を目指すためには、それなりの環境と交通事情の整備や選手を受け入れる環境も必要だろう。更に管理するスタッフも当然必要となっております。

こうした状況を考慮すると、交流人口を図るためのマラソン大会の実施は、現時点では困難であると考えておりますが、今後開催に向け、町体育指導員や体育協会とも機会を見て話し合いをもち、検討したいと思っております。

3番： どうも有難うございました。それでは、初めに町長の答弁にありました、21年度に35万人の観光客ということでございますが、20年度が30万人で、21年度が35万人で15、16%増加しておりますが、その後も増加しているということでございますが、この増加の内容と言いますが、21年度で例えれば35万人の

算出、根拠をお伺いしたいと思います。

町長： この35万人の基礎となる数字ですが、猿羽根山参拝者につきましては横ばいのようにあります。何と云っても、産直まんさくさんが23,200人と大きく伸びております。鮎釣りが2万人、若あゆ温泉は16万6千人、そしてコテージが25,000人、県民ゴルフ場が昨年25,000人ということで大幅に伸びた経緯もありますので、この辺の経過というものが非常に多いのかなど。更に、鮎パーク、あそこは無料でありますけれども、35,700人、21年度では観光客が入っております。総じて35万人ということで、今申し上げました、鮎パーク、或いはイベント関係も勿論若鮎祭りがありますけれども、産直まんさくさん、若あゆ温泉、或いは県民ゴルフ場というものが大きな筋であろうと思います。

3番： それではその35万人が舟形町の観光客のお客さんと言うことですが、その35万人でどれだけ舟形町にお金を落としているのか、経済効果と言いますか、収益はどの位あるのですか。

町長： 経済効果までは、ちょっと調べておりませんが、渡辺課長の方から推測してあるのであれば答弁させます。

3番： 時間が無いので、無いのであれば後で、結構でございます。そういう35万人を積算する上で、そういう経済効果も把握しておいて、今後その経済効果がどう動いて行くのか辺りまで把握しておかないと、今後の総合的な観光産業振興というのは図れないかと思っておりますので、その辺宜しくをお願いします。

今、そういう経済効果がなしと出ましたけれども、今後共、答弁の中にありますが、特産品の開発を行って行きたいということですので、特産品の開発や研究、又販売する場所の整備を合わせまして、新たな産業に結び付くような施策をお願いしたいと思います。

町長は常々、農業、商業、観光と申しておるようでございますが、その農、商、観の振興と活気ある町づくりということで提唱してございますが、町長は、具体的にどのようにして活気ある町づくりを作っていくのか。この公文書の中では、具体的な部分が全然見えていないので、その辺り具体的なものがあれば教えて頂きたいと思っております。

町長： まず、独自産業ということで今取り組んでおりますけれども、農、商、観と連携したものの中で、これから進んで参りたいと。第一次産業の農業も確かに、今ネギの質問もありましたけれども、まず農協さんも、このまんさくという産直も出来た訳ですので、当然、第一次産業プラス加工施設というものが必要であろうと。それから第三次産業のこの商工関係、販路、或いは販売関係であります。これは昨年度に観光情報館を作った訳であります。この農、商、観の面の施設整備はまず100%ではないかも知れませんが、小規模ながら販路まで出来たのではないかと。これも、もう一つは観光でありますけれども、観光も昨年からの商工会さんの方にお願ひしまして、商工会と観光がタイアップしての販路拡大に努めて頂いております。

それから特産品の開発であります。これは舟形町の産業振興本部会議、これは平成20年度に創りましたけれども、この中で、経済13団体の方が一堂に会しまして、農業の面、或いは商工からの面、建設業界の面というものを持ち寄って、プロジェクトを創って、その中から観光開発をしようということで、6次産業、農商工、観光というふうな定義を今、組織を構築したということでご理解をお願いしたいと思います。

後は、この加工をどういうふうにするかということ。それから、今、ご質問がありましたけれども、観光築場というものもありますので、日本一の鮎というものを利活用して、観光を売り込むということがこれからの大きな課題ではないかと思っております。これからの加工施設と、それから販路と流通の部分を強化するというのが、これからの大きな町づくりの一環であろうと捉えております。

3番： 私は観光についてお伺いしたかったのですが、全てご答弁頂きましてありがとうございます。

それでは、質問が変わりますが、答弁の中で町長は、イベント開催型、体験型、資源活用型の組み合わせによる観光の展開が普通であると認識しているようですが、私も同感です。しかしながら、現在の舟形町の観光は、この3つがうまく連携していないのではないかと感じております。例えば、舟形町の資源活用型の観光施設はそっちこちに点在しておりまして、その点を線で結ぶような方策を考えた上で、総合的な観光産業として位置付けて行く必要があると考えますが、その辺りはどのように考えていますか。

町長： 今、斎藤議員がおっしゃる通りに、私も点の部分はやはり整備なったと思っております。そのイベント、或いは体験型と申し上げましたけれども、猿羽根山のルートというものも完成しましたし、或いは若あゆ温泉を中心としたものも完成しましたし、当然この点というものは整備なりましたけれども、そのルート

を繋ぐものがいまいちという感じは、斎藤議員がおっしゃる通りだと思います。その件につきましては、観光築場、築会と申しますが、ある前の議員さんも舟形町に天然鮎を食べさせる所、或いは施設はどこに行けば良いのかという観光のPRというものが希薄なのかなと思いますので、これからは商工会さんを中心としながらも、築会というものも交えて、更に、道の案内人も舟形におりますので、そういうふうな方々との協議会と言いますか、協議する場というふうなもので、この点を結ぶというような施策を24年度以降してみたいと考えています。

3番： 積極的に取り組んで頂きたいと思いますが、その点を線で結ぶということは非常に難しいことでありまして、今の舟形町の観光産業のネックになっているのではないかと思います。そっち、こっち猿羽根山には地蔵尊がございまして、また温泉もちょっと離れているということでございますので、そういう状況の中で、まず温泉を核とした観光資源の開発をしてみてもどうかと考えております。先日、岩手県の葛巻町に行つて参りました。町長も行ったことがあると思いますが、人口7,400人の町で、延べ人数で観光客が50万人丁度だそうです。舟形町の地形よりもっと険しい地域でございまして、その山を切り開いて、大自然を満喫出来る施設を整備して、活気ある町づくりに努めておりました。舟形町でも温泉のある一帯、地域一帯の山を切り開いて、温泉を中心とした観光施設を整備してはどうでしょうか。そのような考えはございませんか。

町長： 今、あそこの山を切り開くというようなことは念頭にありませんけれども、一番大きな観光のメッカは若あゆ温泉であると。その整備については、これからも内の振興公社とも検討しながらして行かなければならないと思います。

それから、それを切り開くとしても民間のノウハウというものも参入して行かなければやって行かないと、要請したいと行つても如何なものかという思いもあります。今、体験実習館に東北のエコリサイクルネットワークの指定管理者、あそこに組織している会社が非常にいい人脈をもった社長さんがおりますので、来年度以降お聞きしますと、猿羽根山でクラシックカーの展示会などもやってみたくと、或いは実習館で色んなイベントをやってみたくとか、或いはテレビ番組旅サラダ、NTVだそうです。旅サラダみたいな番組をやってみたくという、民間の企業というものをに入れてやって行かないと、あゆっ子村とかの整備も勿論必要ですが、そういう民間業者を取り入れながらやって行きたいと思つています。

3番： そういう機関があるのであれば、町長がどんどん出向いて相談しながら積極的に取り組んで頂きたいと思つています。

先程、点を結ぶ線ということで、町長から築場の話がございましたけれども、町長も観光築場の必要性については感じておられるようでございます。これまで、町長が漁協組合と前向きに協議をした経過はありますか。又、先程答弁の中にもありましたが、鮎を食べる場所がよく分からないというニーズも実際にある訳ですから、町長も理解しているようでございますので、心から必要性を感じているのであれば、町の活性化の為に、課長や現場の職員に任せないで、町長自ら提案をしていくべきと考えますが、その辺りどうですか。

町長： 観光築場につきましては、漁協の組合長さんともお話しをした経緯はあります。具体的にどうするかというふうには行きませんが、何と言つても舟形町のキャッチフレーズ「若あゆと古代ロマンの里」でありますので、鮎と古代ロマンの里の縄文のヴィーナスと結び付いたような観光産業、そんな中から雇用の創出を図るのが観光産業の大きな目的だろうと思つていますので、今、ご質問があつたような中で、これから取り組んで参りたいと思つています。

3番： 私も漁協の方に行つて話をしてきましたけれども、今まで、町としてそういう相談とか依頼は全然無かつたという返事でございました。町長が本当に考えているのであれば、先の中学生議会で提案されてもう1ヶ月もなつております。中学生も舟形町の事を真剣に考えて、様々な質問をしてくれました。それに応える為にも積極的に取り組んで欲しいと思つています。この件に関して、もう少し具体的に築場に対して町長、これからどのように動いて行くのかあればお願いします。

町長： これは、実は今年の3月、企業懇談会ということで、築場の方々、商工会、或いは農業関係の方々とお話し合いを持つと計画しましたけれども、大震災の関係で取りやめになりましたので、今年度中に築会と、舟形農業関係者、漁協、それから商業関係者を交えた協議会というか、それをやってみたくと考えております。

3番： そういう機会があるのであれば、その場で町長から積極的に協議をして頂きたいと思つています。

それでは、時間もありませんので質問を変えさせていただきます。猿羽根山の相撲場の整備であります。平成24年度の山形県が主催する相撲大会が9あります。その内、24年度は国体の予選を始めとしまして、6つの大会が猿羽根山で開催される予定でございます。その他、地区大会が2大会程ある訳であります。確かに相撲をする子供達が少なくなっております。小学校統合による相撲大会の件や、中学校の部活の件、様々な課題はございますが、その様な課題があるからこそ、この時期に会場周辺の整備をして大きな大会を誘致して、交流人口の増加、そして町施設の利用の増加を目指してはどうでしょうかと先程申し上げたのですが、その辺りどうでしょうか。

町長： 相撲というものは、対人競技では最も崇高な競技でありますので、子供達の人間の育成にも最も良い影響を与えるスポーツ競技だろうと思います。猿羽根山も400年の歴史もありますので、だんだん猿羽根山相撲大会の観客数も少なくなっているという寂しい気持ちもありますので、大きな大会を誘致出来るかどうか分かりませんが、まず私なりに頑張っていきたいと思っております。当然周辺整備にも絡んで参りますので、今の現況で、すぐに誘致出来るとすれば、誘致可能であろうし、整備出来なければ、行けないとなれば時間も係るであろうし、その辺も加味しながら取り組んで参りたいと思っております。

3番： それでは取り組んでいきたいということでございますので、積極的に取り組んで頂きたいと思っております。私も県の相撲連盟関係の仕事をしておりますので、相撲場を作ってくれと言っている訳ではなく、それを利用してこれから活気ある町づくりにして欲しいと言っている訳でございます。その辺り誤解なされないようにお願いします。又、蛇足になりますが、町長もご存知かと思っておりますが、平成24年度から中学校の体育の授業に武道が取り入れられます。剣道、柔道、相撲のこの3つから一つ選択をして、授業をしなければいけないこととなります。相撲をする子が増えるかどうか分かりませんが、そういうこともありますので、そういう相撲場といいますか、そういう環境整備について宜しくお願ひしたいと思っております。

時間もありますので、次に移らせて頂きます。猿羽根山公園の関係であります。地蔵尊までの階段も未整備のままです。最近では、土砂崩れが階段の入り口の方まで通行止めということでございます。猿羽根山は町唯一の観光地でございますので、早急な対応をお願いしたいと思っております。又、公園全体の環境整備と言いますか、その辺りも宜しく取り組んで頂きたいと思っております。

最後になりますが、マラソン大会の件でございます。町長のご答弁にもございます。県内外から様々な大会をやっておるようでございます。東根市のさくらんぼ大会にしましても、今年度は11,000人だそうです。東根市にしたって、最初は試行錯誤しながらやって来たのだと思います。最初から出来ないではなくて、検討して、もしどうしても出来ないのであれば仕方が無い。課題を整備をしながら進むということもあろうかと思いますが、頭から新庄市の失敗の事例を取り出すのではなくて、取り組んで頂きたいと思っております。又、先程申し上げましたが、舟形町は伊藤真貴子さんの出身地でもあり、舟形町の教育委員会ではスポーツ指導員の配備も充実していることから、マラソン大会を提案した次第でございます。他のスポーツイベントによる町のPR、交流人口の増加を図っても良いと思っております。その他のイベントによる観光交流人口増加を目指すことについて、町長のお考えがあれば一言お願いします。

町長： 色々質問がありましたので、真剣に取り組んで参りたいと思っております。

3番： マラソン大会で答弁の中で、困難であると言っておきながら今後検討したいということで、ちょっと理解出来ないところもございますが、今後検討するのであれば、前向きに現時点から取り組めるはずではないかと思っております。検討もしないのに、検討をするのではなくて、舟形町発展の為に本気で取り組んで欲しいと要望して終わります。

議長： それでは午後1時まで休憩をしたいと思います。(11:49)

議長： それでは休憩前に復し一般質問を再開致します。(13:02)

6番大場清之君。

6番： 私からは先に通告しておりました通り、TPPについてのご質問を致します。

東日本大震災の影響から未だ現状復帰すらできていないにも関わらず、11月11日総理はTPP交渉参加に向けて関係国との協議に入ると表明した。TPP断固阻止を叫んだ農林漁業者や地域経済の崩壊、医療や雇用、食への安全への不安や懸念を抱く多くの国民の切実な声を振り切り、十分な情報も開示せず、明確な説明もないまま交渉参加に踏み切る事は国民軽視の許し難い暴挙であり、激しい憤りを感じずには居ない。また、足腰の強い農業者を育てると口先だけ先行して、未だ何を政策も実行もしない中、TPPだけ

先行する、そのような総理は今までもいないし、国民無視の首相は即刻辞めるべきと考えます。町長の考えをお聞きます。

町長： それでは6番大場清之議員のご質問にお答え致します。TPP協定は国民生活のあらゆる分野に大きな影響を与える事が予想されますが、まず交渉への参加についてはご質問の通りに国民に対して十分な情報を開示し、地方の農林水産業者、或いは商工業者、医療関係者、消費者などの国民皆層の意見をしっかりと捉え、広く国民の理解と合意が得られるようにすべきであると考えます。

先般開催されました全国町村長会議、或いは同議長会、また山形県農業委員会総会でもTPP反対という決議が行われております。

また、9月に開催されました舟形町の定例議会、或いは昨年12月議会の中でもTPP反対に関する意見書の提出を求める請願が採択されました。私と致しましても、こうした決議の重さや重要性を十分に認識している所であります。環太平洋戦略的経済連携協定は太平洋周辺の広い地域の国、例えば日本、中国、東南アジア諸国、オセアニア諸国、アメリカなどが参加して自由貿易圏を作ろうという交渉であります。ここで、中国の方は削除をお願いします。アメリカ大陸は既に北米自由貿易協定、通称NAFTAというそうですが、という自由貿易圏があります。NAFTAはアメリカ、カナダ、メキシコの3カ国だけの自由貿易協定であります。この3カ国間では関税など無しに自由に貿易を行う事ができます。このような自由貿易圏を太平洋周辺の広い地域で作ろうというのがこのTPPの構想であります。TPPは2006年5月にチリ、シンガポール、ニュージーランド、ブルネイの4カ国で発効したのが始まりで、その後アメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナムの4カ国が参加の意志を表明して交渉を開始しております。つい最近になって、マレーシアも参加の意志を表明しました。これらの国が全て参加すれば、TPPは9カ国の自由貿易圏になります。昨年10月8日に開催されました新政調長期戦略実現会議と、その後の11月9日の閣議決定を経て、当時の菅内閣は我が国もTPPへの参加を検討するというように表明を致しました。さらに今年11月11日に野田内閣が野田首相の責任で交渉参加に向けた協議に入るという表明をした訳ですが、TPPの参加について内閣府、農林水産省、経済産業省の3省庁が試算を出しました。それを見る限り、結果はバラバラで正直どれが正しいのかよく分からないというのが本音であります。

まず、内閣府は日本がTPPに参加するとGDP国内総生産が、2.4兆円から3.2兆円増えるという見方を出しております。しからば農林水産省は日本がTPPに参加すると、他国からの安い農産物が大量に輸入されるため、日本の農家の多くが農業を辞めてしまうと読んでおります。その結果、農業関連のGDP国内総生産というものが4.1兆円も減少し、国内総生産全体としては7.9兆円が損失となり、また環境面でも3.7兆円の損失、合わせて11兆6千億円の損失となると言っております。さらに、340万人の雇用が失われ食料自給率も現在の40%から14%まで下がると予想しております。

3つ目の経済産業省の試算であります。こちらも日本はTPPに参加した方が利益になるというように結論を出しております。日本がTPPに参加しないと、アメリカやEUと独自に自由貿易協定を結んだ韓国が躍進し、その結果日本のGDPは2020年度までに10兆5千億円も減少すると予想しております。その減少は自動車産業、機械産業、電気産業の主要な3業種による部分が大きく、TPPに参加しないと雇用81万2,000人も失われるという予想を立てております。農林水産省は農業分野から、経済産業省は製造業の立場からTPPに対する見解を出しております。

また、政治家や財界人も賛成反対で意見が分かれております。例えば、米倉経団連会長はTPPに参加しないと日本は世界の孤児になると述べておられて、日本の参加に対して強い支持を表明しております。それに対して、社民党や国民新党などは日本のTPPへの参加に対しては反対の姿勢を続けると発表致しております。

また、別の見方で消費者の目線で見ますと、日本がTPPに加盟をして予想通りに他国から安い農産物などが入ってくれば消費者としては安い食べ物を買えて、メリットが大きいかもしれませんというお話もあります。

しかし、それによって国内の農家の廃業が増加し、日本の食料自給率が下がっていく可能性もある訳であります。確かに、TPPに加盟しても実際にどの程度の利益、或いは損失になるか始まってみないと分からない面も多々ありますが、自由貿易は世界の流れでもあり、日本だけ鎖国を続ける事は現実的に困難な局面に入っている事も事実であろうと思っております。そのような中、与党民主党内の議論でも時期尚早と慎重な判断を求める意見が出されるなど、依然として隔たりが大きくなっております。

また、経済界と農業界の溝は埋まらないなど、合意形成が図られたとは到底考えられない現状での、表切りの表面に立った事は性急と言わざるを得ないと思っております。こうした一連の経過の中で、山形県吉村知事は以下の談話を発表しております。野田首相の責任で、交渉参加に向けた協議に入る事を判断した以上、一つは反対や様々な意見が示されている事を真摯に受け止め、戦略を持って協議に挑む事、或いは2番目としまして、協議によって得られる情報や対応すべき課題に据えて情報開示する事。3番目が、その上で地方も含めた各界階層の議論を尽くし、それらを踏まえた実行性ある諸施策を検討し、提示すると共に国民的な合意形成を進める事を国に求めていく必要があると思われまふ。という以上の知事の談話であります、私もこの考えは支持したいと思ひます。

舟形町は農業の町であり、食料基地の役割を担っている訳であります。農業は地域経済の重要な役割を果たし、多面的機能果たしております。農業取得の減少、従事者の高齢化、農業後継者不足、東日本大震災による風評被害など厳しい状況の中、確実に将来の舟形町の農業が担保されるような実行性のある対策が提示される事を強く望んでおります。以上であります。

6番： どうもありがとうございました。TPPに関しては誰もが不安な要因があると思ひます。そうした中ではっきりしたこの町独自で、これが決めるということはいかないと思ひます。しかしながら、このままでいかない事も事実でございます。そうした中で、先程も町長の説明の中に全国町村議長会、或いは全国の町村長会のTPP反対の決議をした事は当然の事でありまして、我々としてもこれは共感している訳でございますが、しかし我々議会人としても今までも議会の中に請願、陳情来た場合はそれを受理して、関係機関にはしております。しかしながら、まだ自分達の議会或いは町村会の中での決議はまだしていないのではないかとということも危惧されます。そうした姿を今後このような事を町長の考え方として、どうあるべきかなということをお聞きしたいと思ひます。

町長： 先程答弁しましたけども、全国町村長大会でもTPPについては反対の決議を致しております。それから山形県町村会でも反対の決議を致しております。そんな関係で、先程県知事の吉村知事の方も、新聞紙上でありますけども、まず国民的な合意形成というものが各論であろうということで、それを踏まえて情報開示をして、そして国民的な中で議論を深めて参加、或いは不参加という道程というものを大事にしたいということありますので、それを私も尊重したいと思ひます。

それから、この度の12月の県議会の吉村知事の談話であります、今申し上げました国民的な合意形成が図れたとは言えないという強いものがありまして、一番最後の方に何と言っても先程も答弁しましたけども、山形県も基幹産業は農業でありますので、この農林水産業の山形県の発展と再生に向けた取り組みというものを具体的に明示をしながら、取り組んで参りたいという要旨の発言がありましたので、私もそれに同調して勿論県に右ならえをして歩調を合わせて、山形県町村会でも歩調を合わせながら、舟形町も歩調を合わせながら進んで参りたいと考えております。

6番： 今、国では規模拡大をしながら足腰の強い農家層増を進めるんだという事は言っております。しかし、20haから30haの面積が備わっていると言っておりますが、それが実現したとしても今まだアメリカ、オーストラリアから見れば日本の面積の100倍から1000倍というような広大な土地を擁している訳です。除外、例外品目も認めない全品目の関税撤廃を求めている中であります。そうした中、農水省の北海道の試算で、いろんな試算例があるんですが、その辺をちょっと言ひたいと思ひます。

まず最初に、国境措置の撤廃の品目別の影響を見ますと、もう米は減少が90%も海外に依存せざるを得ない状態が来る。或いは小麦は99%、甘味資源料、でんぷん原料、加工用トマト、これも全て輸入品に頼らざるを得ない。或いはりんご、柑橘類も含めてですが、9%しかできなくなると。パイナップルも80%、牛乳製品が56%、牛肉が75%、豚肉も70%、そのように国内における打撃が素晴らしく大きくなる訳です。そうした中で、先程も町長が話しましたが、多面的機能の貨幣評価としましては、洪水防止機能が3兆4,988億円、土砂崩壊、土壌浸食、河川流溝、地下水涵養、そういうものを含めると、先程申し上げました通り3兆7千億円位が少なくなるということで心配されます。その他、農水省の試算でございますが、これも北海道の試算例ですが、北海道だけで2兆1,254億円が減少なる。その内の農業算出額だけで5,563億円、関連産業で5,215億円、地域経済に与える影響が9,859億円、このように北海道だけで見てもこの通りに素晴らしく農業地域経済に与える影響が大きいと試算されております。そうした中で、山形県の農業算出額3千億円は知事が掲げている訳ですが、町長のこの件に関しての考えをお聞きしたいと思ひます。

町長： まずは、このTPPというものと歩調を合わせまして、今国の方で農業再生基本方針というよう

な策定しております。1戸の農地を10倍に増やしましょうということで今大場議員が言った通りに20から30haの農地集積を図りましょうという構想のようではありますが、これとて昔ウルグアイランドということでお話ありましたが、今ミニマムアクセスということで27万俵を毎年輸入しておりますけども、ですからそれ以外は関税は0というもので歯止めを掛けている訳であります。

従って、農業再生基本方針という骨子7項目ありますが、これとて果たしてどのように進むか大きな課題であろうと思います。今大場議員が北海道の数字試算しましたけども、私もバックデータ持ち合わせておりませんので、なかなかその返答に困る訳であります、何と云ってもこの国全体で日本も、山形県も舟形町もそうでありますけども、日本そのものも農業の国であろうという大前提であります。

従って、これまで日本の国作りというものの中で考えますとまず端的に申し上げますと、第一次のオイルショック、昭和47年当時でありましたが、あの当時はアメリカの方で輸出増が非常に多かったと乗り切ってきた経緯があります。その後色々不況、或いは恐慌ありましたけども、自動車産業業界が非常に足を伸ばして、国益を担って来たというのも確かにそうでもあります、それに相並行してこの農業というものをもう少し真剣になって考えて来なかったのが今の状況にあるのではないかと思います。ですからウルグアイランド交渉にしても、あの当時本当の意味で足腰の強い農業というものを作ってきたのではないだろうと、当時の日本の農業政策というものはハード面だけ、いわゆる土地改良事業、或いは土地基盤整備事業、こういうものが非常に多かったような気がします。さりとて今申し上げました農業再生への7項目見ましても、果たして今の政府はやるのかどうかというものが、これは農業分野から見ての疑心暗鬼というものあると思います。そんな意味で農業分野の方においては断固反対というものが、これまでの経過の中であるんだろうと思いますので、舟形町と致しましてどうするかということも大事でありますけども、まず県と歩調を合わせて、吉村知事の考え方というもの、或いは山形県町村会と一緒にこの問題に取り組みながら、そして情報開示をしながら、そして皆さんと共にお話をしながら、取り組んで行かなければならない大きな課題であろうと端的にまず思っております。

6番： やはり町長としても、立場は国会答弁と総理が答弁するのと違いまして、これは国際の問題ですから、なかなか難しい問題があると思いますが、ただ先程も申し上げました通り、国の指針が基本的な姿が20、30町歩の農家増を育てるんだという考えですが、舟形町に当てはめると大体50戸から70戸位で農家ができるという試算になります。そうなった場合に、最上広域でも今雇用の場の促進のために、何とか1社でも2社でも雇用関係の企業が来ないかと本当に毎日のように努力しているんですが、それもなかなか雇用の場の工場等が進出ができないという状態だと思います。そうした中、農家が50から70の舟形町の占めたとしても、後に残された方の雇用の場というものは何も考えていないと、だから国としての明確な答えを出さない中で口先だけで言うということは、私も不思議でならない訳です。そうした中でこの状況を踏まえながら、町長としての一つ考え方をお聞かせ願いたいと思います。

町長： この20から30haに農地を集積をして、一体経営を図って行きましょうというものは、ここに3月8日の朝日新聞ありますけども、これはJ A、全国農協協同組合の中央会、全中という名称だそうですけども、この中でも農業改革案の固守というものに3月8日の朝日新聞で全く今回の同じような姿で載っているようであります。農協も大規模経営転換という大きな見出しがありますが、全中が提言案ということでもあります。その中には今20ないし30haという農地集積がありますけども、この中山間地域いわゆる農地の集積が難しい中山間地域では10ないし20haというような半分の中に留めているということでありまして、この辺もどの要素が一番いいのか私も分かりませんが、いずれにしても農業化の雇用という面から致しますと、制度的に20或いは30haという農地集積なった場合に大改革と言いましようかね、農地改革というか、そういう要素も頭に入れながらこれから取り組んで行かなければならないのかなということ、雇用の創出をどういうようにすればいいのかという問題も並行して取り組んで行かなければならないのだろうと思います。ただ、いずれにしてもTPPに関する要素の中で、この農協さんなり或いは政府の方で20から30haという農地集積という改革案が出されましたけども、果たして本気でそれをやるのかどうか、これはもう少し推移を見ないと現在の所分からないということでもありますので、その辺もご理解をお願いしながら宜しくお願ひしたいと思います。

6番： この件は国政の問題ですので答弁も大変ですし、私共も質問してもどうなるかなと、逆に言えば決定ができないような問題です。しかしながら、ひょっとしてこれが成り立った場合にどうするのかと我々は心配になります。今県内の中にも、TPPに対して賛同している農家或いは法人組織も一握りの人

間が各県にあります。そのために大半の農家が打撃を受けて生活が成り立たなくなるということも当然なってくると思います。それが私は本当に心配している。TPPが発動になった場合に我が町の農業、今後の農政をどうやって持っていくのかなということが今後の課題があるのではないかと思います。なる前から聞く訳ではありませんが、なった事を仮定して町長の見解をお願いしたいと思います。

町長： これは舟形町のみならずでありますけども、税金はもう撤廃する訳でありますので、これはTPPを進めていく中で大きな関税を撤廃することになりますので、当然農産物は安い輸入品が入ってくる訳であります。その結果が、先程の大場議員の北海道の試算というものになるのであって、しからばそれをなった場合にどうするかという質問であります。舟形町のみならずでありますけども、全体的な一般論として申し上げるならば、やはり安い輸入品が入ってくる訳でありますので、できた産物の差額というものを国が直接支払制度というものを導入して、それを農家に補填するという制度も一般論としてできるのかなと思います。その場合でも大変な財政という支出もありますので、その辺の議論を待たないといけない訳でありますけども、一つの一般論としましては安い品目と生産する品目の差額、これを農家補償の支払制度という新しい制度をする方法もあるのではないかなと思っております。

6番： 答えるという方がおかしいと思うんですが、ただ今アメリカの中でもいろんな問題が浮上しております。日本があまりにも補助金を出しすぎていると。農業に対する補助金行政だという非難も各国から言われております。そういう姿の中で、それ以上の農業予算を立てて戸別補償をして、それが自由貿易の中でどうなっていくのかなという心配もあります。そうした中で町長としては、戸別所得補償方式が成り立つかこれは別にしても、そのような方策があるんじゃないかという今話はなった訳ですが、本当に今アメリカから交渉はこれから入る訳なんですけど、アメリカからの一つの交渉の段階になって、日本は自分の持論は出さなくなってそれで終わるんじゃないかとみんな国民が心配しております。今までの防衛政策も同じ、何の政策でもアメリカが上位で進んでいるという中で、日本の政治として総理がどこまでそれに食い下がっていくのかなと私なりに心配しております。そういう姿の観点から、もう一回町長の答弁をお願いしたいと思います。

町長： これは何と言っても、世界を動かすアメリカというものありますけども、日本という立場はやはり戦争の敗戦国ではありますけども、敗戦国から経済というものを立ち直させられて、世界でも2番目に匹する経済大国になった訳でありますので、何と言ってもその経済大国になる過程で、中国に対しても韓国に対しても、いろんな形で援助をしながら日本というもの発展した訳でありますので、私はこの経済大国としてリーダーシップをまず取るべきだろうと思います。これは、アメリカとの関係でいろんな協定なり、いろんなものがあるにせよ、やはりこの経済大国と2番目という自負を果たして、やはり他国の国々を味方につけて、そしてリーダーシップを発揮するのが一つの公言する糸口ではないのかなというようにも思っております。

6番： 時間が早いようですが、私は今の結論が出ない中の質問でございますのでこの辺で止めますが、ただ先程も申し上げました通り、これがTPPが本当に発動されるのかされないのか、我々が心配しているような姿に落ち着くのか、これは農業面で逆に言えば改善する要素があるのかということまだ分からない訳です。しかしながら、その交渉している中でこの山形県、特に最上郡のどうあればこれを切り抜けていくのかということも、いろんな検討課題もあるんじゃないかなと思う訳です。その辺も今からでもやっぱりその辺の姿を見つめながら、今の1次産業の舟形町が特にそれに巻き込まれても、大丈夫なような一つの素案と言いますか、一つの問題点も掘りながら何とかよりよい舟形町にできるように町長の今後共特段の考えをお願いしたいと思います。これで私の質問終わらせて頂きます。

議長： 以上をもって、6番大場清之君の一般質問を終結致します。続きまして4番佐藤広幸君。

4番： それでは通告文に従いまして、「奥山町政の総括を問う」ということで、質問させていただきます。

平成24年2月に町長就任以来、約3年10ヶ月に亘り町政を預かって頂きました。就任された年には、米国の大手証券会社リーマンブラザーズが経営破綻し、世界金融危機の発端となり皆がリーマンショックと言って政治、経済、財政までもが大きな影響を受ける中で奥山町政のスタートとなりました。また、翌年には長年続いた自民党政権から民主党政権への政権交代が起こり、この年も大きな政治経済の流れの中で舵取りをされました。そして、この4年間日本はデフレ、不景気、官民格差の拡大などと言われてきましたが、その中で堅実に町政運営を行ってきたものと思います。

しかし、一方で政府が景気対策に力を入れたので予算が比較立てやすかったとの声も聞かれます。私

は、町長がまだ候補者だった4年前に公約した農業所得500万円の農家を育てると言った事を鮮明に記憶しています。最近その言葉や文字が見当たりませんが、その事についてこれまでの取り組み内容と、今後の姿勢を伺います。

また、町長が常に口にしてきた、「出会い、触れ合い、支え合い、新たな結の創造」とはどのような人同士が出会い、触れ合い、支え合う事になり、新しい結がこの4年間で生まれたのか具体的に説明して頂きたいと思います。そして、今後どのような「結」が生まれると考えているのかを伺います。宜しくお願い致します。

町長： それでは4番佐藤広幸議員の質問にお答えします。町民が主役の躍動感溢れるまちづくりをマニフェストにしておりますが、その大きな柱の一つとして産業の振興を挙げております。具体的には、産業の振興や起業家を支援し地域活性化を図り、農業振興部門では付加価値農業の展開を実践するチャレンジ実践塾を設置し、農業所得500万円を目指すとしております。

従って、これらの具現化の農業振興につきましては、第6次基本構想過疎計画舟形町農業振興計画に基づき、農業振興を進めておりますが、一つは生産者組織の育成、2つ目に複合経営の確立と産地づくり、3つ目に6次産業の推進など、その他3つの含めた6つの重点策を進めております。

農業施策については、農業収入を主とする方々、いわゆる担い手農家の支援ともう一つは農業収入を従としながらも安定した農業所得を得るために頑張っている方々への支援を行う農政を進めております。

まず、担い手農家の支援であります。これは国の法律である農業基盤強化法に基づきまして、基本計画を作成し、農業振興整備計画と共に支援を行っております。いわゆる認定農業者制度であります。農家の自助努力を基本と致しまして、他産業並みの所得を確保する事を目的に町が認定し、農業が職業として魅力とやりがいのあるようになるように概ね10年後の農業経営目標を決め、効率的かつ安定的な農業経営の育成ができるようにするものであります。認定農業者の農業所得の目標を400万円とし、さらに将来的には500万円を目指す農業になります。民間の労働時間を2000時間として舟形町の農用地の50%、約700haを担って頂く農業者100名の育成を目標としております。

尚、現在79名が認定農業者となっておりますが、目標を達成するためには経営規模の拡大や機械整備、販路拡大などの条件整備と農業経営が不可欠であります。そのためには県の農業復旧技術化、JA新庄もがみ、県農業会議、同山形県農業支援センターとの連携を取りながら支援をしておる所であります。

具体的な支援内容としては、水田農業の支援と農用地の集積支援、乾燥機や田植機、トラクター購入助成を行い、園芸拡大部門についてはハウスの導入、管理機械や資材、土壌改良や新規作物導入の支援、畜産部門では基金からの貸付や防疫対策支援などを行っております。

こうした取り組みの中で、新規作物として施設栽培メロン、小松菜、リンドウ、夏秋イチゴなどが取り組まれておりますが、ニラの販売額が1億円突破やネギの3千万円台を超える売上なども効果として生まれてきております。その他に利子補給や圃場整備事業、水路整備もありますが、平成23年度には新たに長沢地区ソバ刈り機利用組合が発足し、22haの実績となっております。総じて、舟形町のこの農政予算の7割というものが、担い手育成や認定農業者の支援となっております。これは他町村と比べても遜色は無くきめ細やかな農政であると思っております。

ここで、専業、兼業別の農家数を見ますと、2010年センサスですが販売農家戸数が534戸で専業農家53戸、第1種兼業農家が80戸、第2種兼業農家が401戸となっております。この数値は、5年前の平成17年のセンサスと比較しますと、農家数で92戸減少しているものの、専業農家が増加をしております。ちなみに5年前の平成17年度の46戸に比べますと7戸増の53戸となっております。また、10年間では2.5倍の32戸の増加となっております。

次に兼業農家を中心とした支援策ですが、今後共兼業化が進むと予想されます。こうした中で、安定的に農業所得を得る事も必要であり、そのための支援を行っております。

今進めている事業の一部を申し上げますと、一つ目は活気ある農業推進機構であります。この取り組みは今年3年目になりましたが、希望参加者が塾生となり栽培したい作物に取り組み、生産に合った所得を得る場としてチャレンジ実践塾として開設しております。現在16名が塾生として参加しておりますが、今年度の成果としましては、オカヒジキ栽培8名、栽培面積6a、販売実績としては4.4t、200万円の販売額となっております。

また、山形地鶏も5名、450羽、販売額150万円、その他行者ニンニク4名、40aの作付けで平成26年度

の出荷に向けて株の養成を行っております。その他に水菜、自然薯の取り組みを行っている所です。

もう一つが農協の加工、産直部門への支援であります。これもふるさと緊急雇用によるものですが、米粉のパン或いはニラ餃子、プリンなどの商品開発を行い、今後農協が進める食材の一つとして販売されております。

山形県では、農業生産業元気再生戦略まとめ3千億円の農業関連産業の産出額を産みだし、またJA新庄もがみでは5.2運動に次ぐ販売高54億円を5年後に販売額70億円とするチャレンジ70の目標を設定しております。確かに舟形町も例外ではなく、農業者の高齢者や耕作放棄地の増加、新規就農者の減少などの問題があり、加えて輸入農産物の拡大や価格低迷などが農業経営を一段と厳しくしております。こうした中で、新規就農者の参入も勿論であります。認定農業者を始めとした担い手農家の育成、また担い手を中心とした集落営農の組織化と規模拡大の生産コストの低減など、農業経営のあり方や機械整備への支援も含めた経営指導などの施策集中も必要不可欠となっております。

また一方で、企業の農業への参入も現実に行われており、耕作放棄地対策や雇用型農業が生まれつつある中、こうした支援も重点課題として取り組んで参りたいと考えております。

次に、「出会い、触れ合い、支え合い、新たな結の創造」とは、どのような人間同士が出会い、触れ合い、支え合う事により新しい「結」がこの4年間に生まれたかの、また今後どのような「結」が生まれと考えているかとの質問にお答えします。

まず始めに「出会い、触れ合い、支え合い、新たな結の創造」という言葉は、平成22年3月議会で議決を頂いた舟形町の今後10年間の展望した舟形町総合発展計画、いわゆる第6次舟形町基本構想のキャッチフレーズとして掲げたものであります。従いまして、4年間でなくて1年8ヶ月間の経過である事をまずご理解願いたいと思います。

さて、「出会い、触れ合い、支え合い、新たな結の創造」というキャッチフレーズであります。これは私達の住んでいる農村社会では、昔から地域社会を維持するための「結」という仕組みや精神がありましたが、少子高齢化を始めとする社会情勢の変化や人の価値観の変化など、地域を取り巻く状況は大きく変わってきており、「結」或いは契約が希薄になったり無くなったりしてきております。加えて、舟形町においては少子化によりまして青年団が無くなり、町内会によっては婦人会も無くなり、隣組の契約も無くなり、農業の機械化や近代化、国による規模拡大政策による農家の「結」も無くなってきております。

また、町内で同じ所に出稼ぎに行った方もいましたが、これも無くなってきておまして、個人を重んじる社会情勢の台頭と相まって、地域の連帯感が非常に薄れているというように分析をしている所です。色々な経緯があってこういう状況になってきたとは思いますが、行政サービスの限界や地域の担い手不足、福祉、文化、教育、産業など多種多様な課題に迫られている中、地域社会を維持し地域の活性化を図るためには、地域全体の理解と協力を得て解決に取り組める地域の仕組み作りと、地域と行政の共同による地域作りを目指す必要があるために、今までの「結」以上に地域に新たな助け合いの仕組みを作り上げていく必要があるため、「出会い、触れ合い、支え合い、新たな結の創造」というキャッチフレーズにした所です。

このような背景から、町では今現在地域作りを進めております。その一つとして地域作り支援事業を行っておりますが、これは今申しあげました色々な課題解決に取り組める地域の仕組み作りと地域と行政の共同による町づくりを目指す必要があるため、今実施しているものであります。

また、話し合いの進め方や解決手法の研修のため、櫻井高崎大学準教授や地域社会デザインラボなどの遠藤代表をお迎えして、町職員のみならず町内会長さん、女性委員や民生委員の方々、そして一般の方々も対象として研修会を実施した所です。

さらに、その実践事例紹介と致しまして、太折町内会、木友町内会、長尾町内会の事例発表会なども行い、災害に強い地域作りの喚起を特に促している所です。この話し合いや事業展開する事によりまして、住民同士としての友好、友情関係が生まれ、強固な地域の絆が創出されていくということで、地域の課題解決もさる事ながら、これが地域作りの目指す所です。

実際、東日本大震災で地域作りが盛んな所程、安否確認、避難所生活において助け合いなどができているとの論評がマスコミ等で報道されておりますが、地域の絆が構築されている証しであり、地域作りの目的が達成されている事例と思っております。さらに全国で活躍しております櫻井準教授も地域の繋がりが最大の防災であると住民同士の繋がりに加え、県内外の人達との交流をする事で、災害時に助け合える縁や絆が

構築されるという震災後の先生のフォーラムでも発言をされております。町の置かれている状況、その対策として地域作り支援事業、期待される効果について申させて頂きました。

さて、この1年8ヶ月の間生まれた新たな「結」とはどの質問ですが、一つ目としまして新たに青年団体フィッツの組織化であります。この団体は昨年12月に、今年2月のウインターフェスティバルの開催を契機に組織化された10名からなる青年団体であります。この団体は、その後も町の行事に積極的に参加して頂いております。例えば、若あゆまつりの子供ブースを担当したり、10月29日の縄文炎祭プレ・イベントにおける子供ブースの担当、11月23日の小学校低学年を対象とした芋煮会と勾玉作りなどがあり、イベント等主な活動対象として町おこし事業を展開し、若い新しい仲間作りを行っております。

また、今回このメンバーの女性の方々から、CM大賞の制作もして頂きました。今日本日放送されますが、出来映えと受賞を期待している所であります。議会でありますので、この受賞の結果であります、特別賞であります。15秒スポットで年間90本の特別賞を頂いたようであります。

2つ目も青年団体でフィッツよりも、若干年齢層が高い青年団体のTMプロジェクトFであります。この団体は、昨年10月に商工会が開催した秋の収穫祭を契機として設立された若者11名からなる団体で、当日は各種の山形地鶏料理の提供やジャズバンドによるイベントも行いました。

また、芸工大とフィッツと3者の合同で今年2月のウインターフェスティバルの開催や、若あゆまつりでの子供ブースの担当もして頂きました。10月29日の縄文炎祭プレ・イベントではイベントの開催もとより会場整備までして頂きました。来年には縄文炎祭の本祭を開催する運びとなっております。一つにしましても若者達による自主的なイベントの開催と成功、そして継続を強く望んでいる所であります。

3つ目と致しまして、22年度から商工会青年部に依頼しております婚活事業であります。町は婚活事業の経費を出す訳ではなく企画、集客、イベントの運営まで全て行って頂いております。また、最上管内の広域婚活事業にも参加を頂いております。これまで広域事業含めまして、6回の事業展開を行いました。これまで6回の開催で25組の成果があり、内町民の成果5名となっております。商工会青年部の婚活という活動による事業展開と仲間作りに期待している所であります。その他、平成19年度から仙台市五橋中学校の教育旅行の受け入れを行っております。5月の田植え、9月の文化祭、11月の収穫祭を実施しておりますが、11月15日の収穫祭においては35名の地域の方々からご協力を頂きました。当時は2年生の子供達その他70名の保護者の参加も頂き、子供達のみならず保護者との出会いと触れ合いがあり、舟形産農作物を購入して頂き、舟形町を支えて頂いております。

また、米については当日注文も頂いていたと報告を受けております。このように町と致しましても、いろんな面について、色々なテーマについて、舟形に住む若者や地域の方々などの出会いの場の創出と住民主体のイベント作り、いろんなまちづくりに参画できるような仕組みの事業展開と仲間作りを進め、防災対策に結び付く人と人との絆ができる新たな「結」によるまちづくりを進めて参りたいと考えております。

また、今後どのような「結」が生まれるかという質問ですが、防災対策をメインとした地域作り支援事業の展開による絆の構築及び町内会の新たな「結」の構築をまず考えております。21年度から8地区で事業を実施して頂いておりますが、来年度も既に5町内、一の関、舟形第1、舟形第3、福寿野、富田から実施の希望を受けております。地域の絆及び新たな「結」の構築をして頂きたいと考えております。

高齢者の方々については、地区公民館を別称サロンと呼べるようにして、ゲートボールやグラウンドゴルフができなくなっても、ひきこもらずお互いの元気度の確認や認知予防の展開ができればと考えております。その他、各種スポーツ団体であったり、芸術や踊りなどの文化芸術だったり、料理であったり、新たな農産物への取り組みであったり、どんな団体でも良いので各種団体の組織化に向けた取り組みを実現したいと考えております。それが新たな絆を作り、防災対策や困り事への対応、ひいては自殺予防、認知症対策へと結び付いていくものと考えている所であります。

また、これらの実現には現在要件である都市部からの地域保守協力隊員2名、緑の故郷協力隊員1名の募集を今行っております。いろんな面で地域や団体の組織化の支援、お手伝いを行い、新たな結を構築していきたいと考えています。以上であります、議員におかれましても、色々な団体の組織化、イベントの企画立案、参加などご協力ご理解を賜りたいと考えておりますので、宜しく願い申し上げます。以上であります。

議長： 答弁内容がですね、非常に長すぎます。前に申し上げましたように、頁数なり字数なりしっかり守って頂かないと困ります。

4番： それでは「出会い、触れ合い、支え合い、新たな結の創造」という非常に抽象的な文言の中にどれだけ具体性があるのかということで質問させて頂いた訳でありますけれども、ある程度具体性があるようですので、この質問は時間の関係で今回カットさせて頂いて、その農業問題についての所から奥山町政のこの4年間というのをそのように的を絞って、ちょっとお伺いさせて頂きたいと思っております。

まず、奥山町政がスタートしたのは平成20年ということですが、前後6年間に亘って当初予算と決算の歳入について調べさせて頂きました。平成20年度は37億5千万円程の当初予算の中で決算の歳入合計が40億8千万円ということで3億3千万円程の余剰金と言いますかね、当初予算との違いがあった訳ですが、この年にリーマンショックがあった訳です。そして、世界景気の不況ということが現れて次の年をまず言う前に、その前の年の19年度は当初予算は36億7千万円、決算の歳入が39億9千万円、ここでも約3億2千万円の違いがあるということですが、この21年度からは違います。21年度からは当初予算が33億2,600万円、21年度の決算額の歳入で42億4,400万円ということで9億円以上当初の見積とは違ってきている訳です。そして22年度の予算、これもまたすごい。当初予算で32億7千万円の当初予算を上げておるんですけども、決算では歳入で42億3千万円ということで、約9億6千万円つまり20年度以前と21年度からでは約当初の見積より3倍以上の歳入の上で、言うなれば余剰金と言うんですかね。さらに事業できるお金が来たという考え方なんです。実際そうだったというように思います。これ町報から全部資料取ってますから、そうしますと町長が公約としてきた事業、子育て支援住宅とか、或いは農業施策の充実とかそういった事に対する予算執行というのは非常に簡単にできたのではないかなと私は思うんですけども、町長この予算ざっと聞いて、ご自分がなされた時にはもう予算が来てた時ではなくて、来る前の状態の時から21年、22年度は当初予算よりもかなり多くの見積、嬉しい見積違いという形で、過去よりも約3倍の余り金が出て、自分の政策を押し進められたという実感はございますか。町長どうですか。

町長： この19年、20年度から私も町長になった訳でありますけども、その時にちょうどリーマンショックがあった訳です、リーマンショック。その前までは三位一体の改革で、小泉さんが打ち出す三位一体の改革でまず地方財政というものは税はやる代わりに、それから地方交付税は減額するという相反した中で地方財政というのはずたずたと削られたということで、集中改革プランというものが想定されました。その中でリーマンショックというものが出まして、20年でしたか、あの当時は麻生内閣でした。麻生さんがいち早く地域経済活性化対策という1兆円の経済対策をしたのが始まりです。今、佐藤議員が言う通りに20年度から急速に地域経済対策というものまで来たと。その中に、定住の交付金事業がありましたので、毎年のように地域経済補正予算、それから22年度の当初の経済対策それから22年度の補正、23年度の当初ということで、毎年来て繰越事業、繰越予算というものも、例えば21年度補正で取ったお金は21年度消化できませんので、22年に繰越するというので、今の当初予算と決算の合計の違いがあったということだと私も思います。従いまして、20年度から地域経済活性化対策ということでまず舟形小学校の跡地の整備、これを思い切っていました。20年度、21年度と両年に亘りまして、子育て支援ということでありましたので、それに温泉のボーリング、あれも1億円ありましたけども、これも地域経済が無ければ不可能であったろうと。今これについては大変地方の要求と申しましょか、私もその当時に先生方の言った所はそういうお金を下さいということ申し上げてきました。これは市町村長が自由裁量にできる一番大きなお金であると。地方交付税よりもこのお金を下さいということで、国会議員にも回って来た経緯もあります。今、佐藤議員がおっしゃる通りであります。以上です。

4番： そうですね。奥山町政のマニフェストを進めるには非常に予算的に優遇された4年間だったんだろうと思います。奥山町政にとっては非常に順風に風が吹いたというように私は思います。しかし、舟形町民或いは国民にとってはまさに地獄のこの4年間だったんだろうと思います。この違いを認識してもらいたいので、次に移らせてもらいますけれども、町長が4年前に農業所得者500万円を得られる農家を育てると公言して、そして町長選挙に臨んでいたのは記憶ございますか。ちょっと質問させていただきます。

町長： 記憶というよりも、当然その事です。

4番： それを確認したかったんです。なぜかと言いますと、これ町報から取ってるんですけども、平成20年8月の町報に活気溢れる農業推進機構というのを発足させて、そしてこの中の一文をちょっと読ませていただきますけれども、農業経営の計画策定は生産技術などについて、個々に密着しながら具体的なアドバイスをを行い、一戸当たり農業所得500万円以上を目指しますとこう書いてあります。そして、また別の資料に、これ1年後の資料に5月の町報に、その農業を進める主な選定品目を行者ニンニク、舟形の食材

のみを使った餃子の開発、オカヒジキの栽培、夏秋イチゴの栽培、紅大豆の栽培、自然薯の栽培、山形地鶏の飼育というのも2年半、3年前にはそういう目標を設定して、その文書の最後に農業所得500万円以上の農家の育成を目指していきますと書いてあるんです。そんなのあんまり言葉が見当たらないんですよ。町報とか見てもですね、町長の言葉とか聞いていてもですね、結局これだけの予算が来て、どれ位の農家が農業所得500万円を得られる位になったのかなということが、疑問だったんです。どの位になりましたか。この4年間で、町長就任後の農業所得500万円になった農家は何件位あるんですか。

町長： この500万円という考え方ではありますが、まず農業所得でも公務員所得並みにしてみたいという発想であります。公務員所得並みに、これは舟形町は農業県でありますので、農業で頑張っている人も確かにおりますし、何とか公務員並みの所得にできないかという発想から始まっております。このチャレンジ農業実践塾これは毎月の町報に載っております。これは私のお願いした2人の方の1人、農林水産部の次長山川さんであります。山ちゃん日記ということで町報の方にシリーズもので載っているはずであります。何とかそういう意味で、認定農家の方が79名おりますけれども、それ認定農家は担い手として伸ばしながらも、機械補助40万円という制度も新たにしましたし、確かに500万円に今現在到達してから2名、3名なったと思いますけれども、まだまだ少ない数でありますけれども、私の目指す所は何とか公務員並みに500万円の所得に近づきたい。一つは担い手農家の育成、認定農家を中心としての育成というものを図ってみたい。

2つ目が今チャレンジ農業実践塾16名おりますけれども、この方々がまず農業に意識を持ってもらう面から、何とか農業について基幹性の農業をもう一回チャレンジしてみようと思生を山川さんと悪七さんという2人の方中心になりまして、その他農業大学校の方でも応援を頂きながら、そのチャレンジを今やっておりますけれども、すぐさま結果と出てくる訳では参らないと思いますけれども、まず辛抱強く取り組んで参りたいと、そして支援も行って参りたいと思っております。

4番： 今、町長から農業所得者500万円を達成しているのは2名から3名位いるんじゃないかということですが、前の議会で確か2名という答弁があったと思います。それも奥山町長就任後そうなのか怪しい所であります。要するに、この4年間かけて町長が500万円の農業者を育てるという達成率は0だったというように考えてしまう訳です。そこに、隠された奥山町政の弱点と言うんですかね、そういうのが見えてくる訳です。どういう事かと言いますと、奥山町長が述べた施策やマニフェスト、ひだまりタウンや子育て住宅の建設というのはこれ予算があればできる事、そこには風が吹いたと思うんです。しかし、実際は本当に町民の生活の向上というのは所得が上がれば、この充実感というのは増してくる、舟形町に住んでいる充実感というのは増してくると思います。そこで、そういう事が身にしみて分かったので、町長が公約した500万円の農業所得を得る農家を目指すということが非常に私には鮮明に写ったんです。それが4年間経ってたった2名、しかも町長就任後なのか、就任以前なのかも分からないままの検証の状態になっている。ここがおかしいと思うんです。建物は建てた。でも人は育っていない。これは奥山町政の4年間だったんじゃないですか。町長どうですか。

町長： 19年度と20年度は残りますけれども、これを予測してた訳ではありません。これは国の政策によって、この講じた政策でありますので、私は確かに農業所得500万円というものが、大幅に出なかったかもしれませぬけれども、農業に関わる方々が多くなった、関心を持ってきたということは言えるだろうと思っております。これは、確かに農業を主とする専業農家が増えました。それから、農業を従とする方々に対する補填、いわゆる専業農家に対する補填というものも当然考えなければならない訳であります。これがチャレンジ農業というもので取り組んで参りましたし、あと大きなスパンで若干申し上げますと、私は常々雇用というものに取り組んで参りました。雇用、農業家の雇用というもので何かならないかということでもありますので、この500万円というものも雇用という創出の中で取り組んで参りたいと。と同時に、今各地区に今生産組織を作りたいと、これは今回長沢にソバ刈り取り組合が誕生しました。舟形地区には1番議員の佐藤議員も頑張っております。富長地区にも一つ、堀内地区にも一つ、これが雇用の創出にあるだろうと思っております。ここに、例えば長沢地区に企業でありませぬので、組合を組織してそこに働く雇用者というものを創出する事も、農業家の雇用という面では立派なものであろうと思っております。もう一つ、弊害ありますけれどもこの町単独でありますけれども、商工会の育成というものも是非評価をお願いしたいと、プレミアム商品券400万円、800万円のやつを7回やって参りました。これに付随する経済効果、1回で2,500万円ということも農商工連携の中で、農業のみならず商工会と連携していく施策も今まで取

り組んできたということも一つご理解をお願いしたいと思います。

4番： 色々な政策をとってきた、建物を建てた、そういう努力はあるであろうと思います。しかし、その努力が一昔前の箱物行政と言われるものにならないようにして頂きたいという、そこが私の懸念が第1点目なんです。そういう箱物行政にしない事、今度町長に当選したらそれをやって頂きたいと思います。

あともう一つ、この農業所得者500万円を目指すということには目標が全然出ていないと何の7品目にわたる選定品目を作っている訳ですけども、その中で500万円の農業所得を目指しましょうという声かけをしているのでしょうか。していないと思いますよ。そのためには何反部、何町歩やれば500万円になりますよとか、どの位やれば500万円の所得になりますよ。そうすれば、あなた方の生活の向上が図られますよという、そういう目標を設定して、知らしめていくことがということです。

議長： 終わりです。後の機会にまたお願いします。それではこれをもって、佐藤広幸君の一般質問を終結致します。

本日の日程は全部終了致しました。明日は休会として次回の会議は12月8日に開きます。午前10時15前までお集まり頂きたいと思います。本日はこれにて散会します。(16:16)

ご苦勞様でした。

平成23年12月8日（木）
平成23年第4回定例会第3日目
午前10時00分開議 欠席無し

議長： おはようございます。只今の出席議員数10名です。定足数に達しております。只今から3日目の定例会を開会致します。

直ちに会議を開きます。

日程第1

議長： 日程第1 舟形町選挙管理委員会委員及び舟形町選挙管理委員会補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第1項及び第2項の規定により指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議無しの声）

異議無しと認めます。選挙の方法は指名推薦で行う事に決定致しました。お諮りします。指名の方法は議長が指名する事にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議無しの声）

ご異議無しと認めます。従って指名は議長がする事に決定致しました。ここで資料配付のため、この場で若干休憩をしたいと思います。

議長： それでは再開致します。選挙管理委員に佐藤順子君、小野満君、植松敦子君、小國友昭君を指名します。お諮りします。只今議長が指名した佐藤順子君、小野満君、植松敦子君、小國友昭君を選挙管理委員の当選人とする事にご異議ございませんか。

（異議無しの声）

異議無しと認めます。従って只今指名しました佐藤順子君、小野満君、植松敦子君、小國友昭君を選挙管理委員会に当選されました。

続きまして、選挙管理委員補充員に第1順位沼澤仁君、第2順位阿部啓君、第3順位阿部喜美雄君、第4順位木村喜一君を指名します。お諮りします。只今議長が指名した方々を選挙管理委員補充員の当選人とする事にご異議ありませんか。

（異議無しの声）

異議無しと認めます。従って只今指名致しました第1順位沼澤仁君、第2順位阿部啓君、第3順位阿部喜美雄君、第4順位木村喜一君、以上の方が順序の通り、選挙管理委員補充員に当選なされました。

日程第2

議長： 日程第2 議案第50号 平成23年度舟形町一般会計補正予算（第5号）について議題と致します。説明をお願いします。

総務課叶内班長： 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。質疑につきましては頁款項目を明言され、できるだけ簡潔にお願いします。最初に歳入について質疑を許可致します。

4番： 12、13頁の地方交付税、普通交付税ということで5,400万円程来ておりますけれども、それと国庫支出金1,670万円についてちょっと質問させて頂きますけれども、一般質問でも申し上げましたけれども、ここ近年非常に豊富な予算が来ているということ、町長は認識しているということでありましたが、今年も当初予算で36億円程の当初組んでおりながら、今ではもう41億円程になっております。そこで、この現状についてですね、非常にもう一度豊富な予算が来ているということで認識をしておるのかどうか、まず最初に質問させて頂きたいと思います。

町長： 4番議員の豊富などという意味では、一般質問では地域経済の活性化対策或いはきめ細やかな交付金事業、或いは住民に光を注ぐ交付金事業、そういう面で数年ベースとは違った臨時的な経費というものが、ここ最近交付金が町の市町村に来ているということで捉えています。地方交付税はまた別であります。そういう事でご認識をお願いしたいと思います。

4番： 経済対策ということで来ているという認識のようです。それで去年と一昨年 of 広報から抜粋したこの資料によりますと、やっぱり国庫支出金などが相当多くなっているような感じに見受けられます。そのほとんど、ほとんどという言い方は誤解があるでしょうけれども、かなりの金額を建設関係に使われて

いるという私は印象を受けています。建設関係。例えば、22年度の決算で言いますと、ちょっとお待ち下さいね。投資的経費が2億5千万円程使われておると町報に載っておりますけれども、当初ではちょっと失礼します。要するに言いたい事はですね、一般質問でちょっと触れましたけれども、箱物行政に陥る可能性があるのではないかということをお願いいたします。要するに投資的経費に普通建設にかけてる費用がここ1、2年多いということで、あるこの金額でできるものをもっと嵩上げて、予算編成に陥っているのではないかなというそういう懸念があるのではないかなというように私思うものですから、そういった所はございませんでしょうか。

町長： この経済対策の狙いというのは、それぞれの都道府県、それからそれぞれの市町村が自由に使ってもいいという補助金です。交付金事業。ですから、今舟形町で今抱えているこの喫緊の事業というもの、先程も一般質問でも言いましたけども、まず舟形小学校、旧舟形小学校跡地を全面的に交付金事業で99%これに投じた。これは4番議員もおっしゃる通りに、子育て、若者定住、或いは宅地造成をこの交付金事業で充当した。あともう一つ大きなやつは若あゆ温泉の第2ボウリングであります。これも全て交付金事業ではありませんけども、ほとんど1億円の内のこの交付金事業を充当しております。その他ですけども、通常ベースでいわゆる町の公共施設の修理、或いは道路の修理、これは通常なかなかできない事業も沢山ある訳であります。そんな面でこの交付金事業を使って、主に公共施設の修繕の方に充当したということで、その他にも箱物というご質問ありましたけども、その他にもソフト事業というものを大分やっております。各学校関係の図書、或いは後程総務課長からでも答弁させますけども、大きな意味ではそういう考え方で、各市町村が自由に使えるお金で今、喫緊で市町村が抱えている事業というものを、この交付金事業で舟形町の場合は充当したということで、ご理解をお願いしたいと思います。

副町長： 議員の皆さんにも当初予算の概要の中でも資料として配付しておりますけども、今年度の主な投資事業で、主な大きいもの申し上げますと、まずほなみの建設があります。これが9,100万円程あります。あとご覧のようにネギの選果場で8,000万円位あります。実栗屋の石油の閉鎖が約5,000万円位と、大きなものでこういうものがあります。あと今町長が申し上げましたように、経済対策で繰越明許事業で全体で3億7,600万円程あります。その主なもので、只今申し上げましたように小学校の駐車場の整備なり、一番大きいのが社会資本整備総合交付金ということで、100%助成であります。これがご案内のように、一の関・若あゆ・大平線法面の防災事業、これが約1億円です。あと太郎野の法面の防災事業、これも約1億円、町道富田・中通り線の消雪設備の改修、当初予算で4,500万円とその他にも、きめ細かな交付金事業、色々な先程申し上げました図書の整備なり、色々な補修なり、光を注ぐ交付金事業ということもありまして、トータルで繰越事業で3億7,600万円、そういう経済対策に基づいて予算額が23年度予算ではグンと伸びている状況でありますので、ご認識頂きたいと思っております。

4番： インフラ整備をしていくということは決して悪い事ではない。むしろいい事ですけども、先程言いかけた22年度の当初予算とその決算の中でですね。よく見たら投資的経費として、歳出の当初では2億5,000万円程立てていた訳です。それが決算では、去年度の話です。決算の話では普通建設事業費ということで5億9,000万円程になっている訳です。ということは、2倍強のお金を見込みよりは多く投資したと、しかも建設事業に投資したということになっている訳です。インフラ整備をする事はいい事ですけども、予算を立てるに当たって、この位で済む所を豊富な予算と私は表現しましたけども、そういう事の背景にもっとこっちをもっとという形になってはいないのかなと。ですから、そこを懸念する訳です。ですから、来年度予算編成するに当たっても、そういった所を精査しながら本当に必要な事業、或いは未来に繋がる事業なのかという所をよく精査しながら、そういったものを立てて頂きたいとこういう事なんです。ですけども、これに対しての見解を伺いたいと思っております。

副町長： ここ近年で、国の経済対策でやっぱり景気をよくするためということで大型補正予算を組んでいる訳です。平成20年度は舟形町だけで1,100万円の1億2,900万円ですから、1億4,000万円程20年度で経済対策で実施しています。21年度の1次、2次合わせますと、これも2億円、1億8,700万円の9,800万円ですから、約2億8,000万円位、22年度でも7,500万円位と、こういう景気対策でのほぼ100%助成ですので、そういう意味でここ近年当初予算と比較しましても、比較しまして補正予算で、国で経済対策のために補正予算を組んでいる訳ですので、それに基づいて町の方でも色々なこれまでの整備不備な点なり、そういう景気対策のために予算化したということでご理解頂きたいと思っております。

町長： 一般質問でも4番議員に申し上げましたけども、当初予算と決算の違いですね。これ非常に大

きいというご質問もあったんですけども、これは例えば投資的にも1億円で予算を組んだと。そうすると地域活性化事業ということで例えばですよ。22年度で投資的事業を1億円で組んだと。22年度の年度途中で国の経済対策で億円来たところ、3億円をその年度で消化できない事業もある訳です。その場合は繰越事業ということで、22年度とか翌年度になる。というものがドォッと来る訳です。当該年度で交付なりませんけども事業はできないと。雪が降るために。それを繰越にしてもいいですよ。そうしますと、約3億円来た内の1億円はその年度で使って、あと2億円は投入すると、当該年度の決算は多くなるんです。そういう年度間のお金は来るにしても、事業は執行できないという面での当初と決算の違いが非常に大きくなるという年度もある事も事実であります。

尚、来年度の地域経済活性化については今の所、この前も全国市町村大会で総務省の幹部の人と意見交換した時にも、私の方でも何とかそういう財源を24年度以降も続けて欲しいということ申し上げてきましたけども、今震災復興財源というなかなか今の所は難しいようであります。以上です。

8番： 同12頁の1款町税の1目町民税1,383万2,000円と、14頁の第18款2目の基金繰入金800万円の2点について質問致します。第1点の町民税の1,383万2,000円の補正額は当初予算から見ますと、大体10%の増となっております。これは貴重な自主財源になりまして嬉しい誤算であると認識しておりますけども、どうしてそうなったのかその内容をお聞きしたいと思います。

それから14頁の800万円は緊急雇用対策事業基金からの繰入金800万円となっておりますけども、この使い道とそれから基金の残高をお聞きします。

まちづくり課長： それでは1款の町税関係についてお答え致します。この件については課税の時期と言いますか、課税の時期と予算編成の時期が違っております。予算編成の時期というのは、12月締め切りで1月に町の査定を行うということになる訳ですけども、税金の申告は前の1月1日から12月までの所得に対して、2月の初めから住民税の聞き取りをしまして、それで今年度につきましては22年度の所得について今年の6月に課税しております。従いまして、昨年のリーマンショック、そういったものを勘案する事、それから前にも述べたかと思っておりますけども、農業所得については所得補償の関係が少し年を跨いで補填されているという収入の状況もございました。そういった事を含めまして、失業率そういったものを勘案して、税収的には予算に穴を開ける訳はいかないので、そういった事で固く見積もっている点がございます。そういった事で、社会情勢の観点から当初予算では町民税が1億3,956万6,000円程の予算計上でありましたが、そういった事で予算の見積をさせて頂いたということになります。従いまして、元に戻りますが12月までの予算の見積と最終的に、6月に課税した段階ではその所得の状況の推計というのはなかなか難しい状況にあるということで、このような状況になったということですので、ご理解を頂きたいと思っております。

15頁の18款の緊急対策でありますけども、一番最初に3,000万円の基金を造成しましたけども、経済対策ということで商品券の発行とか、それから経済対策に活用するという事で3,000万円を当初基金を作りました。その後光をあてる交付金事業というのが国の方の事業でありまして、これに1,300万円程を加えております。そちらは補助事業ということで、別にしまして3,000万円について22年度中に50万円を充当して、2,950万円になっています。そこから、今回のリフォーム関係、歳出で行けば19頁の舟形町住宅総合支援事業ということで、子育て支援若者定住支援交付金、それから在来工法の住宅支援、リフォーム補助金、ビーンズ定住交付金、それらの事業の実施に2,950万円の中から800万円を取り崩して実施するという事でございます。これについては時限立法でございまして4年間で緊急に、この期間に経済対策で実施するという事でございますので、それらを活用させて頂いているという事でございます。

8番： 町民税については大体私も理解しておりますけども、去年は米価が大幅に下がりまして、最初概算払いが9,000円、その後追加払いがありまして、確かに予算を立てるには難儀したと思っておりますけども、やっぱりもう少し収入に近い予算を精査するような努力が必要ではないのかなと思っております。少ない財源の中で多くの町民のサービスを提供している関係上、収入が少なれば事業も少なくなったり、また町民のサービスも低下する訳でありますので、その辺を考えてみますとできる限り限度に近い収入なり、支出の見積もしっかりやって頂いて、最後では補正で対応するんだという安易な考え方でなくて、ある程度まで年間の予算は当初予算で大方決めて、そして県なり国なりの補助金が来た場合には、それを十二分に活用して、そして町民サービス、また町の安心・安全のために予算計上して頂きたいなと思っております。そんな関係上、これからも収入なり支出なりには、より精査をして頂いて、現状に合った予算編成なり、支出なり

していくような努力をこれから要望したいと思います。

また、800万円の緊急雇用対策費でありますけども、これは最初3,000万円の基金積立の事は私も議会で審議した経過ありますので知っておりますけども、緊急経済雇用対策という丸ごとにそれに沿った使い道を今後活かしてもらって、そしてこれからの2,550万円の残金ありますけども、それも今後共有功に活用して舟形町の産業、また商業の発展のために使えるよう要望致しまして私の質問終わります。

2番： 質問については関連ということにしますので、1回答えてもらえばいいかと思います。叶内議員から今質問ありました町民税の関係でありますけども、この予算する時の時期と確定する時期のずれの事でこういう形で発生するということでもありますけども、当然今回はこのような形でプラスという形の表現でありますけども、これが逆にマイナスという所もこれまでの中であったのでしょうか。

まちづくり課長： 税金についてはいつも固く見させて頂いてる事がありますので、私の記憶の中ではマイナスということは無かったと思います。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですので、これをもって歳入についての質疑を終結致します。

続きまして歳出の第1款議会費から第5款労働費について質疑を許可致します。

3番： 16頁、第2款総務費の第2目文書広報費、右の方の17頁でございますが、ふるさとCM制作費2万円という金額でございます。この2万円の支出の基準と言いますか、内容についてお伺いします。

まちづくり課長： 今回CM大賞作成するに当たりまして、テレビへの収録がございます。その収録の関係でこの間12月6日に放映されまして皆さん方からもご覧頂いていると思いますけども、そこに制作をして頂いた関係者の方々から出席をして頂いております。当初はうちの方の職員が行くということで、この予算を計上しておりませんでしたけれども、そちらの方に審査委員の方にアピールする上でも縄文の服を着た叶内さんとか、フィッツの女性の方々も行ってもらいましたけども、それらの方々からアピールしてもらう事によって、高評価を得られるのではないかとということでですね。そういった事で報酬を支出をさせて頂きたいということで、お願いをする上で、参加者の協力者の報酬を予算化して頂きたいと考えております。CM作成については7万円程度の支出で今回作成させて頂いた。この2万円を含めてですね、そういった事でございますのでご理解お願いしたいと思います。

3番： 2万円を問題にしているのではなく、逆に2万円ですり足りたのかなと。私もテレビ見させてもらいました。あれだけ皆さんが頑張ってもらって、賞まで頂戴して折角あそこまでやった訳だから、私も先日一般質問させて頂きましたけれども、PRこそが積み重ねになりまして、町の観光産業振興に繋がるんじゃないかなと思っておりまして、今質問させて頂きまして、その全体で7万円で済んだと言いますか、それでこういうCMを作る事ができるということですか。

まちづくり課長： 今回については、画面関係については町の職員が作って、その音楽関係とそれから言葉の関係を色々検討頂いたということでございまして、これらの制作についてはうちの方の広報の職員と何回も会合させて頂きました。それとざっくばらんに話をすることで、飲み会もしたようでございますが、これらについては全て申し訳ないんですが、自己負担でお願いしますということでさせて頂いております。基本的には自分達の町を自分達で良く作りましようということで、そのご負担についても快くして頂いて、せめて会社を休んで行くテレビ収録の時については日当程度を町の方で負担しなければならぬのではないかとということで、その部分だけを今回させて頂いたということですね。前にもご質問がありましたけども、もうちょっとテレビ局をかけてということもありましたけども、そういう若い人達との話し合いの中で自分達の食べる物は自分達でも負担しながらいいもの作っていきましょうという地域作りの一貫としての事業としても捉えているので、こういった金額で今回は作らせて、結果的には特別賞を頂かせて頂いたということになりました。

3番： わかりました。きりなくお金を出しなさいと言ってるんじゃないかと、そういう小さなものが積み重なって舟形町の為になると、若い人方も頑張っている訳ですから、その辺りも考慮しながらこれから対応して頂きたいと思います。終わります。

2番： 16頁の総務費の2項1目5款財産管理費の中に5,000万円、庁舎建設基金積立金ということで取っておりますけども、積立をした目的と言いますか、どういう考えで行ったのかということが第1点であります。

その次は、第3款民生費2目の障がい者自立支援費、この中で扶助費2,944万円でありますけれども、当初予算にこのような大きい数字が盛り込めなかったのかということと、今回何故補正でこのような数字が出てきたのかと、障がい者福祉サービス給付扶助費、この内容等についてお聞きしたいと思います。

総務課長： それでは第1点目の質問でありますけれども、今回庁舎建設の方に積立金と致しまして、5,000万円計上させて頂きました。この基金の目的でありますけれども、議員もご承知だと思いますけれども、役場庁舎の耐震調査を行いまして、それを受けましてなるべく早い時期に全面的な耐震補強工事をしなければならないということで、その財源にすべく今回基金として5,000万円を積立をさせて頂きました。これまで5月末現在で庁舎建設基金が5,306万980円ありますので、約1億300万円程なりますけれども、そういったもの財源にしながら早急に安心・安全な庁舎ということで、そちらの方に有効に使わせて頂きたいと思っておりますので、宜しくお願いしたいと思います。

健康福祉課長： 障がい者の福祉サービス給付扶助費でございますが、これにつきましては当初予算の中では5,256万円程見込んでおったんですが、その後いろんな状況変わってまして、見込みとしては8,600万円程かかるような状況になってきております。内容としましては、障がい者の就労ですね。障がいを持った方が就労する場所に対して、その事業者に対して町の方から支給するという。あとはグループホームに入る方が障がい者の方で2名新たに増えまして、それから光生園の方に1名増えた。あとは障がいを持った方が通院でする場合、ヘルパーを付けなければ通院できないという方の分が新たに発生したものですから、その分を追加させて頂いたというような内容であります。

2番： 最初の質問の庁舎建設につきましては、やはり1億円という金額等まで積立をしてきたということであれば、防災の面からもかなりこの庁舎については危険であるという指摘を受けている訳でありますので、速急に新築はできないということであれば、耐震の工事はもう早くした方がいいのではないかと考えている所であります。そういった事で是非耐震の工事については速急にした方がいいのではないかと考えております。

あと、その次の扶助費の関係でありますけれども、この障がい者の就労ということについてももう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

健康福祉課長： 今回の対象者につきましては、新庄市の清水の湯ということでありますけれども、風呂の関係ですね。あそこかカンのリサイクルの工場、あとは軟式の高校の野球のボールを作る会社があるんです。そこに就労している方がまず対象になっているということで、その事業所が障がい者を受け入れて、半日程度の就労ですけども、その人達に対して就労させて頂いているものですから、その分の給付になります。

2番： その就労している為に支出した金額という所をお願いしたいと思います。

健康福祉課長： 金額ですか。基準としましては、国の方で2分の1、県の方が4分の1、町の方が4分の1の負担になっております。

議長： もう一回だけ許可致します。

2番： そうではなくて今回支出、補正で記述しました2,927万7千円の中に占める障がい者就労の為に使った金額を教えてくださいということでありました。

健康福祉課長： この分の中では約720万円です。

4番： それでは今の第2款民生費のまた同じ障がい福祉サービス給付についてですけども、これは新庄市の施設に行っているということですけども、舟形町の障がい者がその施設に就労しているということに対しての、その人に対しての給付なのか、それとも施設に対して給付して、施設からその障がい者が頂くというようなシステムになっているのか、そこを一つまずお伺いしたいと思います。

そして、もう一つが20頁民生費の福祉の町推進費の地域支え合い体制づくり事業800万円、予算の中のこの事業内容と現在の進み具合をまず説明して頂きたいと思っております。

また次頁の第4款の衛生費の中の診療所費34万1千円、これ去年新築されたはずですけども、そこに修繕費がまたかかってくるのはどういうことなのかなということも3点質問させていただきます。

健康福祉課長： 始めに、1点目の障がい者の福祉サービスの給付費については事業者を支払しまして、事業者からその働いている方に給与を与えるというシステムになっております。

それから2点目の地域支え合い事業につきましては、行政、それから住民組織、そして福祉サービス事業者の共同、新しい公共、そういうものによりまして、高齢者の見守り、そして人材育成、地域の資源

を活用したネットワークの整備、そして精神的なパイロット事業の立ち上げの支援、そして日常的な支え合い活動の体制づくりを立ち上げに対しまして、国の方で基金事業ということで、山形県におきましては要件の受容を事業規模で実施となっております。内容につきましては、一つは地域の見守り安心キット事業ということで、地域住民の希望者の方に対しまして安心キットを家庭に配布するというので、例えば病気とか怪我、或いは緊急の場合に迅速に医療機関との連携が図られるように冷蔵庫等に、内容を今検討中ですが一般的には冷蔵庫の中にその資料を入れて置いて、第三者の方が行っても、どこの病院にかかっているとか、親族の連絡先とかそういうものが一目で分かるような、そういう形で若干民生委員の方は冷蔵庫に貼るような形がいいのではないかと意見もありますので、その辺は今後調整させて頂きたいと考えています。そういう事としまして、日常生活の見守りを充実させていくということを考えております。それで、町内会単位での隣組に対しての強化もそれらを含めて実施したいと思っております。さらにコーディネーターを来月1月から3月頃まで臨時職員を雇いまして、その安心キットの地域の説明会、或いは地域の一人暮らし等に対して安心キットが自分で記入できない方については記入指導するとか、見守りの家庭訪問、それからいろんな人達のデータの入力、そういうものをする賃金も含まれております。あと見守り啓発看板ということで、町内会の回覧板の板についてもこの中で隣組の数を作りたいと考えております。

2点目の地域の支え合い活動拠点整備事業ということでありますけれども、旧舟形児童館を今活用している訳でございますが、トイレが和式なものですから、高齢者が利用するには大変不便だということで、そこを洋式化したいということで、事業費としては約110万円程ですが、そこでトイレも改修したいということがあります。

もう一点は堀内、農村環境改善センターの中でもいろんな今後介護予防教室等実施ししようとしておりますけれども、その2階の研修室にエアコンが設置されていないということありまして、それらの要望もありましたので、そこにエアコンを設置したいと考えております。

あと3点目につきましては、除雪機械を購入しまして、地区の町内会、ボランティア団体に無償貸与して、高齢者や障がい者世帯の除雪が必要な家庭への支援体制を整備したいとなりまして、整備する事で進められた地域で高齢者が安心して、生活ができるような体制をしたいという内容でございます。それらを合わせまして、802万4千円の主な事業になっております。

3点目の診療所の修繕につきましてでありますけれども、先程新築されたのではないかとあったのですが、新築は住宅の方でありまして、診療所については新築になっておりませんので、20年近くなりましたので今回の修繕についてはガスの湯沸かし器が老朽化しまして、それを既存の給湯器の部品というのが古い物ですから無くなっているということでその取り替えをしたいということで、34万1千円を計上した所あります。以上です。

4番： ありがとうございます。最後のガス湯沸かし器については了解しました。私の勘違いだったようで、それと事業者にお金が出て、そこから働いてる人に行ってるということですけども、その働いている人は舟形町の人に対して出てるのか。それとも、舟形町から行ってる人も、新庄から行ってる人も同じ人に均等に出ているのか。要するに、舟形町から何名行ってるんですかということと合わせて再質問させて頂きます。

それともう一つ、次の地域支え合い体制づくりについてですけども、コーディネーターを雇い、安心キットの使い方を説明するということですが、これは全戸対象に行っていこうという考えなのか、それともそういった事が必要な限られた人に対してのサービスを提供しようと考えているのか、そこら辺の所がちょっと曖昧ですので、そこら辺の考え方を伺いさせて頂きたいと思っております。

健康福祉課長： 障がい者の就労につきましては、現在舟形町からは4名でありまして、給付金についても町の町民の為の支出となります。地域見守りの安心キットにつきましては、全世帯を対象にしたいと考えております。

4番： 地域支え合いの方の全世帯対象というのは分かりました。先程2回目で質問するの忘れましたが、このロータリーの町内会に対しての配布、前に私一般質問させて頂いてもらいましたが、こういった事をどんどん進めて行って、そして町ができない部分の、手が届かない部分の除雪体制を整えていくという所は、やはりこういった形でやって行かなければならなくなってくる時代だと思います。それは、モデル事業でも補助金でも何でもいいですから、そういった事を進めて行くということが地域のボランティアの養成にもなってきますし、またそんなに町の除雪機等大型化、台数を増やしていく事しなくてもいい

いような、そういう事になっていくのかなと私予想しているものですから、こういったロータリー除雪車の使える範囲をどんどん広げて行って、そして地域の中で活動を活発化させて行って頂きたいと強く要請します。

あともう一つ、この障がい者の福祉サービス給付費、先程700万円程行ってるということですが、それが4名に対して回り回って行っているという考え方で宜しいんでしょうかね。或いはその700万円という所は別の使い道があったり、事業者が使う分があったり、そういった事の捉え方をして宜しいんでしょうか。そこら辺の所もう一回お伺いします。

健康福祉課長： 基準の額につきましては、月額で15万円事業所の方に支払しておりますので、その4名の12ヶ月分ということになりますけれども、実際は就労、働いている方に対しては全額は行っておりませんが、事業所にはそういう支払をしております。

1番： 24頁になります。その前に先程の3番議員の質問に関連なりますけれども、ふるさとのCM。前に要望があった事で、要望の形でさせてもらっていいですか。町にインパクトを与えるようなキャラクターものを作りたいというものに関して、今のCMの予算ではどうしても資材を調達できないという意見もあったので、そういう面からも手作りというものも重視してですけども、そういう面も町民から声がありますので、片隅に置いて頂きたいなと要望しておきたいと思えます。大変申し訳ありません。質問に入ります。すみません。頁間違いましたので6款で行きます。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですので、これをもって歳出の第1款議会費から第5款労働費についての質疑を終結致します。

続きまして歳出の第6款農林水産費から第13款予備費について質疑を許可致します。

1番： 6款の4項農業振興費と農村改善センターの除雪機購入という所、28頁から行きますと、長沢の整備された1号線の流雪溝の工事費にありますけれども、工事終了後に水の確保の問題でどういう状況に進捗しているかということと、その整備事業のさらなる継続性というものについて質問させていただきます。

それと戻りますけれども、農業振興費の中で今年度震災の前の大雪害ということで、町長を始め副町長並びに課長皆様方の緊急対策の中の現場の大雪で困っているという声に即答して現地を確認して頂いて、並びに融雪剤、ハウス等の整備をして頂きました。ここで3ヶ月なっている訳ですけども、その内容をお伺いしたいと思えます。

もう一つは、農村環境改善センターの方に新しく除雪機購入費という形でありますけれども、先程4番議員の方からもありましたように福祉の関連で、先程地区の方に除雪機も配置になるという流れで、使い道、要するに福祉で入る除雪機の使い用途の計画、並びに範囲というものは、今現在どのように設定してあるのかということもお聞きしたいんですけども、また改善センターの除雪機購入されたやつはどの範囲で使用するような形なのか、要するに農業改善センターの事業であるから、建物も周りだけを除雪する範囲だけ使う機械を新しく購入するのか、前のやつが古くなって更新するのか、その点3点をお聞きしたいと思います。

産業振興課長： 1点目の農業振興の中で、降雪対策でありますけれども、基本的には昨年豪雪によりまして、ハウス、それから大戸の雨よけ、そういった事で約1,200万円程被害を受けております。それに対しまして、県の方でも3分の1、それから町の方でも6分の1ということで、合わせて2分の1の補助ということと、それから議員言われましたように融雪剤の補助と枝折れがありまして、その折れた所の融合剤の補助ということで当初予算450万円程、大体先程申し上げました1,200万円の40%ということで当初見込んだ金額でありましたけれども、それに対してハウスにつきましては31戸36棟、そして事業費としましては680万円程の金額となっております。それから桜桃の雨よけハウスにつきましては7戸7棟ということでこれにつきましては約100万円、合わせまして790万円程の事業費となっております。それから、融雪剤、全農石灰合わせまして、3.2町歩程で44戸の方々に助成金としてお出ししているんですけども、当初申し上げましたように450万円程予算取ったのですけれども、自主的に購入された方が少なかった事もありまして、不用額として210万円程減額になった訳ですけども、基本的に今申し上げた方々に対して被災復旧支援ということで予算化させて頂いた。そして執行させて頂いたということです。尚、これにつきましてはできるだけ長い期間申し込みを受けるとということで、9月で切るべきか、それとももう少し長

くすべきかということ考えたのですが、できるだけ長い期間農家の方々からの要望を受けようということ、その結果12月の減額となったということもう一つ添えたいと思います。以上です。

まちづくり課長： それでは25頁の農村環境改善センターの除雪機械でございますけれども、これにつきましては改善センターの前の方はロータリー除雪車の方で、駐車場並びにその玄関口の方まで地域整備課の方で除雪をして頂いておりますけれども、建物の周辺には昨年相当の雪が降ってまして、それでバックホウとかで委託をしながらしている訳ですけども、この機械は建物の周辺について職員の方でゆっくり対応すると言いますか、そういった事で早めに対応して、そういった事なるべく少なくしたいということと、事務所の前とか屋根が大きいものですから、相当の雪が落ちてきて対応できないということで、今回更新ではなくて今までは職員の手、並びに相当降った時には業者委託をしておりましたけれども、今回この機械を購入して職員がその周りをするというごさいます。うちの方での課内の予算要求の段階では、止まっている期間もあるのではないかとということで町の方で今1台、役場の方にありますけれども、そのような貸付の形についても考えるように検討しなさいということで指示をしている所です。基本的には庁舎のセンターの周りの除雪ということになります。

それから、先程の地域支え合いの機械の関係でありますけれども、それについては洲崎地区の方にお貸しするというように考えております。そこについてはモデルということでございまして。その中で、町の方で洲崎の方に地域審査会というものを作って頂くようお願いをしまして、そこで町の方でどうしても高齢者のみの世帯とか、管理をして頂く為の判定をして頂いて、その家庭をどのように除雪の対応をしていくべきかということを整理をして頂く地域の集まりを作るということを考えております。その中で高齢者等の除雪については、今まで町の方で除雪の依頼をして地域の方をお願いをして頂いた分について、そこを今回の機械で除雪する場合については、それらの経費については町の方ですべき方については委託費を出してやると考えております。それ以外の困っている方や基本的には今まで通りでありますけれども、そこについても地域協議会の中で審査会の中で話をして、それなりにかかる経費的なものについては個人の方から負担を頂いて、それでそこは除雪をその機械、止まっている機械、時間帯をお願いをするということを考えております。

公民館とかそういった共有施設については、地域のものについては地域の方でやって頂くということで、それらの活用もいいのではないかと考えております。ただ、それらの負担については役場の方から出すのではなくて、地域の方からご負担を頂きたいと、機械は無償で貸与しますよということであります。そういった事で、審査については今洲崎の方には高齢者等の審査が大体10軒程審査をしなければならないのではないかと考えております。そういった事で審査、その方々について除雪をしなければならないのですけれども、地域の方々をお願いしてもう既にそこで間に合っている分とか、お子さんが他町村におられて、そこにその方から第一義的にしてもらわなければならないという考え方がありますので、その人達に連絡頂くとか、そういった経費関係について1軒当たり3,000円で、1シーズン30,000円の軒数によりますが、そういった地域協議会の運営費的なお金を考えている所であります。

それから、町道2路線についてこの機械については町道の除雪をやっている路線、2路線についてその所から分離しまして、今の機械が空走りがないように、堀内地区で今回の機械を買う事によって、それらをそちらの方に委託をしまして、その部分についてその機械で除雪をして頂くというように考えております。それらについては、単価的な問題は積算をしまして、その地域の方にその単価で除雪をお願いするというごさいます。そういった事で、その地域審査会の方に対応をお願いしておく。その中で役場で負担できるものはこれとこれですよというものを明示しながらやっていくということでありまして、一番大事な事は今まで地域の方々から支え合っている部分について犯す事がなく、今までの関係を維持しながらも、そういった事ができない方々についてこれらの機械を使って、その方々の安心・安全な生活を維持できるようにするということを大前提に考えている所であります。

地域整備課長： 流雪溝の水の確保というご質問でありますけれども、長沢1号線の流雪溝につきましては、不動沢という沢から水を導水しまして、流雪するという構造になっております。不動沢側につきましては流量そのものもかなり少ないということで、今回導水路300m程の導水量を引っ張りまして、不動沢側の水を一旦堰き止めるような形の構造にしまして、流雪溝まで引っ張ってくるという構造になっております。通常、夏期間は適当な流量があるのですが、冬期間についてはかなり冷えた時などはやはり水が来なくなるという可能性もあります。従って、全面的に沢を止めて、水を引っ張ってくるような施設にして

おります。

それから、継続性につきましては今回の長沢の流雪溝は今年度で全部終了しました。今後、余所の地区で流雪溝の整備をしたいという地区がありましたら、相談に乗らせて頂きたいと思います。今の所今後どこの地区をするという計画性は無いです。

1番：最後の答えの方からですけれども、流雪溝の整備の計画性は今後継続しては無いということですから、まずもって大雪の町でありますので、要望があったらという形ではなくて、中長期的な計画を持って、土地改良事業と並行してですけれども、水の量を確保しながら、流雪溝の付設する工事の計画性をしっかり持って行って、町民に啓蒙しながらよりよい雪国の生活を維持して行くような計画性にして頂きたいと思います。

それと、除雪機の関連でしたけれども、農業山間部のハウスの倒壊等々に今まで近年で言うと2回程大きく倒壊に補助を出した例がある訳です。昨年度それから7、8年前にですかね。そういう状況の中で行きますと、どういうふうに使われたのか正直に見ますと、何回も雪掘りをして対策をしたのに潰れてしまったという耐用型と、家の裏にあったけれども行かなくて潰れてしまったという対応にも並行したような助成体制になった事は事実だと思います。そういう中で、やはり自分のものはある程度自分で守るというのをしっかりと雪降る前から連絡をして確認をもらっておいて、こういう適切な補助体制をして頂きたいと思う訳です。そういう中で、今答弁にありましたように新しく除雪機械を入れる、しかしながら誰が使うの、要するに職員が対応する訳ですけれども、ほとんど使わない日の方が稼働率がかなり悪いんじゃないかという課題もあるという中でですけれども、今のような例えば除雪をしなければいけない豪雪になった時の対応と、老人家庭の家に除雪機を貸しますよという言葉もある訳ですが、ハウスとかそういうものに関して町でもしお願いしたらやって頂けるのか、それともお貸しできるのかというものは無い訳です。そういう中で、幅広くそういう町の資産として、購入したものであればできる範囲の中で、利用できる体制作りを検討して頂きたいと思う訳です。堀内の方、洲崎の方という形の地区というものをどの範囲に設定するのか、福祉の除雪機に対して。あとは今言ったように農村環境改善センターに配置する除雪機、役場の方にもあるという中で、稼働をできるだけよくして、地域住民の方に利用して頂けるような形を取れないものかと思っておりますので、是非そこら辺をしっかりと計画をして行って頂きたいなと思っております。

もう一つは、雪害対策の消雪剤等々が農林関係でなってますけれども、これは農林関係だけでなく、例えば住宅の周りも農地ではないけれども、除雪する前に3月頃ではなくて1月、2月に一旦雪止んだ時に消雪剤を一旦振っておくと春に振るよりも、さらに消えが早いという実験的な形でやるとそれが実証されておりますので、早め早めの対策にも支援等お願いする形をとって頂きたいと思っておりますけれども、宜しくお願ひします。

議長： 答弁は必要ありますか。

まちづくり課長： まず、環境改善センターの除雪機械ですけれども、そちらについては今質問されたような方向で考えていきたいと思っております。今現在も町の方に1台、ハンドガイドのやつがありますけれども、なかなかそれは活用されていないという状況にあります。そういったものと同じでありますので、そういった使い方は一緒にしたいと思っておりますけれども、農業関係にもというお話でありますけれども、それについては豪雪対策本部が設置された中で、そういったものも活用したらいいのではないかという話に当然なると思っておりますので、そのような方向で進めていきたいと思っております。

それから、支え合いの除雪機ですけれども、先程申し上げましたように、道路の除雪も雪が降った段階で、毎朝10cm以上降ればある訳です。それから町が依頼している分、それから地域の方の油代とか負担はするものの、して頂きたいという所のボリュームございますので、そこら辺も含めましてモデル地区として、どの程度のボリュームが妥当な1台の機械でできるかということも検証して参りたいと考えてますので、まずはこの機械を洲崎の方でモデルとして対応するという事でございますので、ボリュームも含めて検証して参りたいと思っておりますけれども、道路の除雪もあるので大体この程度が、ボランティア活動のちょっと毛の生えた程度のやつでありますけれども、一杯なのかなと判断をしている所です。

それから先程申し上げるの忘れまして、CMのキャラクター作りでありますけれども、大平の方が町の方に自分の方で色々加工して、仮面ライダー的な物を作って頂きまして、3体位作って頂きまして、町の方に寄贈受けております。これについては幼稚園の方に1、2回出動しておりますけれども、それらを運営する団体の育成が、中で活動する団体の育成が今後必要なのかなと思っておりますけれども、一応ゆるキャラ

等も含めて検討をして参りたいと思います。

産業振興課長： 先程ハウスの補助につきましてのご質問でありますけれども、私共県の担当者会議の中でも今頑張っている人、そうでない人ということで、実情申し上げた経過があります。ただ、先程2分の1補助と申し上げたのですが、例えばハウスの場合は1反部35万円を上限とすると、2分の1、例え100万円かかっても、1反部35万円ですから、普通200㎡であれば70,000円限度ということで、100万円のハウスを買っても残りは自己負担ということございますので、そういった点と、それからもう一つ県の方でも今回ハウスについて補助するという方針でありましたので、市町村と致しましては、経過は今言った経過でございますけれども、なるべく農家の方々のそういったものを支援するという立場で、先程申し上げたように期間も長く取りましたし、それからパイプの部品のなものも対応するような事でまとめた経過でございますので、今後雪対策につきましてはいろいろな形で啓蒙しながら、倒壊等のないように防災無線、それからそういったものも含めて対応して参りたいと考えております。

1番： 正直者が正直である姿をしっかりと農家も見て行かなければいけない訳です。そういう形で今話外れますけれども、減反対策の中でもソバを刈り取りしていなかった所も制度に則って確実に刈り取るようなスタイルで230町歩やっているソバの中でも今年は約190町歩程刈り取りありました。ハウスに関してもそういうように助成に関して、全うに迎えるような形の中で努力をする事をずっとお願いして行って頂きたいと思っております。

また、除雪機に関しては利用マニュアルをしっかりと作り、一番あつては行けない事故が起こらないように、稼働率を上げるようなスタイルに使用規定を設けて、しっかりと運営をして頂けるような計画を作って頂きたいと思っております。宜しくお願いします。

5番： 32頁の教育費の中の10款の小学校費の中で、実は私昨日の勉強の中で所管事務調査報告を聞いた訳であります。その中に、我々私一人でなく議員が聞いてない文言が入ってきている訳であります。というのは、当初の統合説明会では、校舎建築はないという説明を受けている訳です。そして、この間の全協で図面を提示されました。その図面の中には、もう既に校舎の建築が入っていました。しかし、それに触れる説明はありません。そして、文教民生委員のこの所管事務調査の中に既に金額まで入っている訳であります。そこら辺をどういような考えで、進めているのかということ、まず最初にお聞きしたいと思います。

教育次長： 今、学校建築に関しての説明を受けていないというお話で、先般全協の中で図面を、平面図を配布しまして、増築という内容での説明をさせて頂きました。今現在、今年度の当初予算で統合に関する実施設計についての予算を執行中でございます。今年度900万円という当初予算の中で実施設計の方の入札も終えまして、基本設計を今検討しながら詳細についての実施設計を進めているというような認識の中で、この間全協の皆さん方に、そしてその前には文教民生常任委員の議員の方にもお渡ししてご説明させて頂いている所です。

教育長： ちょっと補足させて頂きたいと思っております。学校統合の問題については、教育委員会が地域の方々といろんな説明会なり、または懇談会なりを通しながらずっとお話をして来ております。実際には今年の3月に始めて準備委員会というものを立ち上げて、第1回の会合をした訳ですけれども、それを立ち上げる際にも全協の方にもお話してございますけれども、そのメンバーにつきましては、地域住民の方々の代表から参加して頂きまして、その進行状況については議員の方々に、その都度全協があった時にお話させて頂くという形の中で進めて来て頂いた経緯があります。今、ある程度の話がまとまったという形で先般全協の折に校舎建築のお話もした訳ですけれども、これらの校舎建築につきましては当初学校を新築しない、新しい学校を建てないで現舟形小学校を活用する形の中でやっていきたいという説明をずっとしてきております。ただ、若干児童の生徒数の減少なり、そういう動向もありますけれども、児童生徒数を見た場合に、どうしても教室数が不足になるということでもありますので、その事については教室数を増やすという形の中で、説明をずっとしてきた経緯があった訳ですけれども、この事について全員協議会、また議会の中で詳しく図面を提示して説明したのかとなった場合については、教育委員会の方での説明の不足の部分というのはあったと思っておりますけれども、そういう動向を見ながら実際の舟形町の現有する教室数と、それから統合によって学級数が増えてきますので、その分のものについては、増築しながらやっていくという形で、地域住民に説明をしてきた経緯があつて、今回の学校統合する準備委員会の中でも、3つの部会を設けながらそれらのものを検討する部会、校舎を検討する部会とか、学校の運営に関する部会とか、校章・校歌

等をする部会という3つの部会の中で、話し合いながらずっと経過があった訳です。そういう中で、図面がある程度まとまって今回当初予算の中で設計部分を頂いたということがありましたので、今次長が説明したような形の中で発注させて頂いて、先般議員の方々にご説明をさせる機会が得た訳ですけれども、若干時間不足がありまして、図面の細部にわたるまでご説明ができなかった経緯がありますので、その点十分ご理解頂きたいなと思います。

5番： 私は統合する事は大賛成なんです。よく一生懸命やっているというように認識しています。ただ、何でこんな事言ったのかというと、今教育長が言ったようにその準備委員会等々で既に校舎を作るんだ。そして金額まで載っている訳です。2億8千万円。ただ、その我々は町民の代表でここに来ている訳であります。「何だ、議員の人達知らないのか」ということを言われるようでは困る訳なんです。私の言うのは建前云々、作るな云々ではなくて、その事前にもう少し説明があつてしかるべきだという考えで今発言している訳であります。今言ったように、この前の全協の中では揭示はしています。図面はね。でも金額とか何とか一切出ていないんですよ。そうして我々に、説明した時に私だけが感じたのかも知れないけど、図面を提示した時にその詳しい説明をしないということ全くその通りだったんです。それは準備委員会の中では既に金額まで話が出ているということ、今議員として町民から選ばれてきた我々が知らないで物事を進んでいるような事まずいということですと説明をして頂きたいと、こういうことで話してるんです。それちょっと一つ。

教育次長： 準備委員会につきましては、金額は提示はしておりません。先程教育長が申し上げましたように、クラス数が統合によって増やさざるを得ないと、そういう状況の中で平面図的な所はお渡ししてございます。先程5番議員がおっしゃった準備委員会で金額の話は一切していないという状況です。先般、全協の時にも金額は申し上げていないはずですが、文教常任委員の方々には概算という所で金額は申し上げた所です。今現在先程申し上げましたように、実施設計を今進行中という中で、その金額をどうやって詰めていくかということも踏まえて、これから検討に入るという状況です。

5番： 分かりました。とにかくこれからね、文句を付けている訳でなくて、そういう説明をできれば我々議員に、まず最初にして欲しいと、そしてその準備委員会等々、そういうものには恐らく連合町内会等も入っているだろうし、人の話というのは伝わるものですから、我々が知らない内にそういう話が聞こえてくるとちょっと私達も選ばれる議員の立場から答えようがないということでできればその辺を宜しくお願ひしたいと。私は反対して言っているんじゃないと、そのやり方、もう少し配慮して欲しいということを行っている訳であります。宜しくお願ひします。

教育長： 今、ご指摘頂いた事につきまして教育委員会も、これから十分注意しながら議員の皆さん方に十分ご説明申し上げながら統合の方に進めていきたいと思っておりますので、今後共宜しくお願ひしたいと思ひます。

4番： 36頁災害復旧費の林道施設災害復旧費、減額になっておりますけども32万4,000円と454万円の減額、これについて減額になった理由と箇所と分かればその辺の所をもう一つ伺いたいと思ひます。

それから頁を戻りまして教育費、小学校費の中で5番議員の質問に関連して質問させてもらいますけれども、時節柄なんで、関連という形で進めさせてもらいます。この小学校の校舎の増築に関しまして、説明がやはり足りない部分があるなと私も感じておりました。公民館の3階でやる部分についても、私参加させてもらっていますけれども、そこは父兄とかいろんな方がいますので、立場上そう細かい所までは質問してませんが、今回質問させてもらいます。増築にかかる教室が必要だという理由について、今の児童数だと教室が足りないという説明しかないとは私は思っているんですね。今現在の児童数が何名で、今現在の小学校の部屋数がいくらあって、だからいくらなのという理由で障害者がいるとか普通の学生が何人いるとか、だから教室がいくら必要だと、そして建設する必要部屋数を確保するのに、この位の部屋数が4だから、こういう建設になりますという部分が抜けていると思うんです。その人数と部屋数の関係が。そこを説明しないままに、父兄が説明受けても足りないからいいという感じしかならないと思うんです。でも、中にはやっぱり小学校のあれだけ立派な建物を無くして、また新しいものを3億円かけて造るのかなとこう思っている人もいらっしゃるかと思うんですよね。私もそう思ひます。で、その部分で人数と部屋数とそのための建設計画の部分の説明が抜けていると思ひます。そういった事分かればちょっと質問させてもらいたいと思ひます。この2点お願ひします。

教育長： 大変説明の仕方がまずかったという形で今反省している訳ですけれども、今回の準備委員会

を立ち上げる段階の中で、数多く私達の方では丁寧に説明してきたつもりでありました。特に、委員になられた方につきましては、いろんな形で学校でも、また地域の中でも活躍されているということで、いろんな地域座談会の中でも出席して頂いているということで、当然一番最初の段階で私達が住民の方々に説明する時には出生率、それから各学校の在籍する子供の数、そういう所を丁寧に各年次毎に説明してきた経緯があった訳です。そういうものに立って、今回の統合なり、議決頂いたり、また準備委員会なりを立ち上げてきた経過があったものですので、その部分について新たに委員になった時に具体的にその部分を説明してきたかのかとなった時には若干ご指摘されるような説明不足の点はあったと思います。今、一番大切な事はというので教室の事があった訳ですけども、現舟形小学校については10クラスの普通教室分があります。その他特別活動をする教室もございます。また、特別支援を要するクラスが1教室、そういう形で教室として使える部分というのが11になると思います。今後、舟形町の子供達が統合した場合にどうなのかと考えた場合に、当初このお話をした時には今40人学級というので国の法律に基づいて学級編成する基準があります。これを41人になった時には2クラスにするという事があった訳ですけども、今年度から一部改正になりまして、1年生が35人を超えた場合には2学級にできますよという制度が変わってきております。来年度は多分2年生もなるのではないかと予測がなっていますけれども、新年度予算が霧の中でまだ提示されていないし、議決もいってないということありますので、私達は予測をしながらやっていく訳ですけども、そういう流れがあって将来的には1学級35人の学級数になるということが今教育界の中では一応予測できる事になっています。そういう事がありますので私達が今考えている統合の場合についても35人を一つの目安にした考え方、また山形県の政策として33人学級、さんさんプランとよく耳にしたいと思いますけれども、山形県は少人数学級を推進して生徒の学力なり、コミュニケーション能力を高めましょうという形でやっています。そういう事で、33人を山形県の教育政策として重点的に実施する形でやっています。そういう国と県との考え方を見ますと、33人なり35の学級編成がなってくると考えていきますと、必然的に1学年2学級の時代がすぐ到来する事があります。実際には40人学級にしても、私達の児童数の積算の中では26年の年には12学級普通クラスで必要だということがあります。

あともう一点、特別支援を要する形で法律が今回改正されまして、今までですと特別に支援しなければならない子供達の学級数については、山形県が認めた場合にその設置が認められるとあった訳です。ところが今年度から、来年度の学級編成について、舟形町の教育委員会が特別支援学級を設置したいという届け出があれば県はそれを配慮し、国から応分の国庫負担法に基づいて、教員の人件費等の交付を受けるという制度に大きく変わってきたということあります。今日ほほえみ保育園なりの状況なり、今現時小学校のお子さんを教育委員会の方でお預かりしながらやっている訳ですが、そういう状況を見た場合に、特別に手をかけなければならないお子さん達が非常に多くなってきているというので、例えば学力の機能障害なり多動性の子供達なりというのが最近非常に多いということを目にしていると思いますけれども、そういう所を普通学級の中でやってくということが難しいという場合については、特別支援学級というものを設置しながらやってくということになりますと、どうしても不足してくるということも考えられます。そういう点なども説明しながらやってきておりました。

あともう一点、直接的には関係ないと思うんですけども、地域座談会の中で父兄の方々からお話あった事として、今舟形小学校で舟形地区の放課後の児童に対する支援も行っております。放課後児童対策という形でやっていますけれども、それらの機能をもう少し充実してほしい。それらのスペースも確保してほしいということがあった訳です。そういう点を総合的に加味した場合に普通学級を今回統合する折り、整備する事によっていろんな形で社会情勢が変わったとしても、子供達の放課後における支援なり、そういう所よりも活用できるのではないかなということがあったものですから、そういう中で今回の校舎の建築に関する増築という形の中で話を進めてきた経緯があります。そういう事で、説明不足の点は否めない所がありますけれども、今時教育環境が学級数の面と、それから特別に支援しなければならない、配慮しなければならない子供達に対する対応の仕方というのが国から県、県から市町村という形に変わってきているということもありますので、ご了解頂きたいと思っております。

産業振興課長： 林道災害についてのご質問でありますけれども、2箇所ございます。一つが猿羽根山・富田線、ここは2箇所崩落しました。もう1箇所が松橋・滝ノ沢線、松橋から大蔵に抜ける道路でありますけれども、それぞれ猿羽根山・富田線につきましては、町道舟形トンネルから上って行きまして、約50m位の所でありますけれども、倒木とそれから20m位の崩落です。今度は富田側になりますけれども、

富田側につきましては大体200m位上った所の地区でありますけども、20m高さ3m位の崩落ということになっております。それから松橋・滝ノ沢線につきましては、それぞれ高さ20m、そして幅も20mということで法面の崩落ということで、9月5日に国の林務災害査定を受けまして、そして当初舟形町で緊急にしなければいけない工事、それから査定を受けて補助金を頂いた工事、それからそれできない工事ということで、当初1,400万円程予算計上させて頂いたんですけども、そういった精査等含めて今回400万円程不用額になったということで、減額させて頂いたという内容になってございます。以上です。

議長： 佐藤議員、簡潔に。

4番： まず減額した分で、その工事は終了したということで宜しいんでしょうかということと、あともう一つ教育関係、学校の校舎に関してですけれども、県の指導で33人学級にしていくと思っているということですが、その反面そういう権限の移譲が国から県、県から市町村に移ってきていると範囲の中で、もし出生率とかそういうものが減少傾向にあると言うんだったら、少し人数多めの学級にしている町の権限で教室数を減らしてでも、教育できないものなのかなと私は思うんですけども、その辺の所如何なものでしょうか。要するに簡潔に言うと、人数多くして学級数減らして建設の工事を低く、小さくできると思いますが。

産業振興課長： 工事の進行状況でありますけれども、猿羽根山・富田線につきましては工事は完了しております。尚、まだ松橋・滝ノ沢線につきましては町単でなければいけない部分がございますので、まだ継続ということでございます。

教育長： ちょっと捉え方に誤解された面があると思っておりますけれども、一つは権限が大きく変わってきている部分というのが国、県から移譲になってくる部分というのは、特別支援を設置する場合の届け出制が変わってきているというので、その学級数の事であります。1学級33とか40人とか35名というのは、国の義務教育の小学校の学級編成に関する基準の中で、40人から35人という形で変わってきています。これが国、全国同じです。ただ、たまたま山形県の場合は33という形の中で政策的に進められておりますので、その33との考え方というのは今議員さんが指摘したものについては、そういう考え方になる事はできませんので。

4番： 要するに33という方向性は変えられないと、今は40人学級でも大丈夫という認識でいい訳ですか。要するには今は40人学級になっている訳ですよ。そして、これからは国の指導では35人になっているけれども、山形県では33人という目標を立てているから、それに合わせていこうとすると、今の建設位の規模になるという私は解釈ですが、それがあつて見込みでの進み方でしょうけれども、将来33人になる見込みの中で人口の減少率や出生率の減少とか見込んでいっているのかなという部分がある訳です。そして今位の建物が必要なのかという所が心配な訳です。

あともう一つ、林道補正ですけれども、松橋・大蔵線の方がまだ継続になっているということですが、継続になっているけれども、なっているんだしたら、ここで補修をしないで災害復旧を進めないのか、私単純にそう思うんですけどいかがでしょうか。

教育長： ちょっともう一回整理して頂きたいと思っておりますけれども、現行40人から35人になっているのは現在1年生だけが国の基準で36名になると2学級になるという形になります。これが順次来年度からまた2年生、3年生ずっと上がっていくということが考えられます。そこで一番最初説明不足であったと思っておりますけれども、舟形町の出生数から見て現在ですけれども、予測されるというのが28年まで予測できます。その所ですと説明している所は、一番少ない所で37年、多い所で50名という形の学年毎に凸凹ありますけれども、そういうことあります。35人で国の学級編成になる訳ですけれども、山形県の場合は政策としてやっていますので、いつ変わるかどうか分かりませんが、33人の学級編成でやっていいですよという所があります。そういう所なった場合に校舎建築とか何かというのは、国の制度でないですので、33なって学級を分けたとしても教室数がない場合はやれないという問題が出てきます。33というのは国の政策ではなくて、県の政策でやっていますので、その所整理して頂きたいのは35人というのが国の政策ですので、校舎が不足する場合については、国の制度を活用しながら整備ができるという校舎建築等がある訳です。そういう形で今回も、学校の統合によって不足が生じた場合には国の制度を受けながら、校舎建築が進められるということになります。そこが、33と35の違いです。私達の方で今お話ししましたように、今の流れから行きますと、常に35の数字は確保、当分なるのではないかなということは考えられますので、その所ご理解して頂ければと思います。

産業振興課長： 継続ということでございますけれども、工事は行っております。ですから、契約等行っておりますので、それ以外のお金につきましては、不用額として判断しまして、今回減額とさせていただきます。

議長： それでは午後1時10分まで休憩を致します。(12:01)

議長： それでは休憩前に復し只今から質疑を再開します。(13:11)

3番： 36頁の11款1項2目、先程4番議員の質問に関連しまして、工事費の額ではなくて工事の進捗状況に関しまして、ご質問させていただきます。

先程の説明の内容で富田・猿羽根山線という話がございまして、課長の答弁で工事が終わっているという話でございます。私の近くでございますので、地域の方々からあれはどうなっているのか再三言われますので、ちょくちょく見に行っています。今朝も見て来ましたら、確かに工事は終わっておりましたが、あの状況では2、3日前に終わったような感じでございます。何を見たかと言いますと、その工事の着工と言いますか、進捗が遅いのではないかと考えます。この工事以外にも、9月の定例でお話申し上げました富田・中通り線の消雪の工事につきましても、9月時点で井戸の掘削が終了しているにも関わらず、昨日回覧が回りまして、昨日からいよいよ着工するというので、今朝見てきましたら何の形跡もないようでございます。合わせまして、防災無線の方で再三連絡してございます駅前線の消雪の工事も朝見て来ました。工事何も全然やってないという状況で、消雪等につきましましてはご案内の通り今年暖冬で雪がまだ降ってございませぬが、急に降る可能性もございませぬ。そういう事を鑑みれば早急な事業の対応も必要かと思っておりますけれども、その辺りはどうでしょうか。

産業振興課長： 林道につきましましては先程申し上げましたように、9月初め、5日に芯入れを行いまして、工事着工ということで今ご指摘の通り、現場そのものはある程度完成はしているんですけども、今指摘されているように、着工そのものといった場合に積算する時間、また調査・設計する時間要しまして、結果として遅くなったということは否めない事実であると思っております。今指摘されたように、災害査定はあるとは言え、今後速急に着工、そして完成ということで努めて行きたいと考えております。

地域整備課長： 富田中通り線の消雪工事につきましましてですが、富田・中通り線は斎藤議員がおっしゃった通り井戸工事が先に着工して、9月一杯で終了しております。その後、消雪施設についての入札を行った訳ですけども、消雪施設の工事としまして散水する部分のブロックですか、それが二次製品で出来上がったやつで現場に入って来ます。それで、入札してからの発注ということで、工期的に若干遅れているという形になります。今日から現場に入って、舗装の切断等を行っておりますので、業者さんも12月一杯までには粗方終わりたいという形で今頑張っている所です。駅前についても同じような形です。駅前も散水の施設のやつがブロック上のものなるものですから、発注してから水路みたいな形で水が来ますのでその分が遅れているということです。

3番： 工事そのものの仕組みと言いますか、私詳しく存じ上げていないので、そういうことであれば余計に関係住民に対しまして、途中の経過状況と言いますか、そういう説明会を開いて、説明するのが普通ではないかと思っておりますけれども、宜しくお願ひします。その辺りの答弁お願ひします。

地域整備課長： 斎藤議員がおっしゃる通り、地元説明が十分にされなかった経緯については反省しております。今後そういう形であった場合には地元説明会を開きながら、工事を進行させていきたいと思ひます。

3番： 宜しくお願ひします。先程の富田・猿羽根山線でございますが、あの線は単に山に山菜採りに行く道ではなくて、災害時に例えば富長橋、堀内橋が決壊した場合に舟形本町と結ぶ線でございます。そういう認識で富田の住民達はあの道路管理・使用している訳でございますので、その辺りを考慮して対応して頂きたいと思ひます。合わせまして、産業課長なり整備課長さんにお願ひでございますが、庁舎内の事務も忙しいかと思ひますが、町内巡回しまして危険箇所を確認するとか、合わせて町内会長さんを訪問して、その地域の様々な問題とかないかどうか、巡回すると言いますか、そういう体制を作って町民のために対応して頂きたいと思ひますが、その辺り職員を統括しております町長の考えと言いますか、それに対する何かありましたらお願ひします。

町長： 3番議員さんの工事についても色々ケースもあり、特殊な工事もあるんだろうと思ひますけれども、いずれにしましても工事を着工して、早く早急に完成するというものがまず一般論として鉄則であります。そんな関係で何か特殊な事情で、遅れているものについては今斎藤議員がおっしゃる通り、現場に

降りて住民との話し合い、或いはまた要望を聞くのも住民サービスの一番大きな原点であろうと思いますので、その辺も今後各課の方にその意向というものを努めて取り組んで参りたいと思います。

9番： 26頁です。7款商工費の観光費についてですけれども、12万5千円ということで職員給与の補正がありますけれども、この内容について伺います。

それに関して、第2庁舎の観光班の事務所と言いますか、第2庁舎の2階になっていると思うんですけども、住民の方から毎日と言いますか、いつも夜遅くまで電気が点いているというような指摘があります。この事については以前にも町長にも副町長にも申し上げましたので承知している事だと思いますけれども、今3月11日以来節電デーまで設けて、節電ということに取り組んでいる訳ですけども、日中庁舎内消灯して節電をしながら、夜遅くまで電気が点いているというのはいかがなものかなと話になっている訳ですけども、その辺の所かなり最近ではなくて、かなり以前からの話のようでもありますけれども、その辺状況把握なりどういった内容だったのかということ一つ伺います。

総務課長： 始めに職員給与の件でありますけれども、人事異動に伴う調整であります。

それから2点目につきましては渡部課長からもありますけれども、総務課の方でも施設等の管理をしてまして最後に総合警備の方に契約をしておりますので、最後に全部本庁舎と第2庁舎もありまして、何の段階でこういった業務やっているとかまた時間等把握しておりますけれども、総務課としても気付いた時は担当課長通じながら、今9番議員から言われた内容について、なるべく健康等ということもありますし、定時に帰るように指導はしております。詳しくは渡部の方からあります。

産業振興課長： 夜遅いと残業が多いというご指摘だろうと思いますけれども、今回農林二課の会計検査それから新しい事業ということで、夜遅くまで事務やった事は事実でございます。あともう一つありますけれども、私共も努めて水曜日と金曜日ということで、ノー残業デーということを周知しているつもりでございますけれども、徹底に向けてさらにきちんと対応していきたいと。そして、どうしても早く事務しなければいけないということで、今できるだけ朝早く来るような形でも対応している所あります。特に、創意工夫という新しい事業が昨年からスタートした事業がありまして、事務量ということ申し上げますと大変申し訳ないのですけれども、新しい事業が新たに出てきたということで、その対応も含めて職員の方が遅くまでなっているということでもあります。今指摘されました事につきましては総務課長の指示もありますし、私もそう考えておりますので、徹底させていきたいと考えております。

9番： 問題と言いますか、割と簡単に考えていないかなと思います。一番問題なのはそういうイベントの準備でありますとか、そういうスポット的なものではなくて、日常的に行われているということと、まず残業をやっている職員は限られた職員であるとその事でもあります。今課長の方から仕事量、事務量等の話ありましたけれども、今回4月に課制変更した訳ですけども、確かその時にも言ったと思うのですが、やっぱり実行してみて不都合とか、沿わなかったならば、それを改善する勇気も必要なのではないかと思えます。私が言ったように最近の話ではなくて、かなり前からの事実だとすれば、今まで改善の余地というのは十分にあったのではないかと思う訳ですけども、その辺例えば警備保障という話ありましたけれども、今まで4月から12月までの間に、例えば夜10時までの残業日数というものを把握しているんですか。その辺も少しお話も伺いたいと思います。

産業振興課長： 数字、何時間残業ということは掴んでおりませんが、ただ時間が急を伴う残業ということからすれば、そういった残業はいささか少ないのかなと思っています。ただ、時間外を伴わないサービス残業という言葉適切かどうか分かりませんが、急な書類の提出とか、やらざるを得ない事でやって頂いている事業ありますので、そういった事も含めると今議員指摘の通り、時間的には多い勤務になっているということでは承知しております。

9番： 昨日も副町長、総務課長と一緒にしまして、日情システム、町の情報を管理している会社を視察させて頂いた訳ですが、そういう危機管理の上からも大変危険な状態になっているのかなと思います。夜間に職員一人が職場に残っていると、今いろんな通信と言いますか、パソコン一つ開いているんな情報が入手できる訳です。そういう意味では、民間会社では例えば同じ職場と言いますか、同じ職に1年以上、長い期間を在籍させてはならないとか、或いは年に5日間位は離席処置と言いますか、席を離れさせているんな状況を点検するという時代であります。そんな中で、幾ら業務量が偏っていると言っても、職員一人が毎日のように夜10時頃まで残っているというのは大変危険な状態かなと思います。人の話ですので、私も鵜呑みにはできないと思って、ちょうど昨日集まりがあったものですから、終わったのが8時です。

2階に上ってみました。確かに職員一人が残って電話中でしたので、声もかけないで降りたのですが、その辺は近くの住民も以前から何回も見ている訳です。先程も言いましたけども、日中節電をして消灯をして町を上げて節電に取り組んでいる時に、夜遅くまで庁舎の電気が点いている。これは課長が言ったように、確かに時間外云々の話ではないと思うんですね。そういう意味で、ある程度の業務量であったら直ちに検討をして、止めさせるべきではないかと私は思うのですが、その辺町長いかがですか。まずトップとしての職員の統括としての責任も問われる気が私はするのですが、いかがですか。

町長： この問題については、決算でも時間外手当という代償というものがある訳でありますけども、それぞれケースケースによって時間外が発生する事は日常業務の中であるべき事ではあるのかなと思います。ただ、基本的には8時半から17時までというものが執務時間な訳であります。これを基本としながら、そこに災害が起きた、或いはいろんな業務が日常以外に起きた場合に時間外というものの発生する訳でありますけども、この職員については今年異動して1年目の職員でもありますので、そういう推移を私なりにも見ておりますけども、年度月日が経ったとしても依然として変わらないということであるとすれば、やはり今9番さんおっしゃったような業務量というものを見直すということではなくて、やはり8時半から17時までというノルマというものきちんと基本形というものはしなければならないだろうと。でも時間外しなければならないのは一体どういうものかというものも、課長通じながら、今まで精査しているのだろうと思いますけども、これからも一つ時間外をやって当たり前という考えではなくて、基本に戻るとということもまず前提に置きながら、そして業務量のチェックというものをしながら、改善をしていきたいと思っておりますので、一つご理解をお願いしたいと思います。

7番： 私から3点程お願いします。27頁の上段です。体験実習館管理費の除雪委託料70万円となっておりますけども、当初予算では20万6千円ありますが内容を一つお願いします。

その下ですが、農地・水・環境保全向上対策、今年度で5年目になる訳ですが、今年で終わりなのか、来年度以降どうなるか、お聞きします。

あと29頁の除雪対策費の関連ですが、うちの町内では南新庄・長沢・尾花沢線土砂崩れ幅60m程の土砂が道路を塞いでおります。全面通行止めになっております。冬期間若あゆ・内山線の除雪が通行止めになる予定ですので、県道の方は町はというので把握はしてと思いますが、今後の見通し、話を聞くと土砂を処理してもドロドロとなって処理しにくい。春先までそのままにしておくという話もあるようでしたので、その所町の方では情報入っているかお聞きしたいと思います。3点お願いします。

産業振興課長： 一番目の体験実習館の除雪経費でありますけども、今年からNPOであります東北リサイクルネットワーク、そちらの方に管理を委託しております。尚、このNPOにつきましてはただ実習館冬期間閉鎖するのではなくて、例えば4月から新しく採用する、会社の方の企業研修の場としても利用したいと、それを実習館でやりたいということで、その除雪経費としまして15日分の除雪費の借り上げ・委託、それから当然雪が降りますと雪庇というか、法面の方に雪が雪崩という形でなりますので、それを取る作業ということでバックホウの借り上げということで、金額としまして70万円の予算を計上させて頂いたという内容でございます。尚、3月から先程申し上げた通り、今年度はスタートする、開館するというので今打ち合わせやっている所でございます。

2つ目の農地・水でございますけども、これも集落の意見交換会の中でも出されましたけども、基本的に1ヶ月位前になりますか、県の方で来年度以降舟形町の農地・水のあらあらの面積でございますけども、その面積とそれからどれ位の予算が必要かということで、希望調査を取りました。それに対して当面、今年と同じような金額でということ報告申し上げた所でございますけども、まだ正式には決まっていはいないのですが、来年度以降中山間直接支払と同じように、5年間というスパンで継続するのではないかと県の情報もありまして、私としてはできるだけ継続してもらいたいということで考えている所です。

地域整備課長： 一般県道新庄・長沢・尾花沢線の土砂災害ですが、これについては県の方で現地を把握して見た所、今崩れている場所の峰の方からもっと大きな亀裂が入っているということで、当分の間模様を見なければならぬという状況になっております。県では、除雪しないという考えではないんだそうですけども、今の状況ではいつまで通行止めしておかなければならぬかという日数は把握できないということで、当分の間通行止めとなっております。それについて、全面通行止めになっておりますので、町道の方の温泉に抜ける道路の除雪については、今後町でも県が通行止めになれば、町の方の除雪をしな

ければならないのではないかと考えております。

7番： 農地・水ですけれども、今まで5年間本当に農家、地域でも取り組んでいる色々な面でプラスになったかなと思っております。私の近くでも、結構婦人会、子供会、消防、老人クラブ、地域全員で取り組んだ訳ですからね。その方にも農道の整備、様々な事業もしてきましたけれども、これからまた続いてもらえば本当に有り難い。まだまだ、取り組みする所は多いにあると私も思っておりますので、まず宜しくお願いします。

あと長沢道路ですけれども、当分の間ということですが、当分というつまり春先ということまでと考えられる訳ですが、春先の農作業の支障のないような私の見た限りではちょっと難しいかなと思っておりますけれども、春先の農作業の支障のないような県の方にも要望お願いしたいと思えます。

5番： 今の矢野課長の答弁の中で確認したいんです。長沢の方が通行止めになると内山から温泉の所、町道除雪するということ言ったんですか。大丈夫ですか。ということは掘り割りなりになって危険だということでも今まで再三何回も一般質問でも出てます。そして、一の関に大きな橋がかかってそこを回って下さいということで、前からも加藤課長辺りからも答弁しているんです。それを矢野課長そこを通すような考えを持っているということですか。私は安全面から言うんですが、そこら辺はつきりしないと何かあった場合にどういう対応をとるのか、そこら辺も合わせてお伺いしたいと思います。

地域整備課長： 内山地区については、一本道路という形となっております。今県道が封鎖されれば、行き止まりの集落ということで万が一の場合に通行に対して、復路工事の形になってしまいますので、どこかに抜ける道路を確保しておかなければならないと思えます。今加藤議員が言われた法面の場所については、やはり雪崩の危険とかそういうやつは確かにあります。しかし、幅員を狭くして除雪する事によって、雪崩防止はできるのではないかなという考えを持っています。だから、その危険な場所については車一台が通れる幅員で除雪して、他は通常の除雪をしていく。そういう形に持っていけば、路線としては確保できるのではないかなと考えております。

5番： 分かりました。狭くして通すと、でもそういう事ができるならば、今まで何回も何回もこういう話してないんです。課長だけの今思いつきで答弁しているんだろうと錯覚受けているんです。そこをきちんとしないと、事故あった時にどういう対応とるのかということで非常に心配しています。それを申し上げます。

地域整備課長： この度は緊急な処置として一時的に通すという形ですので、常時これから今後も前に通すという形ではないと考えております。安全面については、十分に注意しながら通さなければならないと思えますので、その辺については今後どのような対応をして通すか検討していきたいと思えます。

6番： 今の件に関しまして、私も一言質問したいと思います。今矢野課長は安全面を考慮しながら、今年だけ暫定的に道路が閉鎖になった中で通行をしたいということ、通行止めをそちらだけは解除したいという話でしたが、ただ今までも毎年この件は出る訳です。町内会の要望、或いは町ではそれだけの予算の処置から通行量から見ればそれは厳しいと毎年言ってきた訳です。ただ、私等の意見としては、あゆ温泉の道路、内山から最短距離だし、素晴らしい道路です。そうした中であそこが開通してもらえば我々も有り難い事には間違いないです。私の言わんとする事は、あの割山を今国道でやっているでしょう。コンクリートで固めて、そして出っ張った姿で雪崩ができないような国道で鳥越、二ツ屋辺りもやっている訳なんです。だからメーター数の中でそういう工事が大した工事ではないのかなと、そうすると財政面の事もあるでしょうが、その辺の前に進むような、年間を通して道路が歩けるような姿ができるんじゃないかと私なりに感じております。その辺の考えをお聞きしたいと思います。

地域整備課長： 内山・紫山線の交通量を見ますと、やはりそんなに多い交通量ではないということで、今まで冬期間通行止めという形をとってきておりました。割山についての雪崩防止対策工法ですけれども、これからそういう工法を検討して、もし通せるようになれば、今後上司の方とも相談しながら打ち合わせしていきたいと考えております。

6番： 課長の答弁は今までにないすばらしい答弁だと思います。ただ、それは実際に上部と相談するとなると各課長、町長の姿が一番だと思います。ただ、今内山住民も毎年陳情しながら、何とか災害してもらいたいという言葉は今でも同じでございます。そして、防災上の面からもあの道路がある事によって、やはり水利の便とか色々な防災上の面も助かります。確かに、課長が言ったような事ができれば本当に住民の皆さんは安心して、皆さんが喜ぶんじゃないかなと思う訳です。その辺に関して、今町長部局の矢野

課長が言った事、前に進めるように答弁をお願いしたいと思います。

副町長： ちょっと私も大変恐縮ですが、始めて聞いた話で大変申し訳ないのですが、何と言っても地域住民の皆さんがどういう考えでいらっしゃるのかなということ、県の考えとして春先の農作業までに完了する予定があるのかどうか、その辺も全体的に色々話し合いをした上で、正式な決断をしたいと思いますので、内山なり町内会長さん、場合によっては長沢班長の町内会長さん、そういった皆さんとご相談した上で結論出したいと思いますので、一つ宜しくお願い申し上げます。

6番： 前向きな答弁ありがとうございます。今も先程も話になった長沢道路はその通り住民が見てその亀裂が入っている所が、この冬通す事は難しいんじゃないかというような考えも持っているようです。その辺を危険な状態の中を除雪する事は無理だと思います。何とか先程矢野課長さんが言ったような姿の中で、何とか住民の付託に答えるような姿で今後共頑張って頂きたいと思います。宜しくお願いします。

2番： 私の方からは一つは一本杉福地関係の支出があるようでありまして、今福寿野では岡矢場地区圃場整備をしている訳でありますけれども、町内会側の方についての半分は工事の方は終了しているようでありまして、新庄道の奥の方まだ現在も工事を行っている状況下のものであります。そういった中で一つは工事期間が伸びたという話も聞いておりますので、一つは工事期間が伸びたのかが第一点。合わせて、工事をするとすることは当然経費がかかる訳であります。この経費について、補助金等で全部やるのか、受益者からの持ち出しがないのか、この辺どうなっているのかということでもあります。

もう一点は、農地・水・環境向上の関係で5年度の事業は今年で終わるということでもありますけれども、来年度から新たな形でスタートする訳であります。その内容を、ホームページ等で検索をしますと、調べますとこれまで行ってきたような事業内容での活動に使えるお金と水路関係とか道路関係について、今度は業者に発注して工事もできるような、これまで行ってきた1反歩、10a当たり2,200円という補助の他にさらに業者発注してもいいよという形での新たな事業がスタートするということでもあります。極端な事言えば、両方やるとなった場合、こちらで2,200円、こちらで2,200円、合わせて4,400円、もっと極端な事言えば4,400円のこれまでの事業を行っている所については1反歩当たり8,800円貰えるというような話の内容でありますけれども、これを行うにしても町からの持ち出しという関係も入ってくる訳であります。そういった中で、町としては農地・水活動についての事業内容について、これからどのような形で来年度以降スタートさせようとしているかも合わせてお聞きしたいと思います。

地域整備課長： 岡矢場地区の圃場整備についてですけれども、岡矢場地区の圃場整備は23、24、25年度で完了と見ております。工事の進捗ですけれども、現場の田んぼを直す圃場整備ですけれども、これについては23、24年度で工事を終わすような形になっております。25年度で面積を測って、換地した分という方向に持っていく訳ですが、受益者負担の件については1反歩の当たりの事業費に伴っての、1反歩当たりの負担となってくるので、特に工事が遅れたからと言って、負担が増える訳ではありません。以上です。

産業振興課長： 農地・水につきましては先程申し上げましたように、基本的には今年度予算をベースにして考えていきたいと考えています。尚、新しい制度につきましては正式には県、国の方からの説明は今の所ございません。ただ、13日でしたか、今月の意見交換会がありますので、その席で何らかの形で出てくるのかなとは思っておりますが、基本的に交付されるのは町から直接支払う形ではなく、町が分担金をお支払いして、そして交付要綱、ルールに基づいて使った分、使用した分について交付されるという考え方ですので、何もしなかった場合は当然交付はされないと。ただ、積極的に交付していくと、積極的に交付する一つの選択として今まで私共がお願いしていましたが、例えば高齢者で、また若い人達がいないうちでどうしても業者の方に発注しないとここはできないというものについては、認めて下さいとは強く言ってきた経過がございますので、そういった点は県通じて具体的に今議員おっしゃられる用途で出されるのであれば、すごく前進したものかなと思っております。ただ、この事業も当初1反歩2,200円。それから途中から4,400円ということで、さらに環境保全型農業と少しずつ様変わりしながら使い方も大分柔軟になってきているということありますので、その辺につきましてはもう一回要綱・要領が出てきたら、それに対応する基本的な考え方は町の方で持っていますけれども、そういった事で今おっしゃられたみたいに積極的な使い方、交付金を使った活動をして頂きたいと今の所は思っております。以上です。

2番： 岡矢場の基盤整備はそういう事じゃなくて、今年度の事業の分で地下水の水が止まらないという関係で非常に県の方でも苦慮して、工事期間延長しているということであって、要するに今現在の工事をしているということは自ずと工事費かかっているんだろうということなんです。そのお金が全て国なり県の

方で出してくれるということであれば何も問題はないのですが、工事費増えたから自ずと受益者の負担も増えるんだよということでは困るという所で聞いた所でした。

あともう一点の、農地・水についてはこれまで行ってきた事業同じような形で来年度からスタートするのです。自分達で行うと。また、別個に業者発注してもいいよという極端な事で、両方使ってもいいよという形の話のようです。そういった所で、これまでやってきた事で業者発注ということは絶対これはできない。これは何ら変わってないです。そういった中で、町の方でこれを新たなものを導入しようとするれば、同じく町の負担も出てくるということ考えていくと、町の考えとしてどうなのかなということを確認した所でした。

地域整備課長： 只今の岡矢場地区の圃場整備で水が吹き出ている所の工事費が増えているということですが、当初これは県事業でありまして、その水が吹き出る部分の工事については当初設計では見ておられなかったようです。その分については今後県の方で、地元負担の分に充てるかどうかというのはまだはっきりしていないので、今の所何とも言えないような状況です。

産業振興課長： 基本的にはホームページで概要については出ているという話ありましたが、要綱・要領が残念ながら今の所私共までは伝わっておりません。その中でできる限り担当課と致しましては、農家、非農家の方含めて活動できるような交付金にしていけるように努めていきたいと今の所そういう考え方でございます。

2番： 最初は岡矢場の基盤整備について、今年の工事の期間の延長がどこまでになったのかということ所は把握していないということの理解でいいんですね。今年の事業の今年度の工事期間、終了。半分は完全に終了して県なりの検査を受けて終わっているんです。ところが新庄道の方はまだ終わっていないという所でいつまでの工事期間なのかということ所は把握はしていないという理解でいいんですね。知ってるか知っていないかの答弁をお願いします。

地域整備課長： 工期の延長については確認しておりませんでした。ただ、事業としましては3月中までになっていますので、その中で工事を進めていくというようになると思います。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですので、これをもって歳出の第6款農林水産費から第13款予備費についての質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第50号を採決します。議案第50号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第50号は原案の通り可決されました。

日程第3

議長： 日程第3 議案第51号 平成23年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)について議題と致します。

総務課叶内班長： 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

無いようですので、これをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第51号を採決します。議案第51号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第51号は原案の通り可決されました。

日程第4

議長： 日程第4 議案第52号 平成23年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について議題と致します。

総務課叶内班長： 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。

4番： 62頁、歳出の水道事業管理費の中の消費税延滞金など72,000円についての説明をお願いします。

地域整備課長： 消費税の72,000円でありますけれども、これについては私共の職員が事務の遅れによりまして発生した加算金、それから延滞金であります。2つ合わせて72,000円という金額になっております。

4番： 要するにうっかりミスでこういった金額が発生してきているということになるのかと思いますけども、まず一人の忘れものなのか、それとも何名かのそういった連帯によってこういう事生まれたのか、あともう一つ、これを町民に知らせる気があるのか。つまり血税が職員のうっかりミスで出てきてしまって、さらに他の会計でも出てくる話ですから、そのお金血税を使う事になった職員のうっかりミスですね。これを町民に知らせる気があるのか。この2点お伺いします。

地域整備課長： 水道事業につきましては、2人で行っております。それで2人共うっかりミスと言っでは申し訳ないのですが、遅れてしまったという結果になっております。それから、この金額については職員が自ら自分で負担したいということで申し出ておりますので、その辺についてはご理解頂きたいなと思います。

総務課長： 今矢野課長の方からも経過について説明ありましたが、私の方からも追加で答弁させて頂きたいと思います。今課長からもありましたように、年に2回、9月と3月でありますけども、それぞれ簡易水道、それから農業集落排水事業、公共事業ということで、3つの特別会計がある訳でありますけども、その消費税の申告と合わせて納付日までに、それを納付しなければならないというようになっていく訳でありますけども、今回諸事情がありまして担当課職員の方でその納付日を失念しまして、そして結果的に21日遅れまして、10月21日に消費税の納付を行っております。今議員から指摘の通りの金額でありますけども、3会計これから出て参りますけども、合わせますと17万2,900円が加算税、それから延滞金として新庄税務署の方から納付の通知が届いております。これは年内の支払期限になっております。これを受けまして、豊岡副町長を委員長と致します町の懲戒処分審査会がございますので、そこでその後3回に亘りまして本人からの聞き取り、また何故そういった事が起きたのかの原因の解明、さらに再発防止等受けまして、慎重に審議を行って参りました。今矢野課長からもありましたように、関係職員からこの度の件につきまして深く反省している分と合わせまして、加算税だけにつきましても自発的に支払をしたいと申し出を受けております。そういった事を総合的に判断致しまして、最終的に豊岡副町長の方から審査会の報告を町長の方に提出致しまして、12月6日町長から直接の担当者2名に対しまして、文書での訓告、班長、課長の上司2人に対しまして、口頭で嚴重注意の処分を行っております。

また、4番議員さんのそういった内容を町民に知らせるべきではないかとそういったご意見でございますけども、舟形町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づきまして、年1回職員の特別職、議員さんを含めてですけども、職員の給与、また勤務条例につきまして、年1回広報の12月号、これからでございますけどもそこできめ細かい数値を出しておりますけども、そこでこれまでの例と致しまして、戒告処分以上の者につきましてはその表を利用しまして、そこで公表という形で掲示させて頂いております。今回の件につきましては、今矢野課長の方からもありましたけども、本人がまず深く反省しておりますし、また加算税等につきましては自発的に支払の申し出を受けておりますし、また町長の方からの処分も戒告ではありませんので、その以下の訓告という形で今回処分を致しましたので、町長の方からの厳しい指導頂きまして、また心入れ替えて職務に携わるようにありましたので、今回はそういった事もありますので、これまでの事例等参考にしながら、戒告以上は公表しておりますけども、それ以下につきましては公表する考えはございません。

4番： 今総務課長が言われました町長給与等のあらまし、昨年度のやつ私手元にあるんですけども、確かにここに載っていますね。ある職員が停職1年になったということで載っています。これ考えてみると2年続けて何かしらの不手際の事のように私は見えるんです。ということで内部規定に沿ってということもあるでしょうけれども、やっぱり自分の襟を正すという意味ではきちんと公表して行って、そして名前は出さなくても、そういう事ありましたと皆さんの税金使いましたと言う位の、ここに載せるのはそこであっても、別の号にはそういった意味では出していてもいいのではないかなと、いくべきでないのかなと私はすごく思います。副町長や町長はどう考えますか。

副町長： 今総務課長申し上げましたように、ここに公表するというのは法令に基づいて公表することです。そうしてまた、公表する事によって懲戒という処分を受けた者が町民の皆さんにある程度知らしめるということになる訳ですので、個人の名誉というものもある程度は尊重すべきであろうと思います。ということで、その法令に基づいて公表するというのは懲戒以上の処分を行った場合にこうように1年間で色々な戒告以上の職員について公表するとなっておりますので、それ以下について訓告なり口頭注意のものについては個人のプライベートな事もありますし、法令に基づいて処分したり公表したりする

事になろうかと思しますので、その辺ご理解を頂きたいと思します。何でも公表すればいいだろうということにはならないと思しますので、個人の身分なり名誉なりそういうものもある程度尊重した上での、公表できるものは公表するという判断をすべきでないのかなと思します。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですので、これをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

無しと認めます。これから議案第52号を採決します。議案第52号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第52号は原案の通り可決されました。

日程第5

議長： 日程第5 議案第53号 平成23年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について議題と致します。

総務課叶内班長： 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

9番： 一点だけお願いします。74頁の農業集落排水管理費の中で汚泥処理に関して以前に放射能の測定をしているという話でしたけども、その後の測定値がありましたらお聞きしたいと思います。

議長： 暫時この場で休憩致します。(14:13)

議長： 再開致します。(14:13)

地域整備課長： 数値的には支障ないという数値は出ていたんですけども、数値的に今資料ないので後程報告したいと思います。

議長： ちょっと休憩させて頂きます。(14:14)

議長： それでは再開します。(14:17)

答弁をお願いします。

地域整備課長： 汚泥の放射性セシウムの濃度について今年に入ってから3回調査しております。7月13日と8月31日、それから11月22日の3回調査しております。その結果ですけれども、基準値が400ベクレル以上のセシウムがある場合は汚染されているという形になります。それで調査したやつは放射性ヨウ素は不検出です。いずれとも。放射性セシウム134、137あります。134の方ですけども、7月13日が22ベクレル、8月31日が3.8ベクレル、11月22日が9.3ベクレル。それから137のセシウムですけども、7月13日が22ベクレル、8月31日が5.1ベクレル、11月22日が11ベクレルになっております。それから、放射性セシウムですけども、7月13日が44ベクレル、8月31日が8.9ベクレル、11月22日が20.3ベクレルという数値になっております。この結果から、いずれも基準値には達していないということで使用しても大丈夫だという結果になっております。

9番： 関連して伺いますけども、前回放射線の測定器購入の補正があったと思うんですけども、その測定器は町の方に来たんでしょうか。もし来たとするならばどのような使用しているのかお伺いします。

健康福祉課長： 来ております。10月だと思います。10月に来ております。各小学校のグラウンドの測定ということで地上から50cmと1mの測定を月2回実施しております。それから先般は学校の花壇とかあるいは排水路、その辺の所調査しておりますけども、今の所異常ないということで調査をしている所です。

5番： ちょっとお伺いしたいんですが、今小学校、学校単位で使ってるの。それを例えば個人で、例えば我々の自分の山の上の別荘の所計って下さいとかの対応はできるんですか。

健康福祉課長： 機械の操作等もありますので、個人という貸し出しというのはしておりません。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですので、これをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第53号を採決します。議案第53号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第53号は原案の通り可決されました。

日程第6

議長： 日程第6 議案第54号 平成23年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

て議題と致します。

総務課叶内班長： 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

無いようですので、これをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第54号を採決します。議案第54号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第54号は原案の通り可決されました。

議長： ここで2時45分まで休憩を取ります。(14:23)

議長： それでは休憩前に復し会議を再開致します。(14:46)

日程第7

議長： 日程第7 議案第55号 舟形町暴力団排除条例の設定について議題と致します。

総務課長： それでは議案書の頁、6頁であります。議案第55号 舟形町暴力団排除条例の設定について。舟形町暴力団排除条例を次のように制定する。平成23年12月6日提出 舟形町長。始めに提案理由でありますけれども、この条例は、暴力団の排除を推進し、町民の平穏な生活を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的に提案するものであります。

始めに、非社会的な組織であります暴力団を排除し、県民の安全な生活を確保し経済活動の健全発展に寄与することを目的と致しまして、昨年3月22日に山形県暴力団排除条例が制定されております。山形県警察本部の方から35市町村に対しまして、今年度中の条例化の制定に向けた取り組みの要請が参っております。警察の情報によりますと、山形県内の暴力団情勢につきましては、4団体11組織、暴力団員数が約290名と警察で掌握をしているようです。新庄・最上地域には今の所暴力団に関する事務所等は存在はしていないということでございました。今回目的の第1条から委任の第13条までございますけれども、主なものについて説明をさせて頂きたいと思っております。最初に第1条の目的でありますけれども、暴力団の排除を推進し、町民の安全な生活を確保し、社会経済活動の健全化に寄与する事を目的としています。

そして、第6条でありますけれども、公共事業等の入札に暴力団関係者を参加させないといった措置を講ずる事としております。

同じように第7条におきましては暴力団関係者に公共施設の利用をさせない。また指定管理者制度で管理している施設等もございますけれども、これらにつきましても同じような対応をしていく事を謳っております。第11条でありますけれども、青少年の育成に携わる方につきまして青少年が暴力団に加入したり、また被害を被らないように指導・助言をしていく事をここで謳っております。

また、今回の条例につきましては8市町村足並みを揃えまして、12月の定例議会での暴力団排除条例を制定する事にしておりまして、そして12月22日にゆめりあを会場に致しまして、新庄・最上地区暴力団追放大会を開催しながら、大きな盛り上げの中で暴力団の排除を進めていく、そういった予定になっているようであります。どうぞ宜しくお願いしたいと思います。

議長： これより質疑に入ります。

4番： この条例を設定する事には何の意味もございませんが、実際条例が制定されると町民にはどういった影響なり、或いは県になり、条例を設定しない場合と違いが出てくるのかなという認識がちょっと曖昧ではないかなと思いますので、その違いが分かれば一つ教えて頂きたいと思っております。

総務課長： 今議員さんの方からご指摘がありましたように、これにつきましては特に罰則等は設けてございません。ただ、この条例を制定する事によりまして将来に向けて、未然に暴力団関係者が舟形町に入ってくる事を抑止していくと言いますか、予防的な感じなるのかなと思いますけれども、この条例がある事によって対抗要件になるのではないかと思います。もう一つが舟形町、町民としてそういった暴力団に関して排除して行くんだという論理を尽くすことによりまして、町の暴力団に対する強い意志の確認と言いますか、それをこういった条例を設定する事によって、強いものになるのではないかなと考えております。

4番： 去年、山形県でも暴力団排除条例が制定されまして、それには明確に罰則規定というのが入っています。それは公共施設、例えば学校とか役場とか、社会主義団体の施設とかそういった所から200m以上は離れなさいよと、或いはそういうものの所で開設して運営した者、貸した者、そういった者については懲役1年以下、或いは50万円以下の罰金という県の条例があります。それに準じて何故舟形町では罰則

が入らなかったのかなと不思議な感じがします。そこら辺の所再質問させていただきます。

あともう一つ、3年前に山形北駅の宮町という所に暴力団の事務所が設置されまして、そういうものがあるのは困ると、これは条例が設定される前ですね。ということで、その山形市の宮町で住民が立ち上がりまして、当時山形県警の交番が北駅の近くにあったんですけども、それが閉鎖されまして、そして警察もいなくなったということで、住民組織が危機を感じて、その暴力団の設置した事務所の目の前にプレハブを建てて、そして反対、排除活動を行ったという所は知ってたんですけども、その後どうなったかということで今日県警に確認してみましたら、去年それが解散して、そして事務所が無くなったということでありました。条例を罰則規定に関して、そういう罰則規定をするまでには至らなかったけれども、それは大きな抑止になって、そしてもし暴力団がそういうものを設置するというので来た場合に、断る口実がきちんとできるということで非常に是非お願いしますと、条例を作って下さいということを言われた訳ですけども、要するに何故罰則規定を入れなかったのかなとちょっと不思議だなという所で再質問させていただきます。

総務課長： 山形県の暴力団排除条例の内容を見てみますと、特に事業者の暴力団に対する利益供与の禁止行為等に関して色々な罰則等設けている訳でありますけども、県におきましては山形県警との連携等もございまして、町の場合ですとそこまで組織的にまず対応できないということありますし、県警からのそういった助言・指導を受けた場合でも、私達の町だけでなく多分全ての市町村においてだと思っておりますけども、そこまで警察の方からの要請と言いますか。または、組織的にそこまではちょっとできないのが実情でないかなと思います。また、とりあえず今回設定する事によりまして、先程申し上げましたけども、山形県の4ブロックの中でそういった暴力団関係者の事務所が無いのは、新庄・最上地区だけだと聞いておりますけども、広域化してまして、いろんな異動とかございますので、またこれからどうなるのか分かりませんが、この条例を一つの足掛かりとしまして、また必要に応じて相談しながら条例の方で対応できるものにつきましては、対応していきたいと考えております。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第55号を採決します。議案第55号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第55号は原案の通り可決されました。

日程第8

議長： 日程第8 議案第56号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定について議題と致します。

まちづくり課長： 議案書の13頁をお開き下さい。まず、提案理由でございますけども、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年6月30日に交付されたことに伴いまして、町税条例の一部改正が必要であり、提案するものであります。新旧対照表で説明をさせていただきますと思います。

新旧対照表をお開き下さい。まず、第16条でございますけども、町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料について、今までは3万円の過料を科しておりましたけども、この改正によりまして10万円にするものであります。23条の2でございますけども、これについては寄附金全額控除法の関係の改正であります。旧の方では、3頁、4頁の頭まで改正ありますけども、新の新しい条例におきましては基本的には5千円の寄附控除が2千円自分が寄付をした場合、5千円を引いて残りの金額について税額控除を受ける訳でありますけども、5千円が2千円になったということでございます。2千円以上した場合については、寄付の税額控除が受けられるという改正になります。旧の方では、総所得の30%の上限で色々ずっと書いてありますけども、これらについては同じ内容で表現が変わっているだけでございます。これにつきましては、上位法である地方税法の改正に伴って表現が変わったということになります。新の方であります。第23条の2が今までの条文から、所得割の納税義務者が前年中に法第314条の7の第1項第1号、これにつきまして都道府県、市区町村、それらに対するものであります。及び第2号につきましては、日赤、共同募金会、そういったものを指しております。に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合においては、法第314条の7の第1項に規定するところにより控除すべき額、これは法第314条の7の第1項に規定する控除すべき金額が計算式がここで定められました。従いまして、町の方の税条例の方

の上限が100分の30とか、税率が100分の6とかそういったものを規定しなくても、こちらの方で読むというようになりました。そういった事で改正されております。(1) というのは1号であります。所得税法第78条の第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金でありますけれども、こちらについては公益社団法人、公益財団法人、その他公益を目的とする事業法人、社会福祉の貢献、その他公益の増進、そういったものが2号で、3号が特別法人でありまして、教育・化学の振興、文化の向上、福祉への貢献、その他公益団体というものがここに該当する訳でありますけれども、今まで次の頁2、2頁の方の3号で真ん中辺ですが、舟形町におきましては社会福祉法人に対する寄附金、舟和会に対する寄附金という項目がございますけれども、これらも含めてこの条文で読むということになります。

2頁、この続きであります。租税特別措置法第41条の18の2の2号に規定する特定非営利活動に関する寄附金、これは国税長官が認めた認定法人だけ、そこにする寄附金のものだけ控除するということになりますけれども、そのイロについては山形県内に事務所を有する事務所又は事業所を有する法人、団体に対する寄附金、それから口が山形県知事又は山形県教育委員会所管する公益信託に関する法律第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出した金額、こういったものについてはこれは山形県の条例に基づいて、ここに定めた所であります。先般の全協の時に勉強をしましたが、今回の地方税法の改正によりまして、ここの所が一般のNPOについても寄附した場合については控除するというように町の条例で定めればする事ができるのでありますけれども、町民税というのはご承知のように町県民税として一括で徴収する訳でありまして、県の方がそのNPOが指定できないということでありまして、ここでは一般のNPOは県と同様に今の所改正をしておりません。町県民税一括徴収する上で、問題になるということでは町の方でも定めておりません。あくまでもNPOについては、国税長官が認めた特定非営利活動の法人それだけにしております。他については、国の方の法改正に基づいた改正等になります。

次の2頁の中程ですが、この2項についてもずっと旧の方では次の頁までありますけれども、これが先程申し上げました通り、新条例の方では前項の特例控除は法第314条の7第2項に定めるところにより、計算した金額ということで同じ内容が今回の地方税法に定められておりますので、その表現に改正して内容は同じになっております。こういった所で表現が変わったということになります。

4頁をお開き下さい。4頁については第27条町民税の申告でございますけれども、第23条の2という項目が第23条の2第1項(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する仮認定特定非営利法人に対するものを除く)及び第2項ということで改正しております。これは今回の今先程申し上げました改正に伴って、ここの所を改正する必要があるために、改正するものであります。それから第28条それから第29条については文言の改正であります。

6頁に入りまして、退職所得申告書の不提出に関する過料であります。過料関係は3万円から10万円に改正されますので、ここの所が改正になるということでありまして。それから、第66条関係の固定資産税の課税標準の第9項、これは地方税法の改正がありまして、項ずれがありまして、その項を直すものであります。その66条10号の法349条の3第11項についても項ずれが発生したために12項に変わったということになります。それから71条の過料についても3万円が10万円に変わります。第81条の固定資産に係る不申告に関する過料についても3万円が10万円、次の軽自動車税についても3万円が10万円になります。105条の2、これは追加になる訳であります。今回新規に追加されます。これにつきましては、たばこ税に関する不申告に関する過料という項目がございますので、新たに追加になります。これが第105条の2たばこ税の申告納税者が正当な理由なくして、第103条第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対して10万円以下の過料を科する。それから2項、3項こういうような事で新たに105条の2を追加するものであります。鉦産税の不申告に関する過料もたばこ税と同様に、今まで過料がございませんでしたので、同様に追加するものであります。

次の頁、8頁になりますが、鉦産税それから112条の不申告過料、130条の特別措置保有税の納税加入に係る不申告に関する過料、これがいずれも3万円が10万円になるということでございます。136条の2につきましては、先程と同じように特別措置保有税に係る不申告に係る過料の定めがございませんでしたので、今回追加するものでございます。

次の頁、9頁になりますが、今回この条を追加したものでありますので、特別保有税の減免の規定の条ずれが起きますので、136条の2が136条の3という条文上に移ります。その改正であります。それから、

入湯税の特別徴収義務者に関する帳簿記載等の義務違反等に関する罪、これも罰則規定が全て3万円が10万円になるということでの改正でございます。本則の附則の改正になります。本則の附則の改正寄附金控除に係る特例控除の控除額の特例でございます。この第4条の4が改正になりますが、最初の所については文言は同じになっております。

10頁に入りまして、10頁の新条例の方の第1行目の受ける時は「の次から」が新しく変わっております。次から第23条の2第2項に規定する、特別控除額は同項にも規定に関わらず法附則第5条の2第2項に定める所により計算した金額額とするという改正になっております。それが旧条例の左側ずうっとありますけども、10頁の所ですが、これと同じ事を言っております。これが地方税法の法附則で定められた事によりまして、こちらの方が新しい条例でこのわずか2行の関係で全て同じように取り込んだということでもあります。ここについても、5千円という旧の上から3行目にありますが、これは地方税法の関係で5千円が2千円に変わっております。その他について、全て同じ事を言っております。

それから11頁に入りまして、肉用牛の売却により事業所得に係る町民税の課税の特例、附則の第5条であります。これが24年度まででありました時限立法が平成27年度まで延びたということになります。これにつきましても、法附則第6条第4項に規定されまして、このアンダーラインの所が基本的に同じ事を言っていると。但し、2,000頭以上である場合に限るという所が1,500頭に附則第6条第4項によって改正されています。中味については全て同じ事を言ってる訳ですが、1,500頭が変わったという所があります。それから、送達される時肉用牛租税特別措置法これについては表現を訂正したということでもあります。第2項についても、ここに書いている2,000頭以外については文言は基本的には同じであります。これが法附則に定められた為にこのような簡単な表現になったということでもあります。

12頁に入りまして、これについても租税特別措置法に改めるものであります。次に掲げる金額というのは、法附則第6条第5項で計算されますので、その金額になったということでもございまして、次の1号、2号(1)(2)とありますが、1号、2号をこの1行で全て読むということになります。続きまして、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者が全て申告という改正であります。7条の2の4項であります。今までは認定でありましたが、これが登録に変わっております。それから、次の上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例であります。13条の3にこの課税の特例があります。これが先程の改正に伴いまして、その最初のアンダーラインの附則第4条の4というのが、附則で読む事になりますのでここには改めて書かなくてもいいということになります。それから、次のアンダーラインであります。この条文も無くなりましたので23条2の第2項前段でこれらを全て同じ事を読むということになります。その下のアンダーラインについても削除しましたが、内容的には全然変わっていないということになります。この上場株式等については、所得税、住民税、町県民税合わせて10%が延長されるということになります。

次の14頁であります。土地等の譲渡所得等に係る事業所得に係る町民税の課税の特例、それから15頁の下短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例、その次の16頁の株式等に係る譲渡所得に係る町民税の個人の課税の特例、それから17頁の先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例、それから次の18頁の条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例については、先程と同じように条文が変わった為に、同じ内容で改正されるものであります。これが条例改正の第3条仕立ての1条の文でございます。

それから次の20頁に入ります。20頁につきましても、平成20年の条例改正がございましたけれども、その附則に20年度の附則の改正があります。個人の町民税に関する経過措置、その所が今回の税制改正に伴って第6項の所も追加する必要があるということで、この6項が追加になっております。従いまして、まず6項追加する訳ですので、6項以降がすべて項ずれを起こしております。そういった事で6項が7項、7項が8項、そういった事でずうっと訂正になります。それから、新条例の方で10項ありますが、23年12月が25年12月31日まで延長されたということになります。新しい条例では17項ですが、上場株式それから配当所得、それらの関係が25年の12月まで延長されたということでもあります。

次の頁22頁につきましても、項ずれを直しまして21項が22項になりまして、これは配当所得に係るになりますがこれも2年間延長されたということになります。

23頁に入りまして、これが今回提案する3条立ての3条目でございます。これが22年の3月の改正の附則が今回の法令改正で改正が必要となった為に、その附則が改正になるということでもございます。第

1条の非課税口座内の上場株式関係ですが、これが25年から27年1月1日に2年間延長されたということになります。それから第2条の6項の新条例附則第16条の3の規定というのが、新しくこの時に定められました。この25年も2年間延長された為に、ここが附則の改正をしたということになります。

それでは議案書の8頁に戻って頂きたいと思えます。議案第56号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定について。舟形町税条例の一部を改正する条例 第1条 舟形町税条例（昭和47年9月条例第11号）の一部を次のように改正する。これは第16条以下については今内容については新旧対照表の方で説明をさせて頂きましたので、割愛をさせて頂きます。

ずうっと行きまして、11頁の真ん中これが先程申し上げました第2条 舟形町税条例の一部を改正する条例（平成20年4月条例第13号）の一部を次のように改正する。これがこの時に平成20年4月の条例の13号の附則をこのように変えるということでございます。

その11頁の一番下、第3条 舟形町税条例の一部を改正する条例（平成22年3月条例第16号）の一部を次のように改正する。この22年3月の条例第16号の附則についても改正をこのようにするという事でございます。新旧対照表で説明した通りでございます。

12頁をお開き下さい。12頁附則であります。施行期日。第1条 この条例は公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

第1条中第16条第1項の改正規定、同条第29条第1項の改正規定（3万円を10万円に改める部分に限る）、同条例第56条第1項、第71条第1項、第81条第1項及び第92条第1項の改正規定、同条例第105条の次に1条加える改正規定、同条例第110条の次に1条加える改正規定、同条例第112条第1項及び第130条第1項の改正規定、同条例第136条の2を第136条の3とし、第136条の次に1条加える改正規定並びに同条例第146条第1項の改定規定並びに附則第5条の規定これらについては交付の日から起算して2月を経過した日。

第2号1条中、町税条例第27条の改正規定並びに次条第3項及び第4項の規定については平成24年1月1日。

第3号第1条中、町税条例附則第5条の改正規定及び次条第5項の規定については平成25年1月1日。

第4号第1条中、町税条例附則第7条の2第4項の改正規定については高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第32号）の施行の日になります。

それから第2条の町民税に関する経過措置であります。第1条に規定する改正後の町民税条例（以下「新条例」という。）第23条の2の規定は町民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金並びに新条例第23条の2第1項に掲げる寄附金又は金銭について適用する。

2項であります。この条例の施行日（以下「施行日」という。）から平成23年12月31日までの間における新条例第23条の2の規定の適用については同条第1項第1号中第41条の18の2第2号に規定する特定非営利活動に関する寄附金とあるのは第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金とする。

第3項新条例第27条の規定は平成24年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成23年度分までの個人の町民税についてはなお従前の例による。

4項が平成24年1月1日から同年3月31日までの間における新条例第27条の規定の適用については同条第1項中特定非営利促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人とあるのは租税措置法第66条の11の2第3項に規定する認定特定非営利活動法人とする。

第5項新条例附則第5条の規定は平成25年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、第1条の規定による改正前の町民税条例（以下「旧条例」という。）附則第5条第1項に規定する免除対象飼育牛に係る所得に係る平成24年度分までの個人の町民税についてはなお従前の例による。

3条ですが、固定資産税に係る経過措置であります。別段の定めがあるものを除き新条例の規定中固定資産税に関する部分は平成23年度以後の年度分の固定資産税について適用し平成22年度までの固定資産税についてはなお従前の例による。

2項であります。新条例附則第7条の2第4項の規定は附則第1条第4項に定める日以後に新築され

る同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し高齢者に居住の安定確保に関する法律の施行の日から同号に定める日の前日までの間に新築された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第15条の8第4項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅についてはなお従前の例による。

税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置。第4条 施行日から平成23年12月31日までの間における改正後の町税条例の一部を改正する条例（平成20年4月条例第13号）附則第2条第6項中町税条例の一部を改正する条例、平成23年12月条例これ〇〇が今回の条例番号を取った場合に入りますけども、可決された場合に番号が入るといようになります。による改正後の条例第23条の2とあるのは「新条例第23条の2」と、「特定非営利活動に関する寄附金」とあるのは「第41条の18の3に規定にする認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動事業に係る事業」と、「に規定する事業に関連する寄附金」とあるのは「に規定する事業」とします。

罰則に関する経過措置ですが、第5条 この条例の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる町税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧条例の規定に係る町税に係るこの条例の施行後にした行為に関する罰則の適用については、なお従前の例によるということになります。

以上であります。先般このように改正文は長くなりますが簡単に申し上げますと、先般の全協で説明した内容ということになります。以上であります。

議長： これより質疑に入ります。

4番： 質問短くします。答弁も短くお願いします。我々に提出しました新旧対照表3頁の表の中の695万円を超え900万円以下の金額が100分の7となってますけれども、その金額の前後が70%なり80%、57%という金額になってますけれども、これ7%で本当にいいのか、間違いなのか、それ分かればここで答えて下さい。分からなかったら後での資料提出で結構です。

まちづくり課長： すみません。ここは多分間違っていると思いますので、調べましてこの所を訂正をお願いしたいと思います。

議長： 後からの提出ということで宜しいですか。

4番： はい、いいです。

議長： 他にありませんか。

（異議無しの声）

質疑無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（異議無しの声）

討論無しと認めます。これから議案第56号を採決します。議案第56号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第56号は原案の通り可決されました。

ここで会議時間の延長についてお諮りします。会議時間を午後5時まで延長したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議無しの声）

異議無しと認め、会議時間を午後5時まで延長致します。

日程第9

議長： 日程第9 議案第57号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について議題と致します。

まちづくり課長： 議案書の14頁をお開き下さい。14頁の方の下に提案理由がございます。提案理由でございますが、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律、及び地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年6月30日に公布されたこと、並びに町内に住所、居所を有しない国民健康保険税の納税義務者が納税管理人を定めることを可能とすることに伴い、町国民健康保険税条例の一部改正が必要であり、提案するものであります。

新旧対照表の24頁をお開き下さい。第26条の不申告に関する過料でございますけれども、これは先程と同様の理由でございまして過料を3万円から10万円に改正するものであります。それから26条の次に今提案理由申し上げましたけれども、納税管理人を定める項目、それから28条が納税管理人に係る不申告に関する過料を追加するものであります。28条もこのように追加するということになります。そういった事で

納税管理人が定められる事になってその者の不申告について過料を徴収する事ができるということになります。第27条については、2条が入りましたので新たに加えられましたので27条が29条に条ずれを起こすということになります。

議案書の方に戻りまして、舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。舟形町国民健康保険税条例（平成12年3月条例第40号）の一部を次のように改正する。改正内容は今申し上げました通りでございます。下の方に行きまして、附則（施行期日）第1条 この条例は、交付の日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から起算して2月を経過した日から施行する。（罰則に関する経過措置）第2条 この条例の施行前にした行為、並びにこの附則の規定により、なお従前の例によることとされる国民健康保険税、及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧条例の規定に係る国民健康保険税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。以上でございます。

議長： これより質疑に入ります。

9番： ちょっと確認をさせていただきますけども、まず内容から言って提案理由では納税管理人を定める事を可能にするということになってますけども、27条を見ますと町長に提出しなければならないということにかなり厳しくなっています。それで、この辺必ずしなければならないのかということ一つと、あと住所、居所を有しないという納税義務者の一つのケースですね。これは、例えば子供が大学に行く時に、例えば東京辺り、そういう大都市に行っている場合というものが想定されるのかと、あともう一つは内容から言って、いわゆる借入をする時の連帯保証人のような形と理解していいのか、この辺をお願いします。

まちづくり課長： これにつきましては、基本的には町長の方に納税管理人の申告書を出さなければなりません。出さない場合については、一般の同じ人と同じように納税事務所の方に行くということになります。そういった事で、こういう手続きを経れば納税管理人を定める事ができるということになります。こういったケースについては、町外の方に入所、入院をされまして、一人しかいなくて、その方がいなくて、徴収に滞ったりするということになります。そういった方については当然保険税が使われておりますので、その徴収の関係もありまして、納税義務書を定めればその人が仮に納めて頂くということになるということで、そういった方々が想定されると思います。

9番： そういふようになりますと想像する上で、なかなかいわゆる納税、取りにくいケースが想定されるのかなと思います。正直申し上げて、この納税管理人になった方は大変な重責を負う訳でありまして、義務者の方がかえって納税義務を免れる形にも受け取りかねないと思います。今入所という話でしたけども、そこから考えてみますとなかなか個人の意志というものをきちんと表示できないようなケースが想像されると思うんですけども、そうなった場合納税管理人を定めなければ入居もできないと、そういった施設入所ということもできないということになるのでしょうか。

まちづくり課長： 施設入所とかそういったものについては別だと思しますので、これについては納税管理人の定めは別の条例の方にはあるんです。国民健康保険税の方には町の方では定めがなかったものですから、これを定めるということになります。特に固定資産税については元々この家があった訳ですけども、いなくなって都会に住まわれたとか、そういった方がいる訳ですけども、そういった方について色々税金の徴収とか振り込まれたりするのが遠くて大変だということで、こういった定めに応じて町の方に実際納税管理人を定めまして、その方から納税してもらっております。実際にそういう方もおります。その方については、あくまでもこちらの方から申告書を出せという訳ではなくて、本人の利便性そういった観点から納税管理人を定めたいという申し出をこの期間内に行う事によって、そういった事ができるということでございますので、こういう納付の仕方もできる制度を定めるということでもありますので、あくまでもギリギリ取るとか、そういう事ではないということをご理解頂きたいと思えます。

9番： もう一回確認します。例えば、町外に住所を有した場合でも、きちんとした生計を立てて、住所もはっきりしているという場合は、こういった納税管理人というものは別に申告しなくてもいい事なのかというのが一つ。

それから、今後期高齢者医療者保険になった訳ですけども、これが平成25年以降でしたか、また廃止になって国保に戻るという想定もされています。そんな時に、例えば先程も言いましたけども、高齢者で施設に入所する為に住所を移すといった場合、町外の施設に入所して住所を移すといった場合にもこの納税義務者であって、町内に住所・居所を有しない者となると思うんです。そういう場合にはどうなのか、もう一回お願いします。

まちづくり課長： 一つ目は、必ず納税管理人を定めなければならないということではなくて、この条例を作る事によってこういった納付をする事ができるということになりますので、そういうようにご理解を頂きたいと思います。

保険税の適用を受けて、支払関係とかそういった事になりますけども、それらについてはいろんな納付のやり方があるようでございます。住所を有すれば基本的に他町村の町民になる訳ですので、そういった事になります。基本的には入院の場合は住所を有しない、住所を異動しないで入院する訳であります。住所を異動して入院された方についても、入所の場合については住所地特例とか、そういった観点で前に住んでいる所に求償する措置というものもありますので、そこら辺についてはケースバイケースで支払関係が出てくるのかと思います。これはあくまでも町の方の国民健康保険税の加入者であって、その町外にたまたま冬の間に子供の所に行くとかですね。こちらの方に住所を有しなくて納税管理人を定めておけばこちらの方から納めて頂ける仕組みを作るということでございますので、宜しくお願ひしたいと思います。

9番： 先程答えがなかったのですが、学生というケースの場合はどうなりますか。

まちづくり課長： 学生については、基本的にはこちらの方に通える範囲であれば宜しいですけども、通えない場合については住民基本台帳法に基づいて、住所を異動してもらうということが前提になっております。それで、保険証については学生の場合は保険証も持って行ってますけども、こちらの方でご家族がいらっしゃると思うので、そちらの方が合算をして国民健康保険税を払ってもらうということになりますので、特に申告の必要はないと思います。国民健康保険税につきましては世帯加入ですので、多分問題はないと思います。

6番： 私も今必至であります。改正した中において町の督促がやりやすくなるのか、メリットがどの位にあるのかなと聞いておりましたが、何もない中で強制力もない、そういう姿の中で改正だけして何の効果があるのかなというような気がした訳なんです。逆に言えば、そういう一つの法的な手続きをただやるだけかなという気がしますが、これをする事によって本当にメリットは何もないんですか。

まちづくり課長： これについてはメリットという訳ではなくて、町民の国民健康保険税の納税義務者の利便性を図るということでございますので、役場の方としては特に利便性のメリットが大きいので、滞納者もしやすいとかそういう事はあると思いますけども、そういった事の為にこれを規定するのではなくて、基本的には納税義務者の利便性を図る為に他の税目の条例と同じように、これを国民健康保険税でも定めるといふものでありまして、あくまでも本人の申告に基づいて、この仕組みが適用されるということでございますので、役場の方で率先してこれを代理人を立てるとか、そういった訳ではございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第57号を採決します。議案第57号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第57号は原案の通り可決されました。

日程第10

議長： 日程第10 閉会中の所管事務調査報告について議題と致します。総務振興常任委員長より報告を求めます。

総務振興常任委員長： 報告致します。平成23年12月8日舟形町議会議長 信夫正雄様。総務振興常任委員会委員長 野尻益夫。所管事務調査報告書。総務振興常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおりでしたので、報告いたします。

記 11月17日から18日、山形県庄内町と秋田県七滝土地改良区に視察研修を行いました。山形県庄内町が取り組む風力発電は日本最大悪風の一つ「清川だし」を逆転の発想で資源として活用し、現在庄内町では官民合わせて8基の風車が稼働し年間約1,250KWhの発電量を見込み町全体の年間消費量に対する新エネルギー比率が12.6%にのぼっていた。これは約6,937tのCO₂削減効果があるそうです。総合的に見ると風が強いといわれる庄内地方でも年間稼働率が20%でその他、落雷保険や修繕費などがかかるようでコスト面での課題があると思われた。

次に秋田県七滝土地改良区が取り組む小水力発電は東京発電（民間会社）から借り受けしたダリウス水

車発電装置を使用し約500Wの発電量があります。この発電容量でLED電球25個が取り付けることができ、3月11日の震災当日全世帯が停電する中、この水力発電に取り付けた街灯だけが灯り、自然と人が集まってきたそうです。また携帯電話の充電にも使用でき外部電源がないと回らない風車と比べると災害時には強いと感じた。

しかし、1.2m幅で落差0.8mの水路に設置するのに総事業費が1,125万円かかり、ここでも導入コスト対効果の課題がありました。

舟形町への自然エネルギーの導入を考える場合、コスト面での課題が出てくると思われ国、県、民間企業との連携が欠かせないので多くのアンテナを張り情報収集に努めるべきである。すでに先進的に取り組んでいる自治体も出てきているのでなるべく早く舟形町でもモデル事業などを利用して自然エネルギーの導入に取り組むべきです。そこで舟形町では土地改良区の用水路を利用するのが最適だと感じました。以上です。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから閉会中の所管事務調査報告を採決します。閉会中の所管事務調査報告を委員長報告の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって閉会中の所管事務調査報告は委員長報告の通り決定致しました。

議長： 続きまして文教民生常任委員長より報告を求めます。

文教民生常任委員長： 平成23年12月8日舟形町議会議長 信夫正雄様。文教民生常任委員会委員長大場清之。所管事務調査報告書。文教民生常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおりでしたので、報告致します。

記 11月21日に教育委員会より町内統合小学校の進捗状況について、健康福祉課より中学生までの医療費無料化実施後の状況と高齢者世帯等の冬季間の除雪対策について説明を受けた。

○調査の内容(行政の説明概要)(1)小学校統合について。①建築関係の進捗状況②体育着について(準備会での承認)③PTA組織規約について(準備会での承認)④跡地利用について⑤閉校式について(2)中学生までの医療費の無料化について。①当初の試算との比較について(当初試算とほぼ同額の負担割合)(3)高齢者世帯等の除雪対策について。①除雪サービスの改正案について②除雪体制づくりモデル事業について

○課題(1)小学校統合について。①校舎建築にかかる費用について・総工事費、2億8千万円(うち校舎部分1億9千8百万円、冷暖房設備8千万円)とあり、冷暖房設備の経費が多額である。舟形町での実績のある雪冷房システム等の検討はしたのか。②当初の統合説明会では「校舎増築はない」との説明ではなかったのか。③跡地利用について十分な協議が必要である。(2)高齢者世帯等の除雪対策について。①対象世帯の制約が厳しい。もう少し検討すべきである。②雪下ろし単価の解釈が曖昧である。(3)除雪体制づくりモデル事業について。①除雪庫の維持管理はどうするのか。②受け入れ地域との十分な話し合いが必要である。③作業事故等に対応した労災保険等も考慮すべきである。④地域制のバランスも検討すべきである。

○今後のあり方(1)小学校統合について。①雪冷房システム利用時の試算を検討すること。②校舎増築については再度検討すること。③新小学校における「食育」について検討すること。④跡地利用について町・地域と充分検討すること。(2)除雪体制について。①サービスの改正内容について再度検討すること。②モデル事業今後の対応について検討すること。以上でございます。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

質疑無しと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから閉会中の所管事務調査報告を採決します。閉会中の所管事務調査報告を委員長報告の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって閉会中の所管事務調査報告は委員長報告の通り決定致しました。

ここで皆様方にお諮り致します。先程4番佐藤議員の質問の中で中山課長の方から後程訂正という話がありましたけども、訂正の申し入れがございました。資料の訂正ということでもありますので、皆様方が許可すればここで訂正を受けたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議無しの声)

それでは中山課長お願いします。

まちづくり課長： 大変申し訳ありませんでした。新旧対照表の3頁の表の695万円を超え900万円以下の金額について「100分の7」を「100分の67」にご訂正お願いしたいと思います。どうもすみませんでした。

議長： それではこれを持ちまして12月定例会に付された事件は全て終了致しました。町長よりお礼の申し出がありますので、お受け致します。

町長： それでは一言御礼申し上げたいと思います。12月6日から今日までの3日間にわたりましての12月定例議会につきましては、ご提案申し上げました8つの議案について全会一致でご決議賜りまして、心から御礼申し上げたいと思います。

今年は1月の豪雪から3月11日の東日本大震災、7月の集中豪雨、9月の台風、自然災害が続く年であります。今現行は国の内外共に長引く円高の対策、最近の新聞ですと生活保護世帯が増加しているというニュースもあったようであります。或いは世界的な金融安定化の対策、さらに社会保障と税の一体の改革、一般質問ありましたTPPへの対応、或いは消費税の引き上げの論議、さらに国、地方の財源不足、そして東日本大震災の復旧、復興対策並びに原発事故の収束など課題が山積しております。

このような中にありまして、市町村の最大の財源であります地方交付税の動向であります。先程4番議員からも色々質問ありましたけれども、先月の11月30日に山形県の町村長と総務省の大臣官房米田審議官との意見交換がありまして、24年度以降の一般財源の地方に対する云々ということで、意見交換やりまして、来年度の市町村に実際に交付なる、これ出口ベースと言いますけども、昨年の当初要求の出口ベースと比較しまして、国全体で3千億円が減額になるという説明がありまして、来年度は非常に厳しい財源難というものを予測しなければならない状況であろうと思います。従いまして、今月は平成24年度の当初予算の要求の時期になる訳であります。当面する舟形町の課題並びに第6次基本計画、過疎計画による計画的な事業というものの具現化の為に、今申し上げました財政の改革なり、或いは財政健全化踏まえて予算編成しなければならないだろうと思います。

尚、今議会におきまして、色々議員の方から賜りました建設的な意見、或いは新たな発想或いは創意工夫の考え方というご意見もあったようであります。そしてまた色々な提言というもの、今後課長等会議で精査、協議をして、財政計画或いは全体的な緩急性というものを重視しながら、執行して参りたいと思います。

今後共に議員の皆さんには、更なるお力添えを賜りますよう心からお願いを申し上げたいと思います。また今議会で課題がありました職員の日常業務に対する怠慢、或いは自覚の無さ、緊張感の欠如から来る消費税の納付日を失念したということで非常に遺憾な訳でありまして、これに伴って違約金が発生した件については改めて議員の皆さん、町民の皆さんに深くお詫び申し上げたいと思います。今後、二度とこのような事がないように改めて6つ程の柱を今設定しておりますけども、そういう再発防止対策というものに基づきまして、町民の信頼を損なう事のないように全職員一丸となって再発防止に向けながら、そして取り組んで参りたいと思います。

いよいよ今年もあと半月余りになりますが、町民の皆さん、並びに議員の皆さんにおかれましては、良い年を迎えられまして、来る平成24年がご健勝で幸多き、そして実りのある年でありますように、心からご祈念申し上げまして、御礼を込めたご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

議長： 以上を持ちまして、平成23年第4回舟形町定例会を閉会致します。(15:58)

長時間の慎重審議ありがとうございました。ご苦労様でした。